

川崎市総合計画 第3期実施計画 (素案)

令和3（2021）年11月

川崎市

川崎市総合計画 第3期実施計画 素案について

川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。令和3（2021）年度は、第2期実施計画の最終年度となるため、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間を計画期間とする第3期実施計画の策定に向けて、取組を進めています。

これまで、令和3（2021）年8月に「川崎市総合計画 第3期実施計画 基本的な考え方」を公表するなど、実施計画の策定に向けて検討を進め、この度、「川崎市総合計画 第3期実施計画 素案」を取りまとめました。

この素案については、今後、パブリックコメントや市民説明会、各種団体等への出前説明会、市議会における議論等、市民の皆様の御意見をしっかりと踏まえるとともに、持続可能な行財政運営を可能とする「行財政改革第3期プログラム」の検討と連携しながら、実施計画策定に向けて更なる検討を進め、令和4（2022）年2月に「第3期実施計画 案」をとりまとめ、令和4（2022）年3月中に計画を策定します。

御意見の募集について

1 募集期間

令和3年11月27日（土）から12月27日（月）まで

2 御意見の提出方法

以下のいずれかの方法で御意見をお寄せください。なお、書式は自由ですが、巻末に「意見書」を添付してありますので御利用ください。

○ FAX、郵送、持参による提出

FAX：044-200-0401

郵送先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

↓こちらからもアクセスできます。

（持参先）総務企画局 都市政策部 企画調整課

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎 5階

○ インターネットによる提出

市のホームページ（「意見を募集している政策等」のページ）から意見の提出が可能です。アドレスは次のとおりです。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/170/0000134292.html>



市民説明会の開催について

「第3期実施計画 素案」及び「行財政改革第3期プログラム 素案」について、内容の説明や質疑応答を行うため、市民説明会を開催します。会場への参加は申込が必要です。また、事前に質疑応答のための質問を募集します。（詳細は巻末をご覧ください。）

日時：令和3年12月18日（土） 14時00分～16時30分

場所：中原区役所 5階会議室

目次

I 総論	P9
1 総合計画の趣旨.....	P11
2 計画の構成.....	P11
3 計画期間.....	P12
4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等.....	P13
5 これまでの進行管理・評価を踏まえた施策の推進.....	P14
6 計画策定にあたっての基本認識.....	P17
(1) 本市を取り巻く急激な環境変化.....	P17
① 新型コロナウイルス感染症の影響.....	P17
② 大規模自然災害の発生.....	P19
③ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展.....	P20
④ 社会のデジタル化の進展.....	P21
(2) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題.....	P24
① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少.....	P24
② 高齢者を取り巻く環境の変化.....	P28
③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化.....	P32
④ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり.....	P36
⑤ 気候変動の影響.....	P39
⑥ 災害対策の強化.....	P41
⑦ 都市インフラの老朽化と有効活用.....	P43
⑧ 産業経済を取り巻く環境変化.....	P45
⑨ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化.....	P49
⑩ 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進.....	P51
(3) 積極的に活用すべき川崎のポテンシャル.....	P53
(4) 新たな飛躍に向けたチャンス.....	P60
7 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた政策の推進.....	P64
8 都市構造と交通体系の考え方.....	P67
9 計画の推進に向けた考え方.....	P75
(1) これまでの取組や都市環境等の変化を踏まえた市政運営の推進.....	P75
(2) 少子高齢化等の人口構成の変化を踏まえた対応.....	P75
(3) データを活用した政策形成の推進.....	P75
(4) 「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域づくりの推進.....	P75
(5) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化.....	P76

(6) 行財政改革第3期プログラムに基づく行財政改革の推進	P78
(7) 「今後の財政運営の考え方」に基づく財政運営	P85
(8) 資産マネジメント第3期実施方針に基づく資産マネジメントの推進	P92
10 第2期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略	P97

II かわさき10年戦略..... P99

1 「かわさき10年戦略」の基本的な考え方	P101
2 中長期的な課題と戦略との関係等について	P102
3 「かわさき10年戦略」の概要	P103

III 実施計画..... P117

実施計画について	P118
----------------	------

■政策体系別計画..... P119

政策体系別計画の見方について.....	P120
政策体系別計画 目次（施策別）	P124
政策・施策とSDGs 17のゴール対応一覧	P128
基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり.....	P136
政策 1-1 災害から生命を守る	P137
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる.....	P155
政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える.....	P169
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	P177
政策 1-5 確かな暮らしを支える	P208
政策 1-6 市民の健康を守る	P214
基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	P228
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる.....	P229
政策 2-2 未来を担う人材を育成する.....	P246
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する.....	P269
基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり	P278
政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる	P279
政策 3-2 地域環境を守る.....	P284
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす	P292
基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり	P306
政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興	P308
政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上	P322

政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる.....	P336
政策 4-4 臨海部を活性化する	P342
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する	P355
政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する	P364
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する	P370
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する	P383
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション.....	P399
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり.....	P408
政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する.....	P409
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる.....	P422

■ 区計画..... P 433

1 区計画の目的	P434
2 区計画の位置づけ	P434
3 区計画の構成	P435
4 区計画策定にあたっての基本認識	P435
5 区別計画	P439
川崎区	P441
幸区	P453
中原区	P465
高津区	P477
宮前区	P489
多摩区	P501
麻生区	P513

IV 進行管理と評価..... P 525

1 計画の進行管理.....	P526
2 市民の実感指標.....	P529
3 施策の成果指標.....	P530

V 資料編..... P 533

■ 川崎市基本構想.....	P534
■ 川崎市基本計画.....	P537
■ 令和元年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要	P542
■ 総合計画と連携する「分野別計画等」.....	P544

■ 政策体系図	P547
■ 施策を推進する経常的な事務事業一覧	P563
■ 総合計画に設定する成果指標一覧	P579



I 總論

1 総合計画の趣旨

川崎市総合計画（平成 28（2016）年 3 月策定）は、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために、策定したものです。

この計画の趣旨に基づき、『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』の実現をめざします。

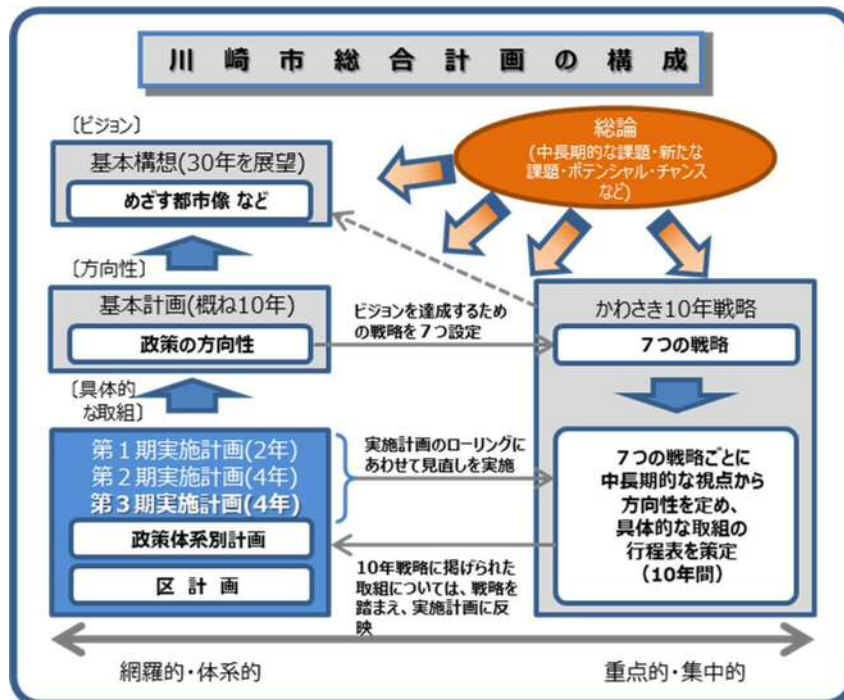
※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを含めて使用しています。

2 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造としており、実施計画のローリングにより、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

また、基本構想に掲げるめざす都市像等を実現するために、中長期的な課題等を踏まえて、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき 10 年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めていきます。

なお、総合計画に掲げるめざす都市像等については、急速な少子高齢化や人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会の維持をめざす地方創生の考え方と重なることから、第3期実施計画は「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとします。

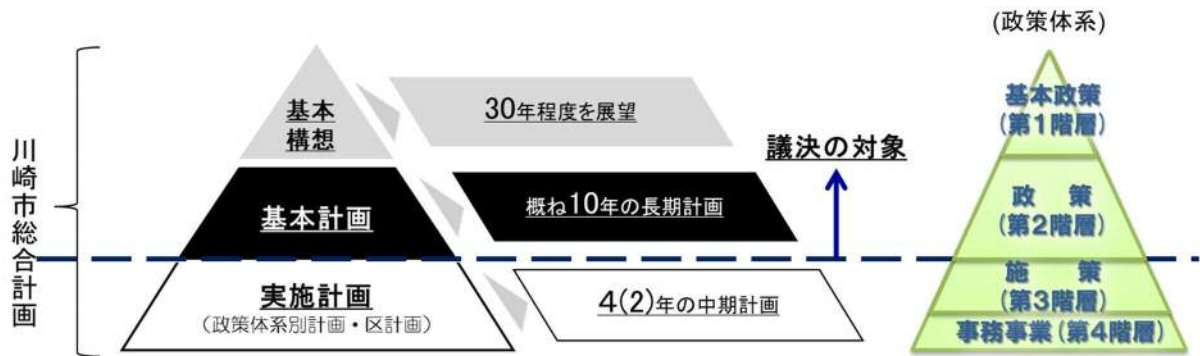


3 計画期間

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5 つの基本政策を定めるものです。

「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために、23 の政策及び、その方向性を明らかにするものです。

「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第 3 期実施計画の計画期間は令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度の 4 か年となります。



【「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間】								
	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)		R7年度 (2025)
基本構想	川崎市 基本構想 30年程度を展望							
基本計画	川崎市 基本計画 平成28年度から概ね10年							
実施計画	第1期 実施計画 H28(2016)~H29(2017)		第2期 実施計画 H30(2018)~R3(2021)			第3期 実施計画 R4(2022)~R7(2025)		

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

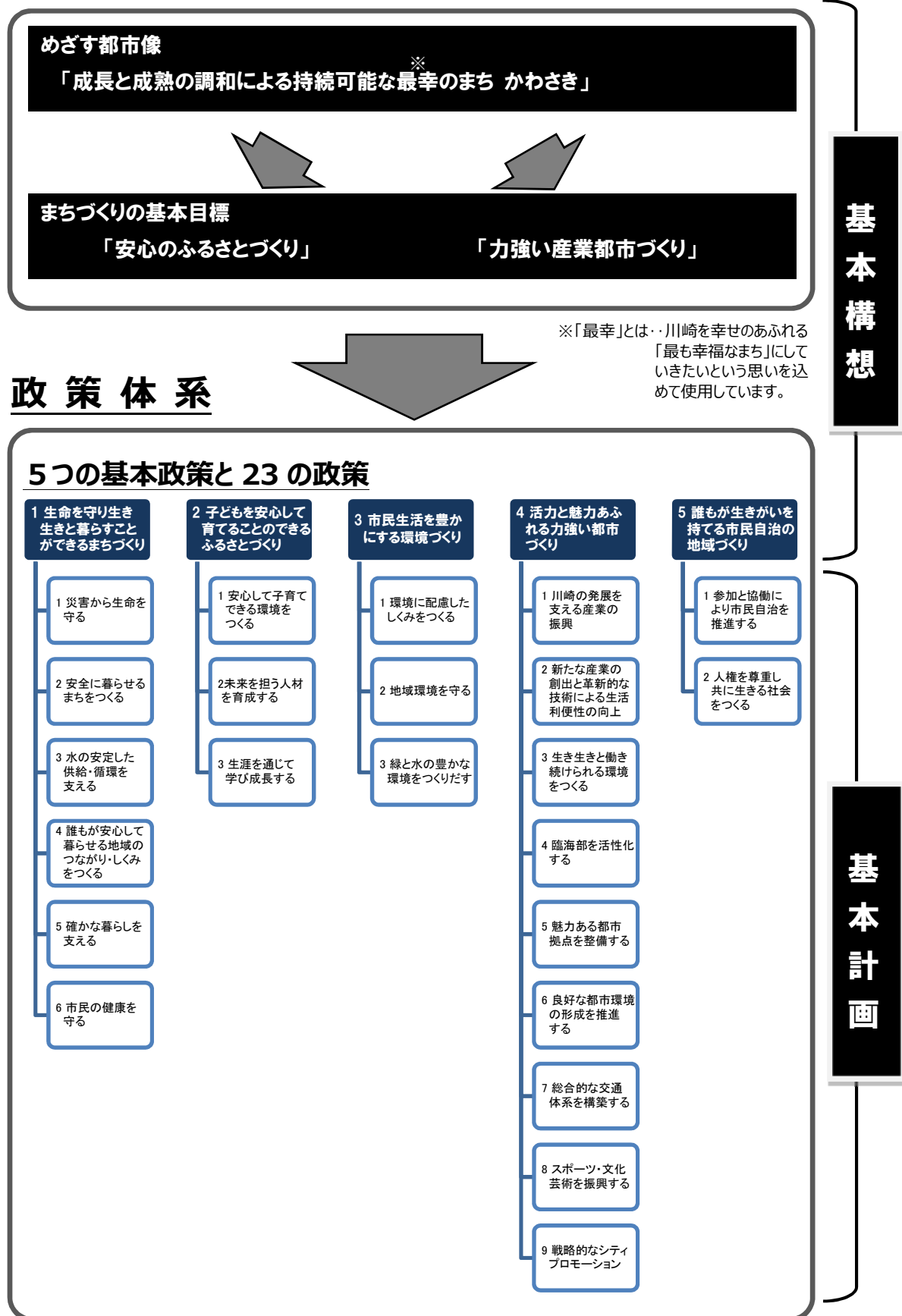
基本政策 5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



※23の政策の下に、「実施計画」に位置づけられた74の「施策」と約570の「事務事業」が連なります。

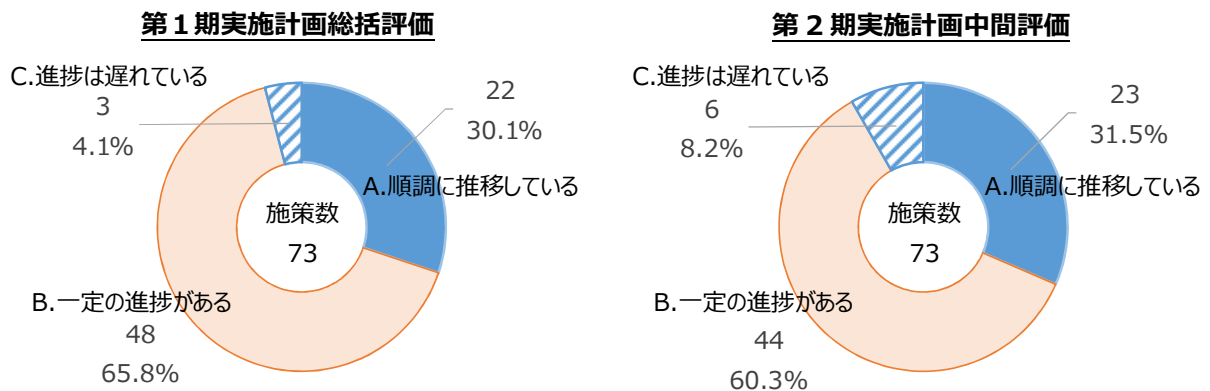
5 これまでの進行管理・評価を踏まえた施策の推進

総合計画における進行管理の考え方（「Ⅳ 進行管理と評価」参照）に基づき、第1期実施計画策定以降、第1期実施計画（平成28（2016）から平成29（2017）年度）の総括評価及び第2期実施計画（平成30（2018）から令和3（2021）年度）の中間評価を実施しました。

第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画の策定に着実に反映するなど、より効率的・効果的な取組を推進します。

（1）これまでの施策の評価結果の概要

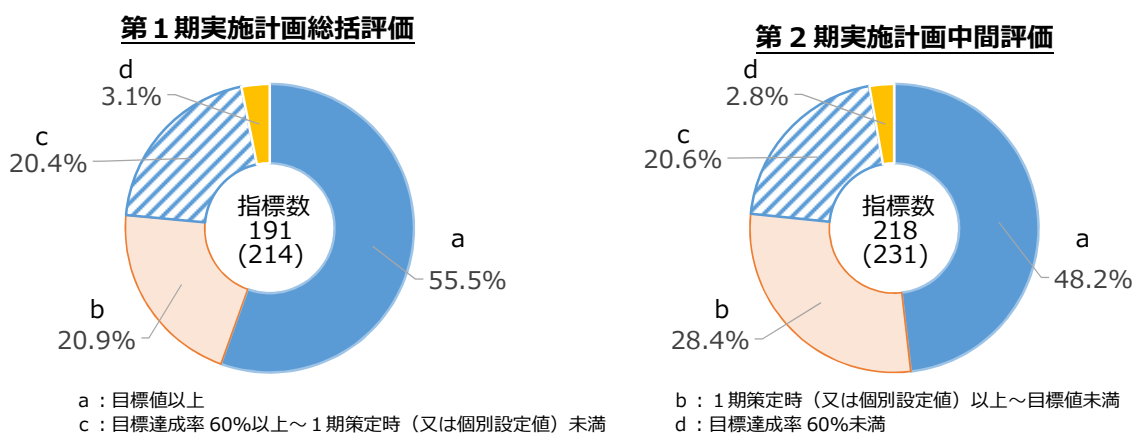
① 施策の進捗状況



第1期実施計画及び第2期実施計画における73の施策について、成果指標の多くが目標を達成している「A. 順調に推移している施策」と、目標未達成のものがあるが一定の進捗があった「B. 一定の進捗がある施策」を合わせた割合は、それぞれ90%を超えており、これまで概ね順調に進捗しています。

なお、「C. 進捗が遅れている施策」としては、配下の事務事業のうち、複数の事業に遅れが見られたものなどがありました。また、第2期実施計画の中間評価では、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、成果指標が第1期実施計画策定時を下回ったものなどがありました。

② 施策に設定した成果指標の達成状況



※ 評価時点で達成度が出ない指標を除いたもの。括弧内は全体指標数。

「指標達成度区分aとb」を合わせた割合は、第1期実施計画総括評価時は76.4%、第2期実施計画中間評価時は76.6%となっています。第1期実施計画策定時（又は個別設定値）を下回ったなど、目標を達成していない指標については、その原因はさまざまであることから、原因分析の結果を踏まえて取組を改善することで、第3期実施計画では、引き続き目標達成に向けて取組を進めていきます。

(2) 川崎市政策評価審査委員会による審議結果（外部評価）の概要

川崎市政策評価審査委員会では、総合計画における重要な政策等の評価に関して、施策の進捗状況等の確認が必要な施策等を選定し、領域別に分けた部会の中で、市民目線・専門的視点により、市の内部評価結果の妥当性等について、重点的に審議をしています。第1期実施計画総括評価及び第2期実施計画中間評価にあたり選定したそれぞれ12の施策（合計24施策）について、委員会で審議を行った結果、市の内部評価結果は妥当と判断されるとともに、審議対象施策それぞれに対して、今後より効果的に施策を推進していくための意見が出されています。

また、第1期実施計画総括評価及び第2期実施計画中間評価全体を通しては、一部の施策において、成果指標の実績が第1期実施計画策定時を下回るものや、取組に遅れが生じているものが見受けられたものの、多くの施策については、成果指標の実績値が掲げた目標に向かって一定進捗していると認められるとともに、委員会として総括意見がとりまとめられています。

本市では、委員会の意見等を十分尊重し、第3期実施計画策定等に反映するとともに、今後の取組改善に積極的に活用します。

川崎市政策評価審査委員会 第1期実施計画 総括評価 総括意見 概略

<p>成果指標の見直し及び横断的な連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務を行っている中での気づきを成果指標や取組の不断の見直しにつなげていくなど、日頃から改善を意識して取り組む必要がある。 ● 施策横断的な視点を持って組織間や施策間での横の連携を一層深め、より効果的に取組を進める必要がある。
<p>成果指標の達成状況を踏まえた課題の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画策定時の現状値から下がった、又は目標値に達していない成果指標について、原因分析を行い、課題を明確化し、今後の取組改善につなげるなど、効果的にPDCAサイクルが機能する進行管理・評価としていくことを強く望む。
<p>市の取組による成果の的確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外部要因による影響が大きい成果指標があるため、必要に応じて安定的に把握できる指標を設定するなどの工夫を望む。 ● 外部要因の影響が大きい成果指標を設定する際には、あらかじめ市の実施した取組による影響はどの範囲なのかを十分検討する必要がある。 ● 成果指標の目標値については、目標達成に向けてのプロセスや取組の到達点を具体的にイメージできるように設定する必要がある。
<p>施策の効果測定における精度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施策の直接目標に密接に関連している成果指標の達成度をより重視するなど、各成果指標の施策への貢献度を勘案する必要がある。 ● 施策の効果測定の精度をより向上させるため、達成度の判定に際して一定の幅を設けるなど、より実態に即した評価が可能となるよう評価手法を検討することを望む。
<p>第1期実施計画の総括評価を踏まえた評価手法の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに生じた課題に対応するなど、より効果的な進行管理のしくみとするための改善を継続することを望む。

第3期実施計画の策定に向けて、現在設定している成果指標を改めて点検するとともに、定性的な成果を幅広く捉えることで、施策全体をより適切に評価していくなど、より効果的な評価のしくみとなるよう更に改善を図っていくことを期待する。

第3期実施計画の成果指標の見直しによる施策の効果測定の精度向上

- 第2期実施計画で設定した施策の成果指標について、市の取組の効果を測定する上で課題のある成果指標が設定されている施策が見受けられるため、第3期実施計画策定に向けて、成果指標を改めて点検し、より適切に幅広く施策の効果を評価できる指標設定となるよう見直しを図る必要がある。
- 人々の価値観や社会のあり方などに多様化や変化が見られる施策については、それに対応した指標設定について検討していく必要がある。
- 既に第3期実施計画の目標値を上回っている成果指標の目標値についても合わせて検討する必要がある。

定性的な成果の幅広い把握によるより適切な評価の実施

- 設定した成果指標による評価だけにこだわることなく、新たな取組や創意工夫による改善などの効果を定性的な成果等として、これまで以上に幅広く捉え、総合的に施策を評価していく必要がある。

取組の改善に向けたより詳細な成果分析の実施

- 成果指標等の達成状況を詳細に分析し、目標を達成できた要因やできなかった要因を明確にし、取組がより効果的なものとなるよう更なる改善につなげていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の的確な対応

- 施策によっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」の定着や行動変容等による影響を大きく受けることが想定されるため、社会動向を十分見極めながら、的確に対応していくことを望む。
- イベント参加者数や施設入場者数などが集うことや来場を前提とした視点での成果指標以外の新たな指標を設定するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策の方向性に合致した目標設定になるよう検討していく必要がある。

(3) これまでの進行管理・評価を踏まえた対応の考え方

総合計画では、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルがより一層効果的に機能するように進行管理を行っています。

第3期実施計画では、川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画に確実に反映するなど、より効率的・効果的な取組を推進します。

また、第3期実施計画では、より適切な施策の達成状況の把握・評価に向けて、各施策について、直接目標や施策の方向性に一層合致した指標構成となるよう、成果指標の追加を行うなど、進行管理における施策の効果測定の精度向上を図っており、効果的に施策を推進します。

さらに、これまでの政策に関する市民の実感指標の達成状況等を踏まえ、市民の実感指標の目標値について、見直しを行っており、市民目線での施策等の一層の推進につなげます。

なお、進行管理・評価を行う中で、計画策定後に発生した社会環境や都市環境の変化等による影響が大きく、必要やむを得ない場合については、取組の見直しや指標の追加等の対応を図ります。

6 計画策定にあたっての基本認識

総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉え、取組を進めることとしています。

第3期実施計画では、継続した課題を改めて整理するとともに、社会状況の不確実性が高まる中、「本市を取り巻く急激な環境変化」を含め、これまでに生じた社会環境や都市環境の変化による新たな課題の状況を分析した上で、課題に対応する取組を計画的に推進します。

(1) 本市を取り巻く急激な環境変化

近年、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、これを的確に捉えた取組を推進する必要があります。主な環境変化としては、新型コロナウイルス感染症の影響、大規模自然災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展及び社会のデジタル化の進展が挙げられますが、その他、「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透や、AI やビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用する Society5.0 の進展等の変化が生じています。

① 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となります。また、感染症の影響による社会変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。これらの状況を踏まえた必要な取組を、スピード感を持って進める必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響 「実質GDPと完全失業率」(国)

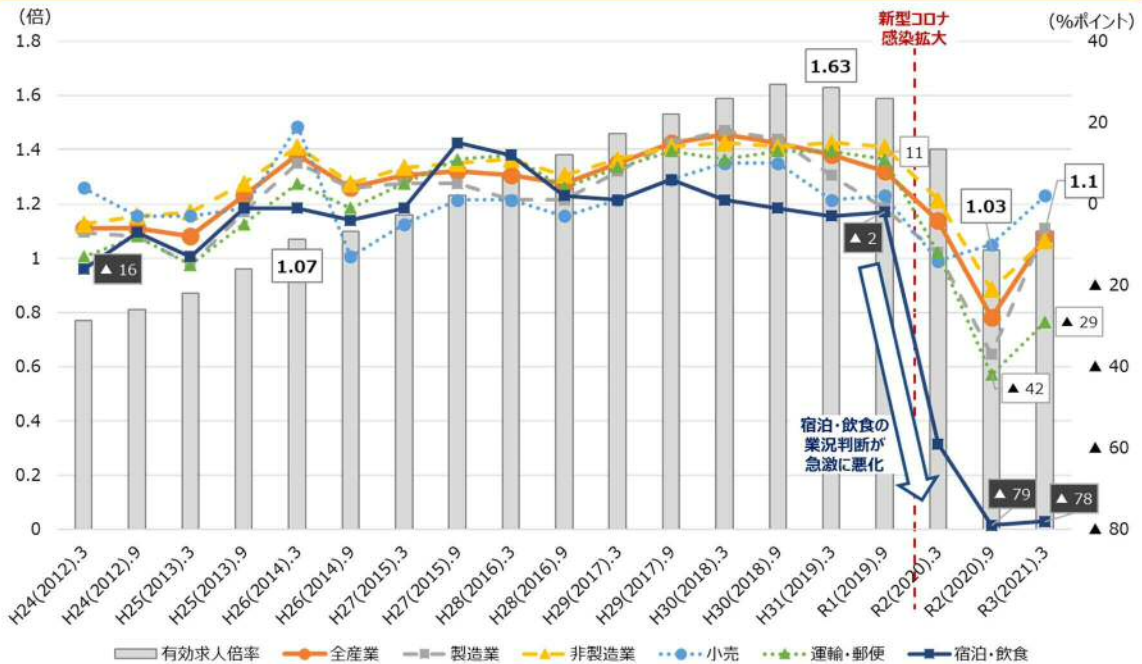
新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の実質GDP（国内総生産）は平成25（2013）年当時の水準まで減少した。一方、完全失業率の上昇は現時点では小幅にとどまっている。



資料：内閣府「国民経済計算（GDP統計）」、総務省統計局「労働力調査」から作成

新型コロナウイルス感染症の影響 「有効求人倍率と業況判断D.I.」(国)

新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率（季節調整値）と国内企業の業況判断は共に大幅に悪化したが、全体として改善傾向にある。ただし、運輸・郵便と宿泊・飲食の業況判断は大幅に悪化した状況が続いている。



※D.I.は「Diffusion Index」の略で、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」、日本銀行「企業短期経済観測調査（短観）」から作成

新型コロナウイルス感染症の影響 「感染症の影響による働き方と人の動きの急速な変化」

新型コロナウイルスの感染拡大により、首都圏の雇用型就業者に占めるテレワーカーの割合が上昇するとともに私鉄各社の通勤定期輸送人員が減少しており、社会のオンライン化が急速に進んでいる。



※テレワーク人口実態調査は、年度ごとに実施
 ※テレワーク人口実態調査では、テレワーカーを「これまで、ICT等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をしたことがあると回答した人」と定義づけしている。

資料：国土交通省「テレワーク実態調査」、東京急行電鉄(株)「月次営業状況のお知らせ」、小田急電鉄(株)「月次営業概況(速報)に関するお知らせ」、京王電鉄(株)「月次営業概況のお知らせ」から作成

② 大規模自然災害の発生

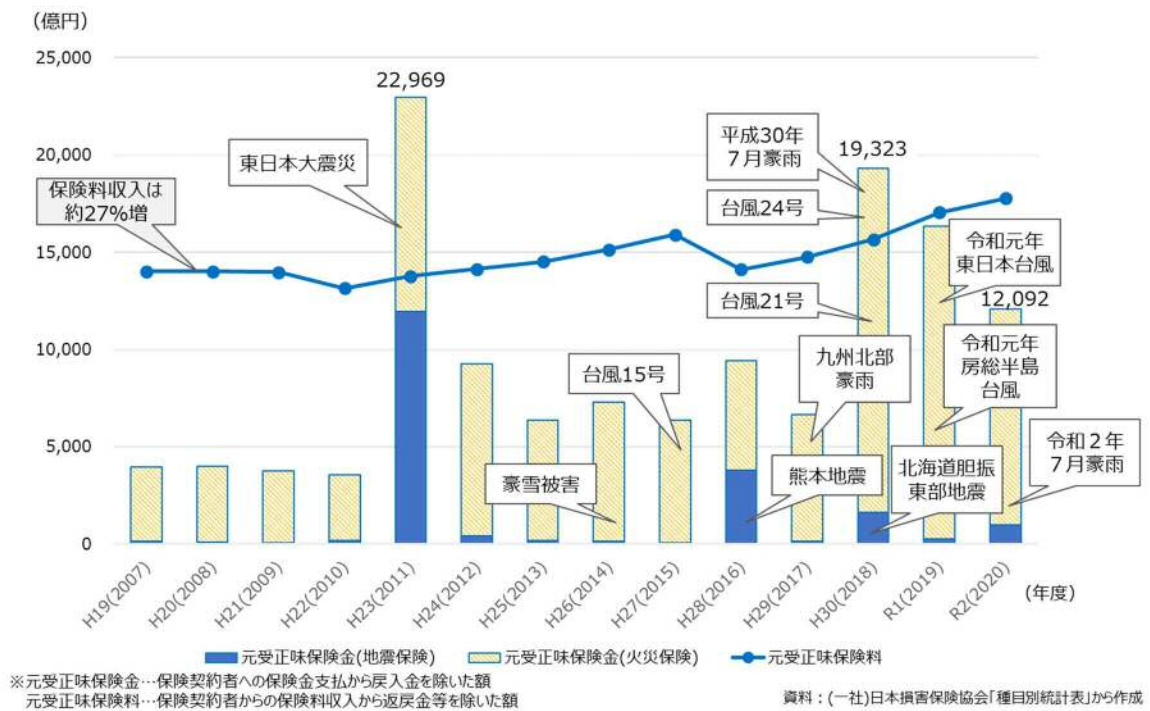
近年、大規模自然災害のリスクが増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策等に加えて、激甚化・頻発化する風水害に対しても、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。

大規模自然災害の発生「頻発する大規模な自然災害」(国)

平成23(2011)年の東日本大震災以来、平成28(2016)年の熊本地震など地震被害が続いている。また、平成30年7月豪雨や本市にも大きな被害をもたらした令和元年東日本台風など、大規模な風水害が発生している。



大規模自然災害の発生「火災保険・地震保険の保険料収入・保険金支出の推移」(国)

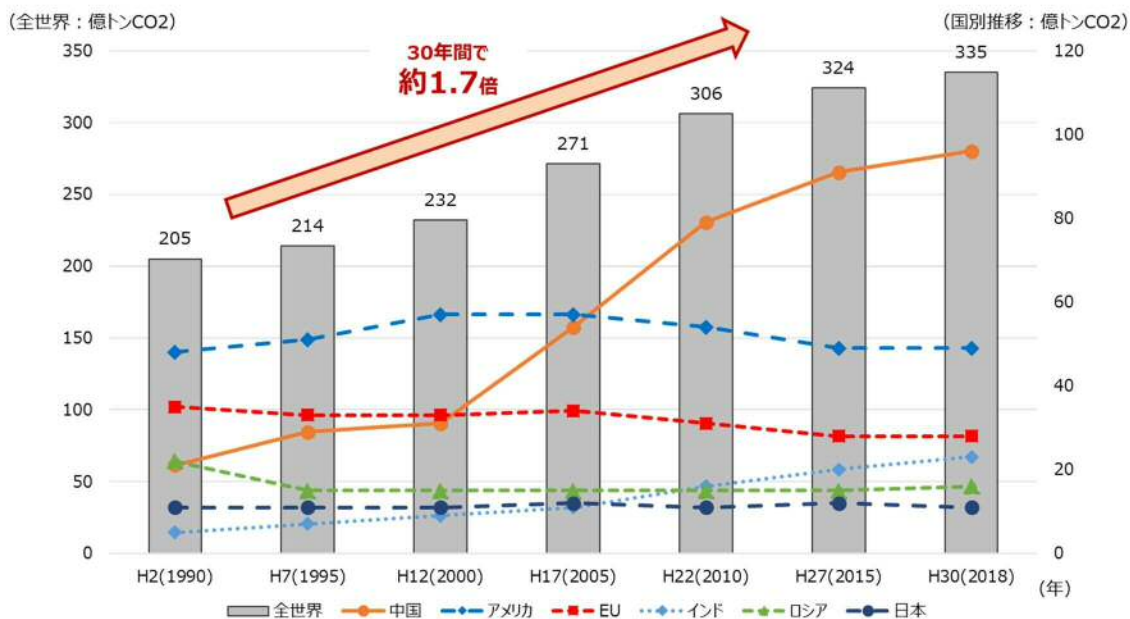


③ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

世界的に温室効果ガス削減に向けた動きが急速に進んでいます。本市においても、令和 32（2050）年の CO₂ 排出実質ゼロをめざす「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050）（令和 2（2020）年 11 月策定）」に基づき取組を推進していますが、今後、脱炭素化に向けた取組をさらに加速・強化していく必要があります。

脱炭素社会の実現に向けた取組の進展「エネルギー起源CO₂の排出量推移」（世界）

全世界の温室効果ガス排出量は中国の発展等を受けて急激な増加を示し、平成30（2018）年には335億トンに達した。平成28（2016）年には新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効し、令和 3（2021）年には、2030年に向けた温室効果ガスの排出削減目標を各国が相次ぎ打ち出している。

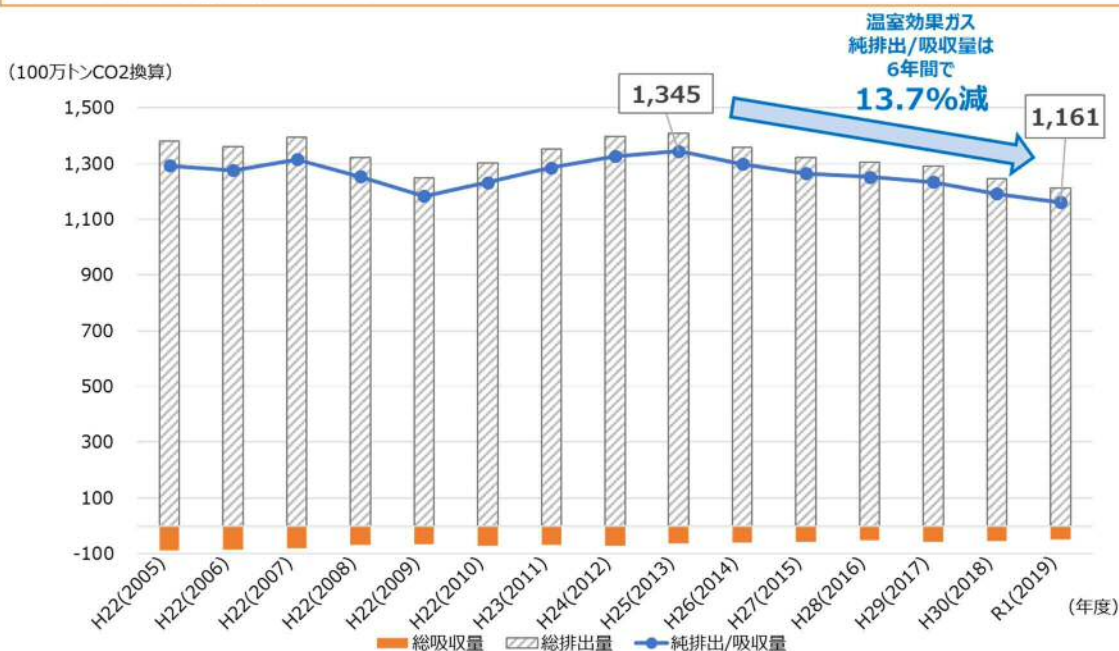


※EUの数値は、現加盟国27か国の排出量合計の推移

資料：IEA（国際エネルギー機関）「CO₂ Emissions from Fuel Combustion Highlights」から作成

脱炭素社会の実現に向けた取組の進展「温室効果ガス排出量及び吸収量の推移」（国）

世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進む中、我が国の温室効果ガス（GHG）の純排出/吸収量は平成25（2013）年からの6年間で13.7%減となっている。国は令和12（2030）年に平成25年比46%減とする目標を掲げている。



資料：地球環境研究センター「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2021年」から作成

④ 社会のデジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、デジタル化に向けた取組を着実に進める必要があります。

社会のデジタル化の進展 「国の動向」(国)

令和2(2020)年12月の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の策定以降、関係法令の整備や令和3(2021)年9月のデジタル庁の設置など、デジタル化の取組が急速に進められている。

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2(2020)年12月策定)

- ・ デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がる。



「デジタル社会形成基本法」(令和3(2021)年5月公布)

- ・ デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与する。



「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3(2021)年6月策定)

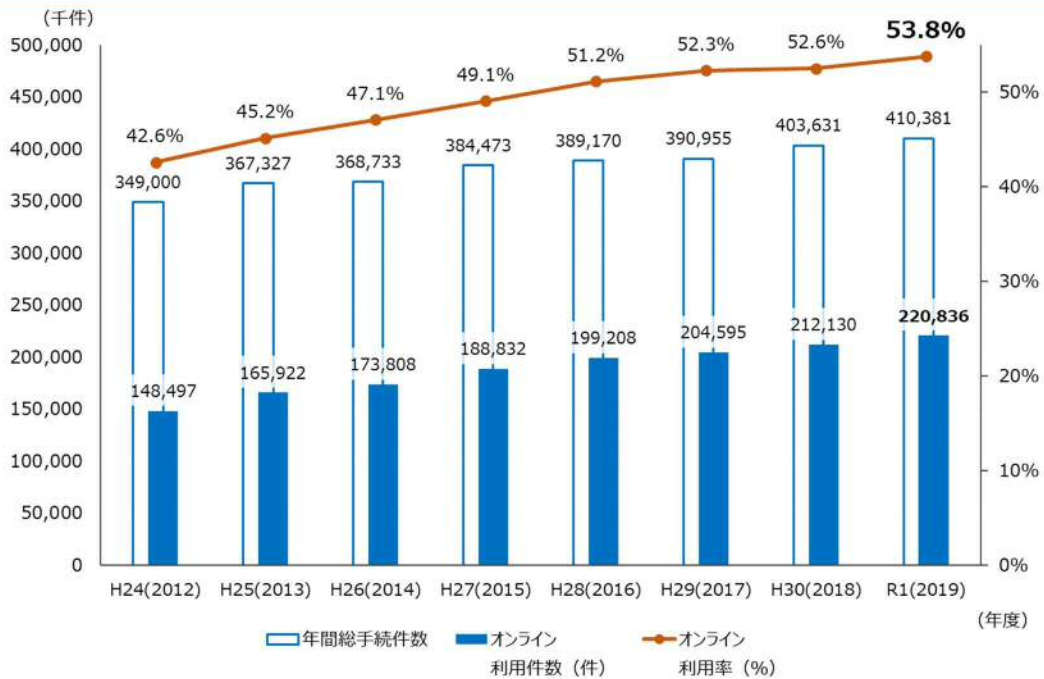
- ・ デジタル化はあくまでも手段であり、その目的は我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現
- ・ デジタル改革が目指す究極の姿は「デジタルを意識しないデジタル社会」
- ・ 徹底した国民目線で行政サービスを刷新すること等により、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会や、地方においてもデジタルによる恩恵が受けられる社会に向け、さらには、自然災害や感染症等に際しての強靱性の確保や、少子高齢化等の社会的な課題への対応のためにも、国、地方公共団体、民間事業者その他の関係者が一丸となって取り組む
- ・ 国民目線でサービス向上に資する取組をできるものから順次積極的に実践していく

デジタル庁がめざす姿

- ・ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会
- ・ 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化
- ・ デジタルを意識しないデジタル社会

社会のデジタル化の進展 「行政手続のオンライン利用率・オンライン利用件数」(国)

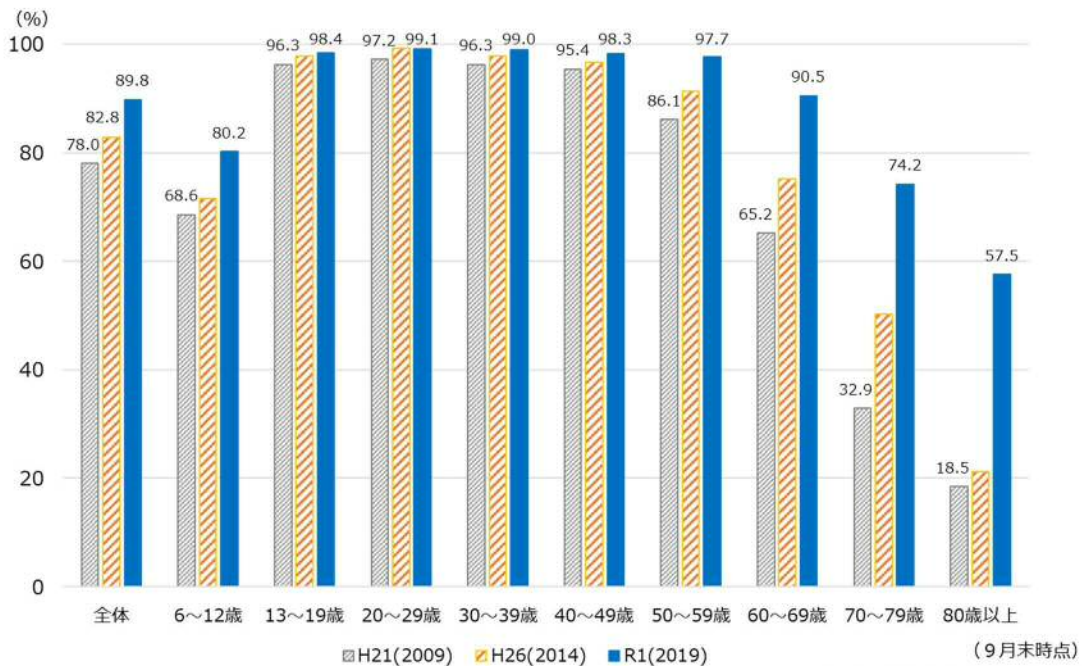
地方公共団体が扱う行政手続のオンライン利用率は令和元（2019）年度で53.8%となっており、オンライン利用件数も2億2千万件を超えている。



資料：総務省「情報通信白書令和2年版」、
総務省「令和元年度における地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン利用の状況」から作成

社会のデジタル化の進展 「インターネットの利用状況(個人)」(国)

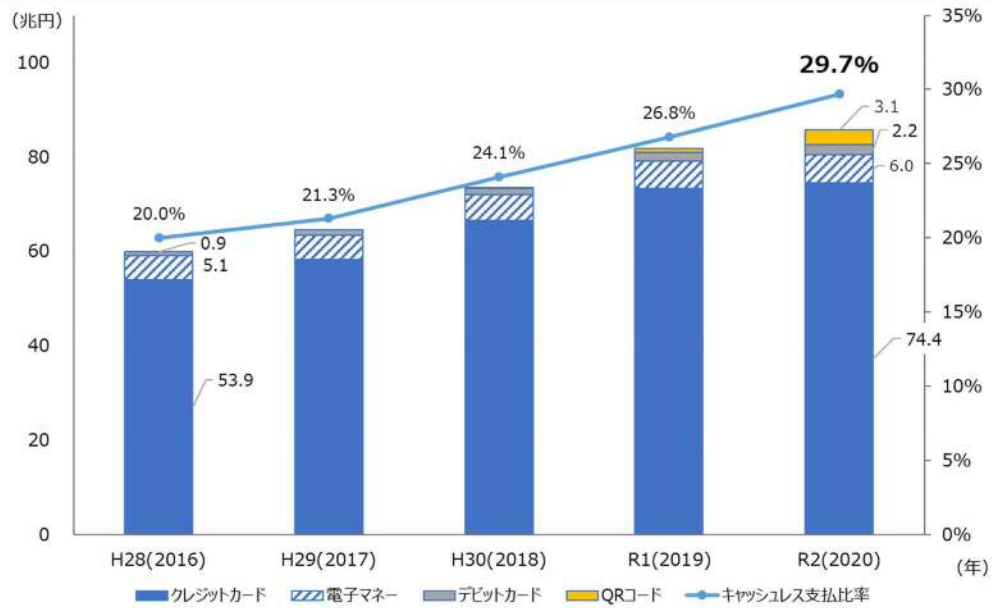
我が国のインターネット利用者の割合は90%弱まで達している。近年は60歳以上の年齢層でインターネット利用状況が急速に伸びており、令和元（2019）年の調査では、80歳以上の利用者の割合も60%弱となっている。



資料：総務省「通信利用動向調査」から作成

社会のデジタル化の進展 「現金支払からキャッシュレス支払への転換」(国)

近年、我が国のキャッシュレス決済比率は急速に高まっており、令和2（2020）年末には約30%となった。国では「成長戦略フォローアップ（令和元（2019）年）」において令和7（2025）年6月までに40%程度とすることをめざしている。



資料：内閣府経済社会総合研究所資料（民間最終消費支出：名目）、
 (一社)日本クレジット協会調査、日本銀行「決済動向」、
 (一社)キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」から作成
 ※QRコード決済利用金額の統計は平成30（2018）年以降

(2) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

① 少子高齢化の更なる進展、人口減少社会への転換、生産年齢人口の減少

〔本市の将来人口推計のポイント〕

- 令和 2（2020）年以降・・・「年少人口が減少」
- 令和 7（2025）年頃・・・これまでの間に「超高齢社会が到来」
「生産年齢人口が減少へ」
- 令和 12（2030）年頃・・・「本市の人口のピーク」
「本市の人口が減少へ」
- 令和 27（2045）年頃・・・「現役世代 2 人で 1 人の高齢者を支える社会」

日本の人口について、国立社会保障・人口問題研究所による平成 29（2017）年の日本の将来推計人口では、総人口が減少局面に入っている状況にあり、平成 27（2015）年から平成 77（2065）年にかけて、約 3,900 万人（約 30.7%）減少する見込みとなっています。

一方、本市の人口について、令和 3（2021）年に行った本市の将来人口推計では、少子高齢化がさらに進展し、令和 12（2030）年頃まで人口が増加した後、人口減少社会に転換する見込みとなっています。

その内容について、平成 29（2017）年に公表した前回の将来人口推計と比較すると、人口のピークの時期は変わりませんが、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等を要因として、人口ピーク値は約 1.6 万人の増加となっています。また、年少人口は、令和 2（2020）年頃を境に減少過程に移行していると想定され、生産年齢人口は、令和 7（2025）年頃まで増加を続け、その後減少過程に移行すると想定されます。老年人口は、当面増加を続け、ピークは令和 32（2050）年頃と想定されます。

基本構想で展望する 30 年間の人口構成等の主な変化としては、令和 7（2025）年までの間に本市でも「超高齢社会（一般的には 65 歳以上の人口比率が 21%を超えた状態とされています。）」が到来するとともに、人口のピークとなる令和 12（2030）年を経て、令和 27（2045）年には現役世代が約 2 人で 1 人の高齢者を支える状況となることを見込まれます。

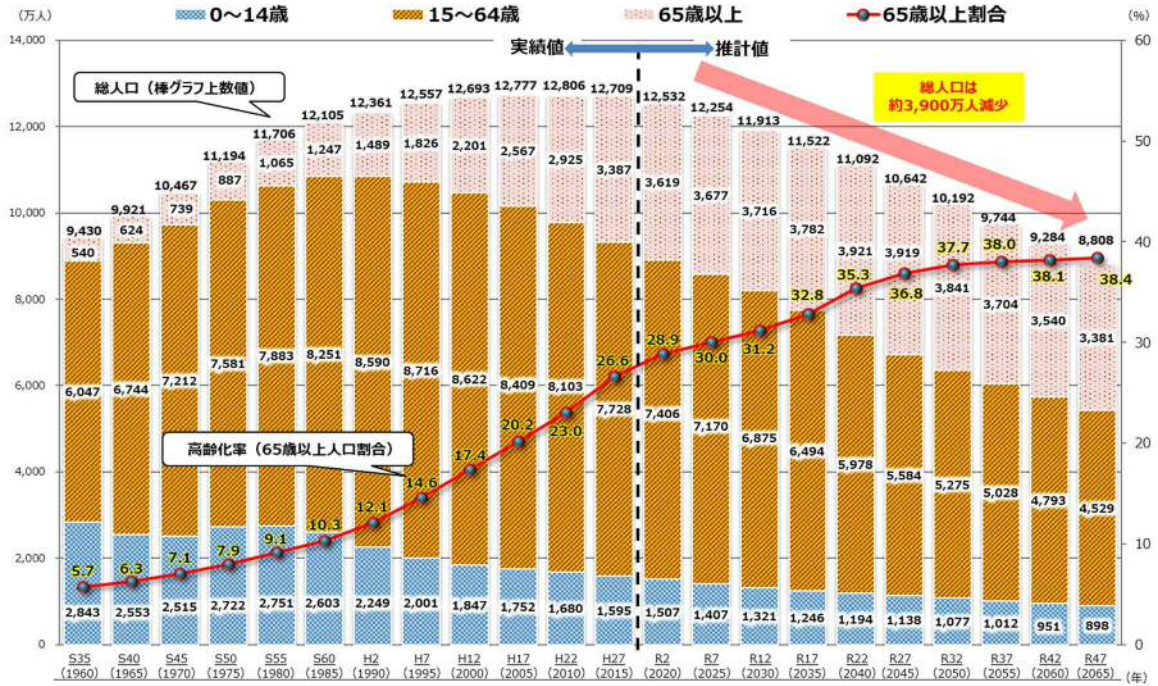
また、本市の人口の転出入状況においては、20 代前後の若い世代の転入が大きく超過する一方で、子育て世代は転出超過となっています。

現状、全国的に人口が減少に転じる中、本市は人口の増加が続いていますが、将来人口推計では、少子高齢化の進展、将来的な人口減少社会への転換、生産年齢人口の減少が予測されることから、今後も、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、豊富な文化芸術資源や水と緑の豊かな自然環境等を活かしながら、魅力と活力にあふれる暮らしやすいまちづくりに向けた取組等が求められています。

なお、本市の人口動向は、景気をはじめとする社会経済環境などの変化に強く影響を受けるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした今後の社会変容の予測が困難な状況であるため、中長期的な将来人口については、今後も検証を行っていきます。

人口の推移と将来人口推計（国）

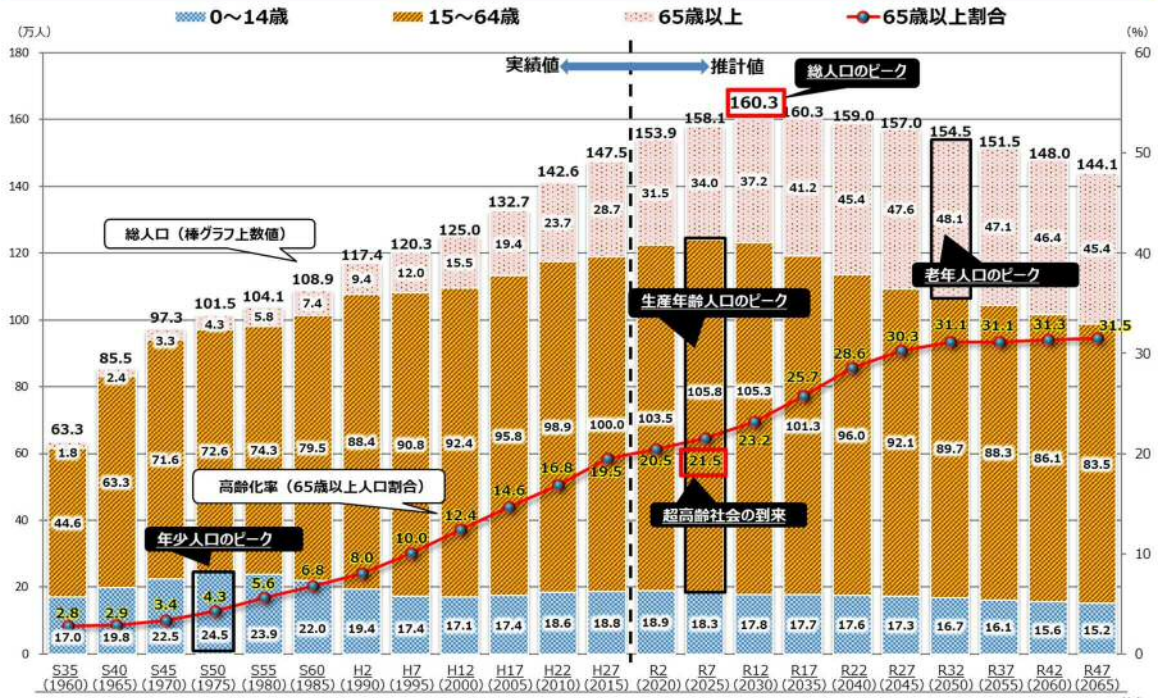
日本の総人口は、令和47（2065）年には、約8,800万人と約3,900万人減少し、高齢化率は約38%へと上昇する見込み。



※平成27（2015）年以降は、「年齢不詳」をあん分した人口。平成22（2010）年以前は、総人口にのみ「年齢不詳」人口を含む資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果より作成

人口の推移と将来人口推計（市）

本市は、少子高齢化がさらに進展し、令和12（2030）年頃をピークとして人口減少へ転換する見込み。



※平成27（2015）年以降は、「年齢不詳」をあん分した人口。平成22（2010）年以前は、総人口にのみ「年齢不詳」人口を含む資料：平成27（2015）年までは「国勢調査」、令和2（2020）年以降は川崎市将来人口推計

将来人口推計の前回推計（平成29（2017）年）との比較（市）

前回推計（平成29（2017）年公表）と比較すると、駅周辺を中心した拠点開発の進捗等により、人口ピーク値が前回と比べ約1.6万人の増加となっている。生産年齢人口は、前回推計よりもピーク時で約3.0万人増加する結果となっているが、年少人口と老年人口は、前回推計よりも減少している。

【特徴】	令和3（2021）年推計	平成29（2017）年推計	差異
	今回推計	前回推計	
人口ピーク年	令和12（2030）年頃	平成42（2030）年頃	±0年
人口ピーク値	約 160.3万人	約 158.7万人	+1.6万人
年少人口（0-14歳）ピーク*	令和2（2020）年頃 約 18.9万人	平成42（2030）年頃 約 20.2万人	-10年 -1.3万人
0-4歳人口ピーク*	平成27（2015）年頃 約 6.6万人	平成32（2020）年頃 約 7.4万人	-5年 -0.8万人
生産年齢人口（15-64歳）ピーク	令和7（2025）年頃 約 105.8万人	平成37（2025）年頃 約 102.8万人	±0年 +3.0万人
老年人口（65歳以上）	令和32（2050）年頃 約 48.1万人	平成72（2060）年時点で 約 50.4万人	-10年 -2.3万人
75歳以上人口	令和37（2055）年頃 約 30.8万人	平成72（2060）年時点で 約 31.5万人	-5年 -0.7万人

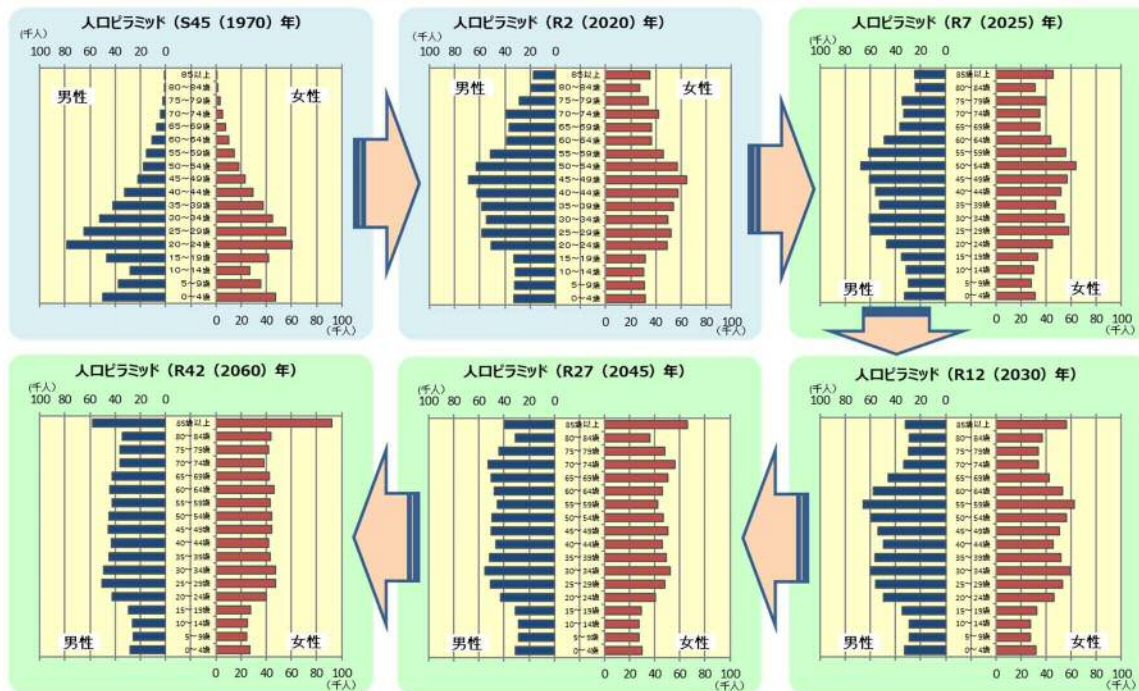
※ 端数処理を行っています。

* 基準となる平成27（2015）年及び推計期間の中での最大値

資料：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」

人口構成の変化（市）

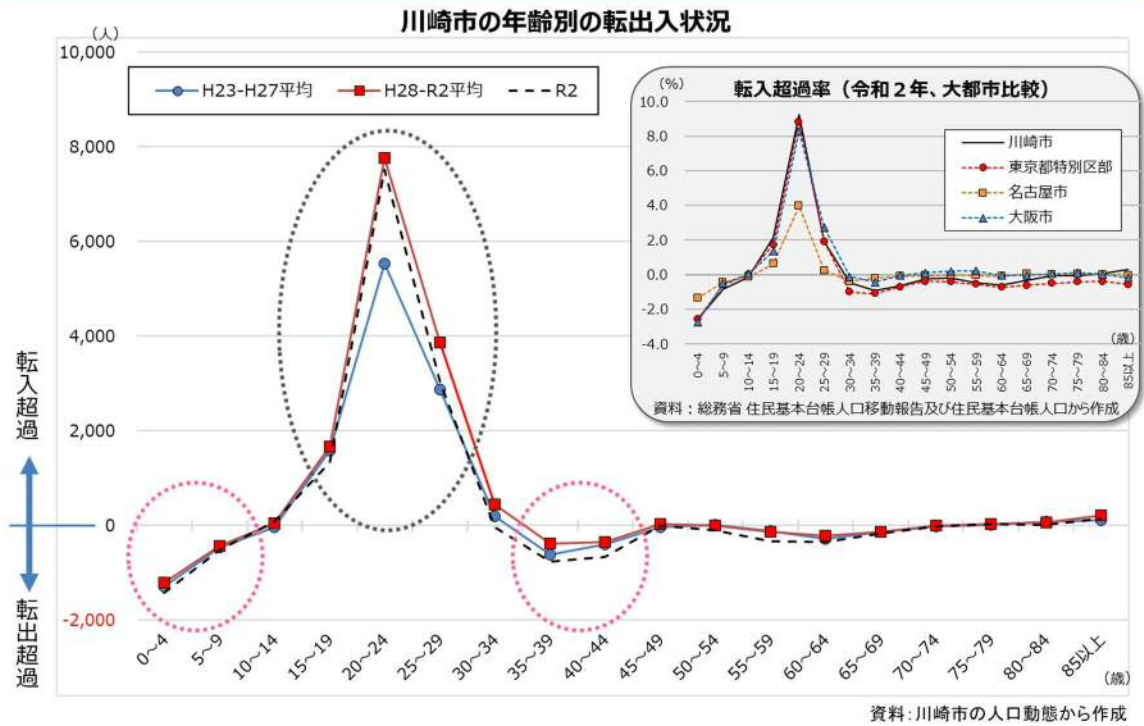
今後、徐々に年齢区分ごとの人口差が小さくなり、令和27（2045）年頃には、人口構成が大きく変化することが予測される。



資料：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」

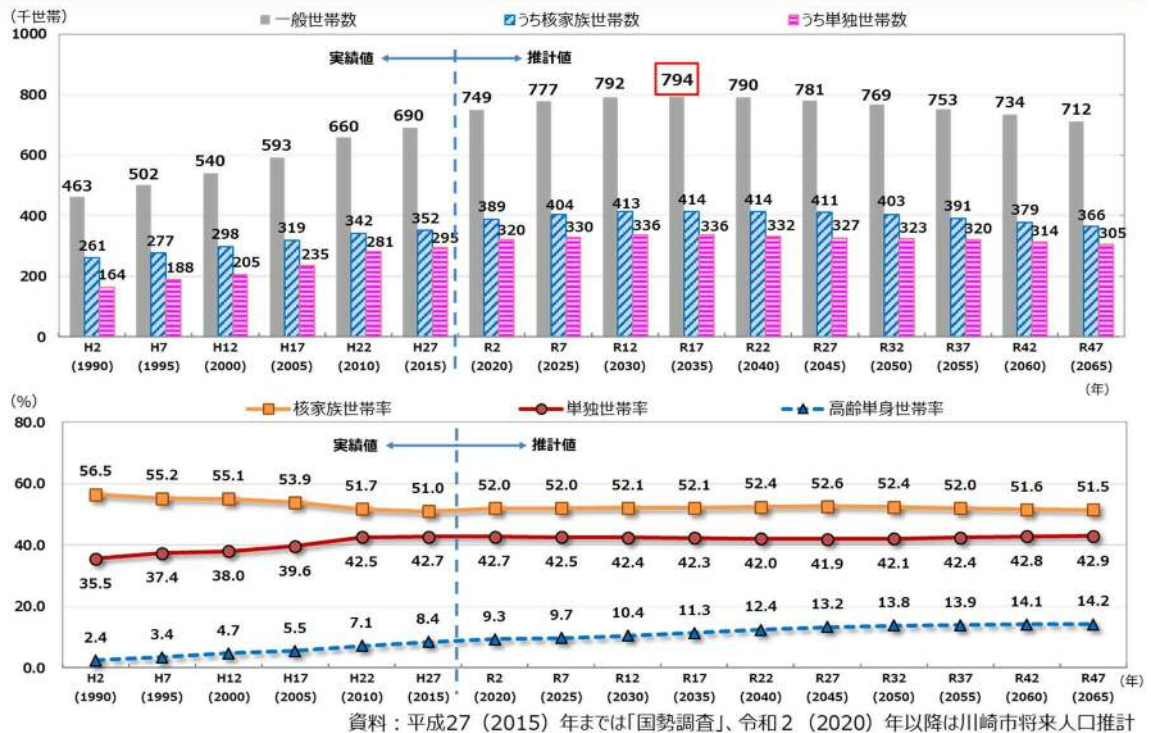
年齢別の転出入状況（市）

本市の転出入状況は、他の大都市の中心部と同様の傾向となっている。
20代前後の転入超過が大きい一方、0～9歳と30代後半～40代前半が転出超過となっている。



世帯数の推移と今後の見通し（市）

世帯数は、令和17（2035）年頃に約79万世帯となり、ピークを迎える見込み。
核家族と単独世帯で全体の9割以上を占めている。高齢単身世帯は継続して増加すると見込まれる。



③ 子ども・若者を取り巻く環境の変化

- 支援が必要な子どもの増加や貧困の問題など、個々の子どもや家庭のニーズに応じたきめの細かい支援が求められている
- 子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための施策の充実が必要

本市の14歳以下の子どもの数は今後、減少していくことが見込まれている一方で、共働きの世帯は増加しています。新型コロナウイルス感染症による社会状況の大きな変化は、妊娠・出産数や転出入、保護者の働き方などにも影響を与えている可能性があり、今後の待機児童対策や学校、こども文化センターの運営など、子ども・子育て家庭を対象にした施策を考える上で、先の見通しが立ちづらい、難しい時期にあります。

また、外国につながる子どもや、特別な支援が必要な子どもは増加しており、個々の子どもや家庭のニーズに応じたきめの細かい支援が一層求められています。あわせて、児童虐待相談・通告件数の増加や、我が国において「相対的貧困」の状態にある子どもは7人に1人という、世帯間の経済格差の拡大が示唆される中で、家庭環境が厳しい状態にある子ども・若者、さらに近年、注目されているひきこもりやヤングケアラーへの対応など、生きづらさを感じている全ての子ども・若者を孤立から守り、成長を支援するための施策の必要性が高まっています。

こうした状況の中、多様な子育て世帯のニーズに適切に対応し、子ども・若者が安心できる環境の中で将来自立して生きていく力をつけることができるように、子育て環境の整備や、生まれ育った環境にかかわらず成長や発達の段階に合わせて健やかに育つことができる環境づくり、子育て家庭や子どもを見守り支える地域づくりなどを進めていくことが求められています。

未来を考える キーワード

ヤングケアラー

通学や仕事のかたわら、家族の世話や家事などを日常的に行っている18歳未満の子どものことを、一般的に「ヤングケアラー」と呼んでいます。

その背景には、少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化といった要因があると考えられます。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育、友人や周囲との関係などに影響があるにもかかわらず、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいといった課題があります。

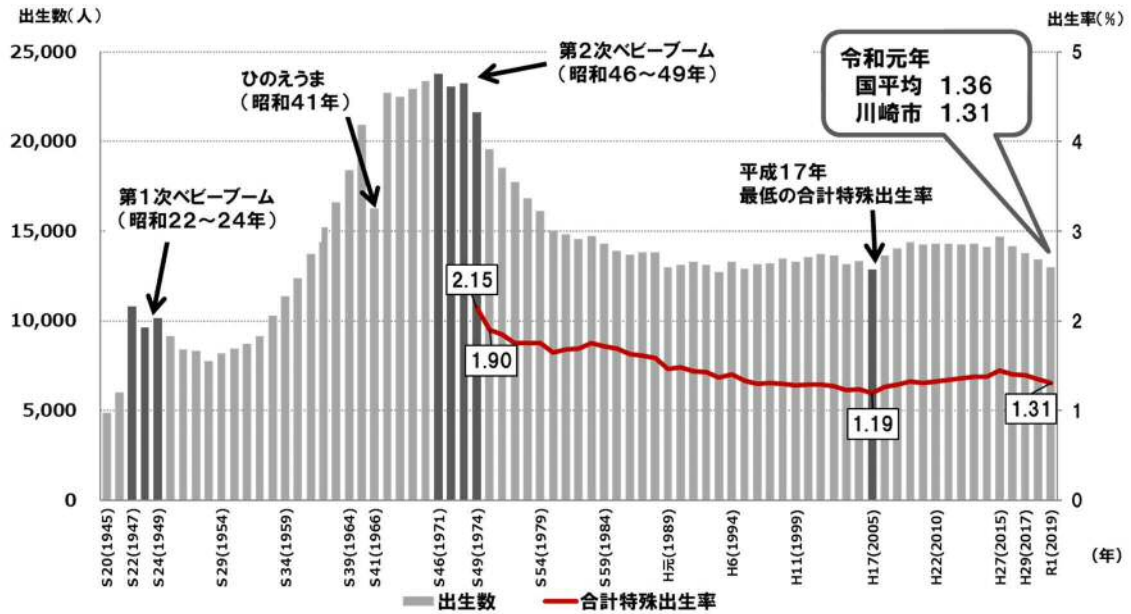
国においては、厚生労働省と文部科学省が連携して、福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを設置して、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるための検討結果をまとめました。国が行った実態調査（令和3（2021）年3月）では、「世話をしている家族がいる」と回答した子どもは、中学2年生で5.7%（17人に1人）、全日制高校2年生で4.1%（14人に1人）という状況で、本人にヤングケアラーという自覚がない者も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況が伺えるという報告がなされました。

各地域において、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けて、福祉機関と教育機関を中心とした関係機関・団体が連携しながら取組を進めていくことが求められています。



出生数の減少と合計特殊出生率の推移（市）

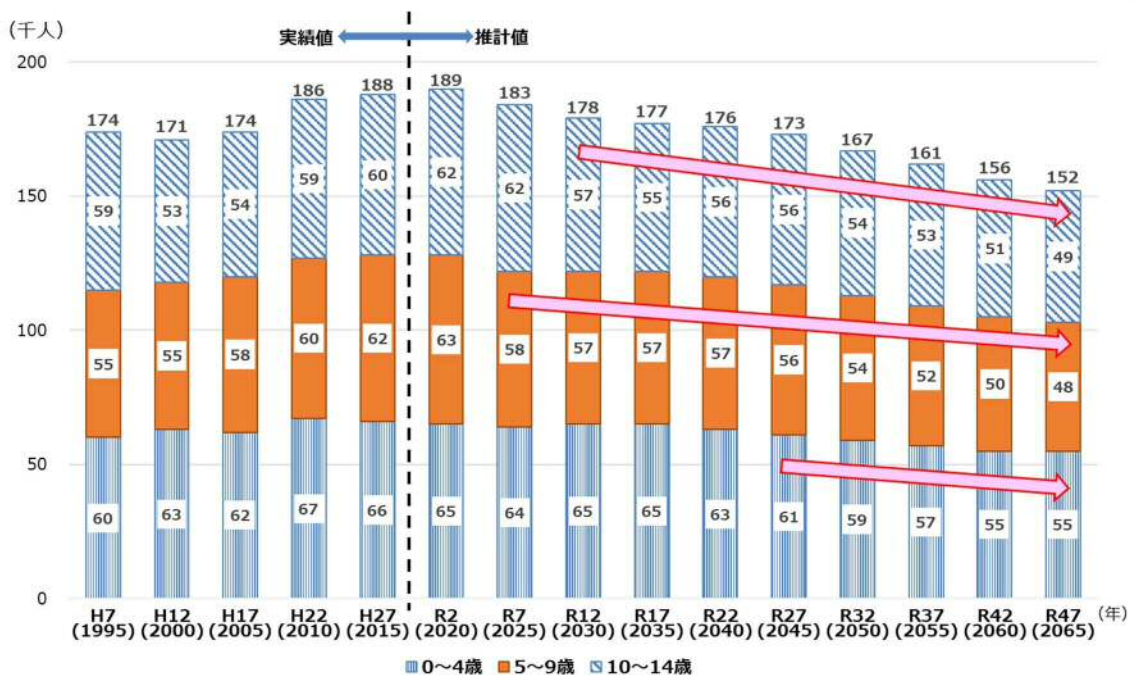
平成29（2017）年以降、本市の出生数は1万4,000人を下回り、令和元（2019）年には1万2,971人となった。令和元年（2019）年の合計特殊出生率は1.31であり、平成17（2005）年の1.19（過去最低）から回復はしているものの、近年は減少傾向にあり、また、全国平均よりも低い水準となっている。



資料：川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

0歳から14歳までの子どもの数の推移及び推計（市）

本市の令和2（2020）年の14歳以下の子どもの数は約18.9万人となっており、今後、減少が見込まれる。

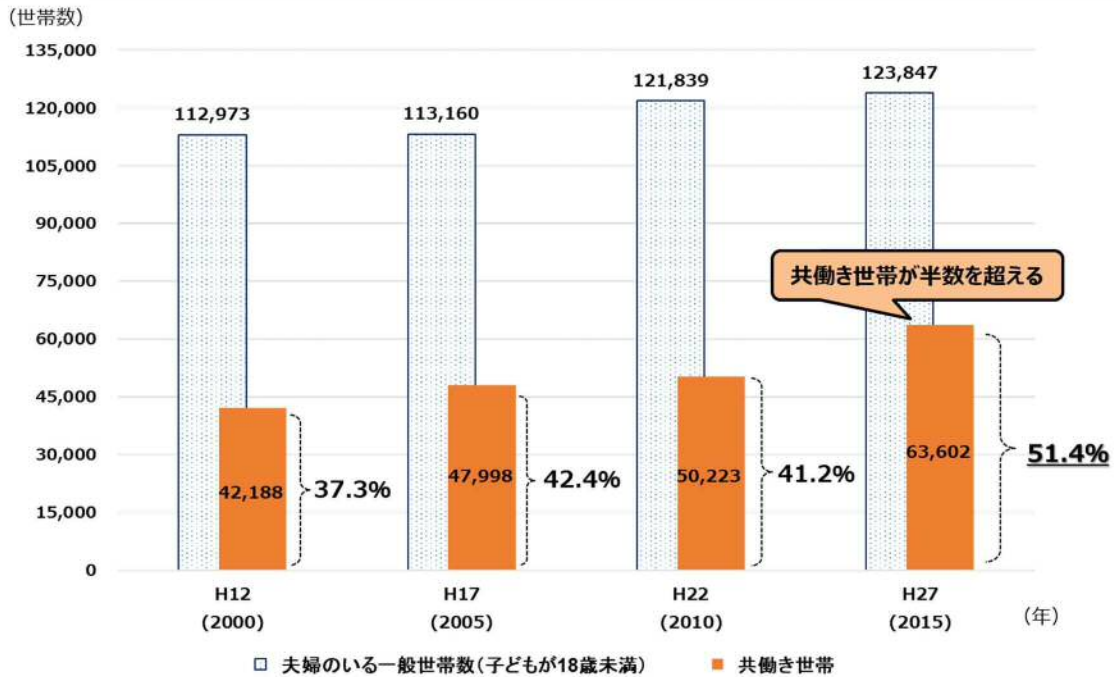


※平成27（2015）年以降は、「年齢不詳」をあん分した人口。

資料：平成27（2015）年までは「国勢調査」、令和2（2020）年以降は「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」

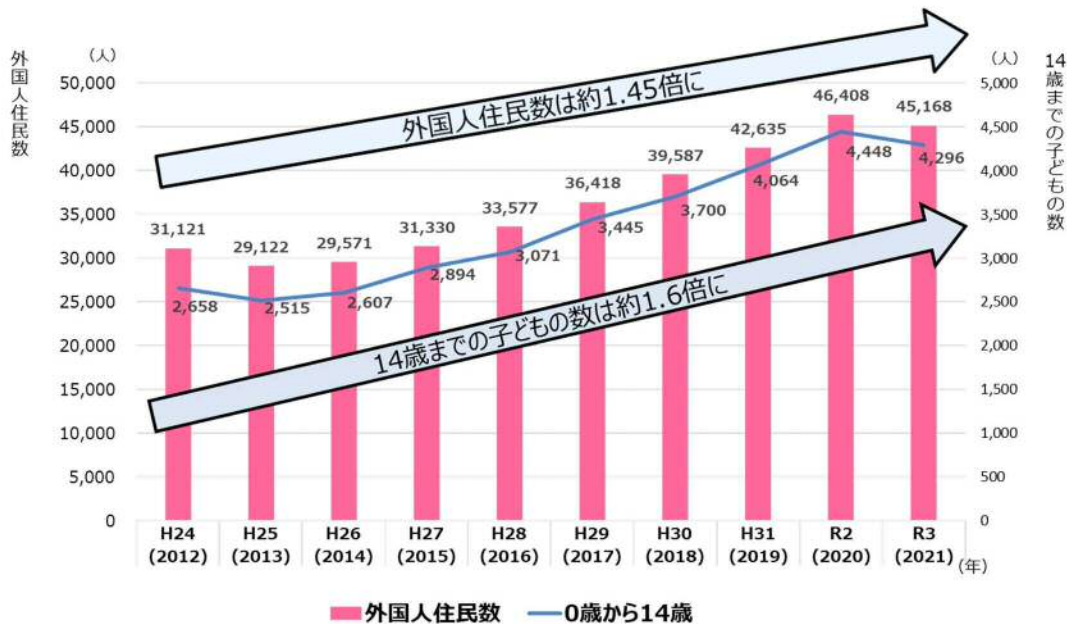
子どもが18歳未満の夫婦のいる一般世帯数と共働き世帯数の推移（市）

本市の18歳未満の子どもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯は年々増加しており、平成27（2015）年の構成比は51.4%で、半数以上となっている。



14歳までの外国人住民数の推移（市）

外国人住民数はこの10年で約1.45倍となり、令和3（2021）年で45,168人となっている。うち、0歳～14歳までの子どもの数は、10年で約1.6倍となっている。



子どもの貧困率の推移（国）

我が国の「子どもの貧困率」は、平成30（2018）年時点で13.5%となっており、平成27（2015）年時点の13.9%と比べて改善したものの、依然として約7人に1人の子どもが相対的に貧困の状態にある。

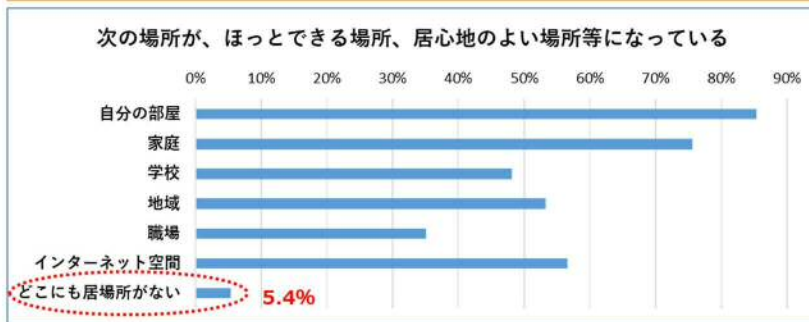


（※）「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない世帯に含まれる子どもの割合のこと

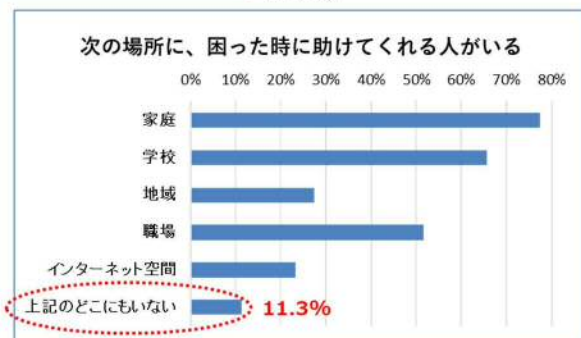
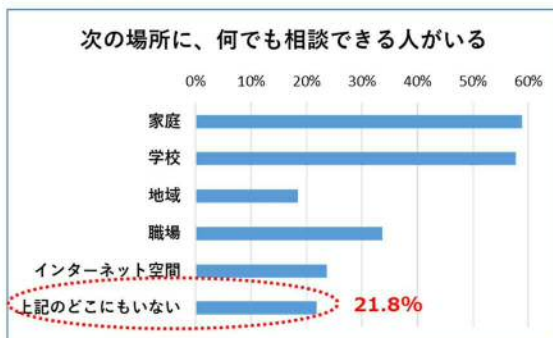
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

子ども・若者の居場所や相談相手（国）

子ども・若者が「ほっとできる場所」等と感じているのは、1位自分の部屋、2位家庭、3位インターネット空間となっており、どこかしらに居場所を持っている子ども・若者が多くいる反面、そうした場所での相談相手については21.8%がいないと答えており、困った時に助けてくれる人も11.3%がいないと回答している。



資料：内閣府「子供・若者の意識に関する調査」令和元(2019)年から作成



④ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり

- SDGs の取組が世界的な動きになるなど、ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性はさらに上昇
- マイノリティの人たちが生き生きと暮らす上での障壁となっている人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境の創出が必要

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた SDGs の取組が世界的な動きになり、女性、高齢者、外国人、障害者その他マイノリティへの社会環境的障壁を取り払うための法整備が進むなど、ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性が高まっており、より一層のインクルーシブ社会の形成が求められています。

また、本市の意識調査等においても、「障害者が働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」「性的マイノリティに対する社会的理解が低いため、誤解や偏見がある」といった意見が、引き続き上位となっており、マイノリティへの社会環境的障壁については市民の問題意識にも現れています。

こうした中、本市においても、マイノリティの人たちが生き生きと暮らす上での障壁となっている人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出すことが求められています。

誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくりの必要性（国・市）

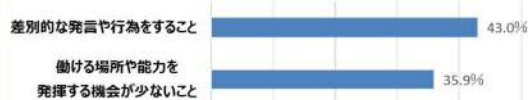
ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の重要性が高まる中、障害者をはじめとするマイノリティの人たちが生き生きと暮らす上での障壁となっている人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出すことが求められている。

【バリアフリー法の改正（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：令和2(2020)年改正）】

- 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
 - ・公共交通事業者等に対するスロープ板の適切な操作、明るさの確保などソフト基準適合義務を創設 など
- 国民に向けた広報啓発の取組推進
 - ・国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加 など
- 市町村による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）
 - ・市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューに、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
 - ・心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 など

【市民の問題意識】

Q 障害者に関することで、人権上、特に問題だと思うことは？



Q 性的マイノリティ（※）の人権に関することで、特に問題だと思うことは？



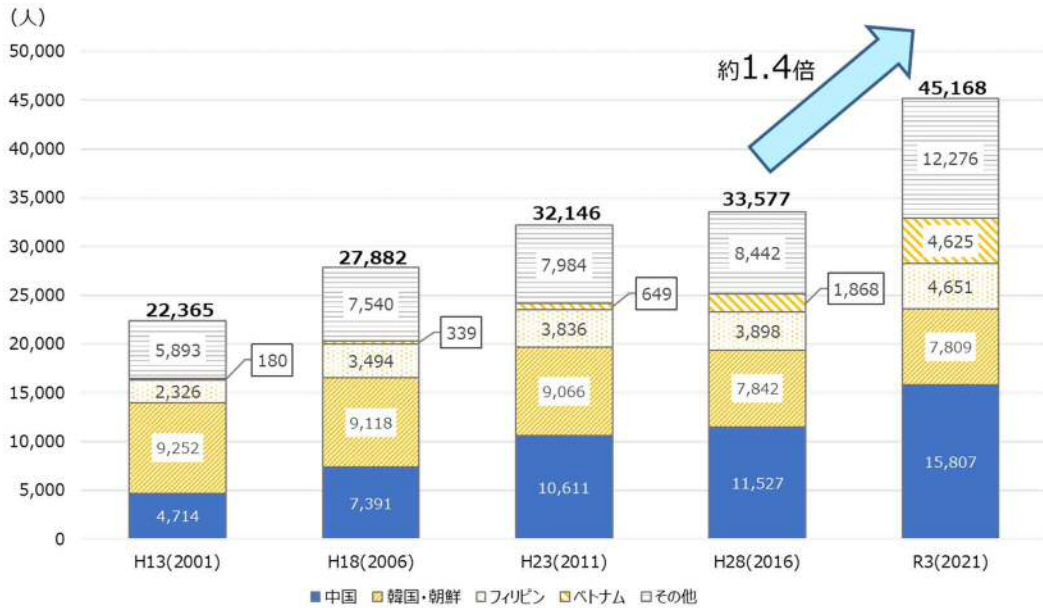
資料：「川崎市 人権に関する市民意識調査」（令和2（2020）年12月～令和3（2021）年1月） ※上位2項目を掲載

※ 性的マイノリティ

LGBT（Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシャル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」と違和感を持つ人）のほか、典型とされない性的指向又は性自認を有すること。

外国人住民数の推移（市）

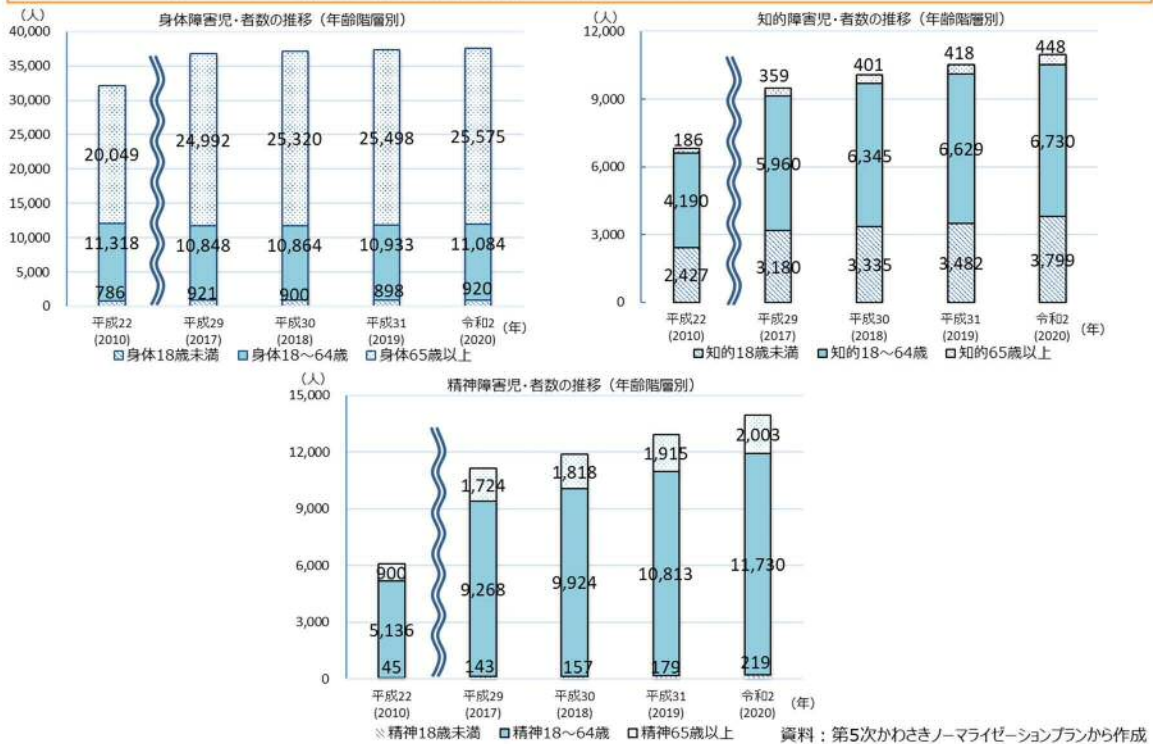
本市の外国人住民数は、過去20年間で約2倍、直近5年間では約1.4倍となっており、近年、急激な増加を示している。



資料：川崎市「外国人国籍地域別統計」各年3月末日人口から作成

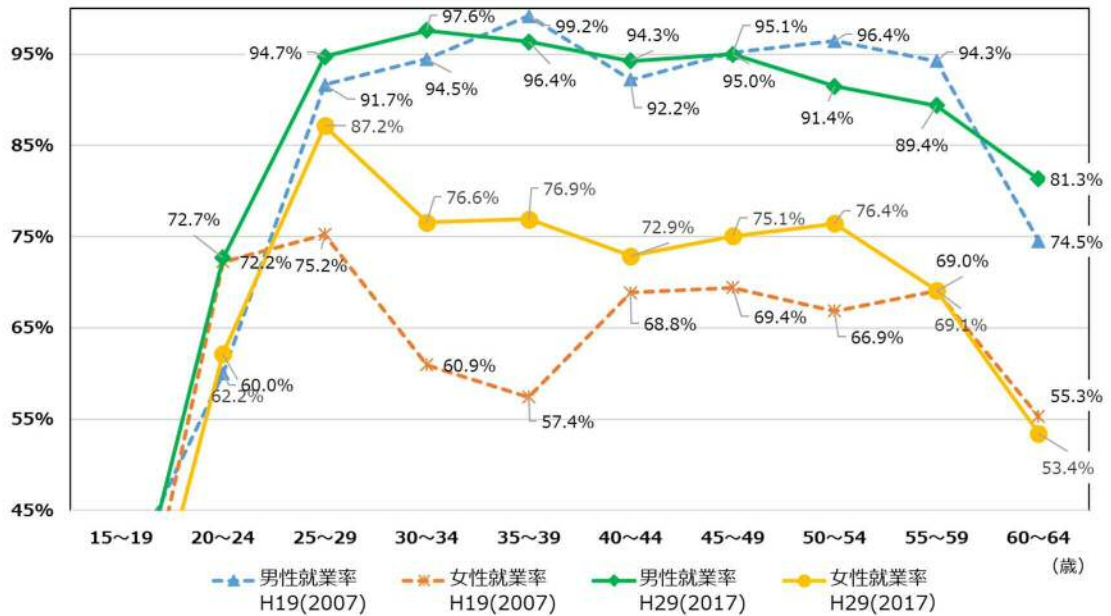
各障害者手帳所持者数の推移（市）

65歳以上の身体障害者手帳所持者数が、令和2（2020）年に平成22（2010）年と比べて5,526人・約27.5%の増となるなど、障害者手帳所持者数が増加している。



年齢階級別就業率の状況（市）

本市の年齢階級別就業率は、概ね全ての年齢層において平成19（2007）年から平成29（2017）年にかけて上昇しているが、依然として男性と比べ、女性の就業率が低い傾向にある。



資料：就業構造基本調査

⑨ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

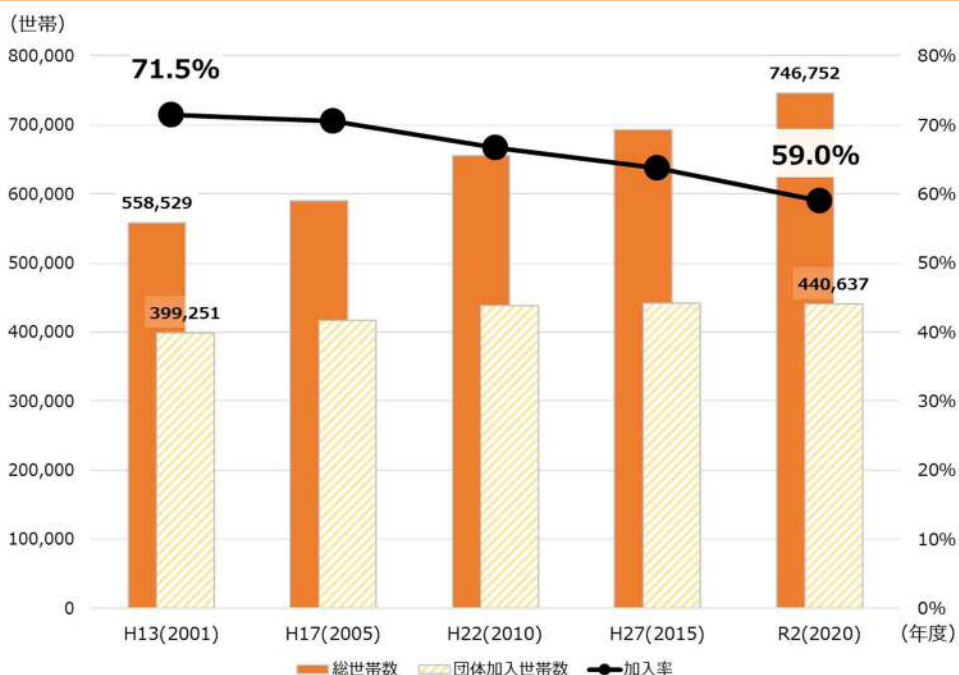
- 地域コミュニティの中核を担う行政との協働のパートナーでもある町内会・自治会の果たす役割は非常に重要であり、その活動の維持拡大に対する支援が必要
- 「市民創発」による、市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成をめざし、「新たなしくみ」づくりに向けた取組を進めることが必要

風水害などの危機事象が頻発している中、お互いが支え合う互助の重要性が一層高まっており、地域コミュニティの中核を担う行政との協働のパートナーでもある町内会・自治会の果たす役割は非常に重要なものとなっていますが、町内会・自治会加入率の減少など従前からの課題である担い手不足に加え、感染症の影響に伴う行事の中止等による地域交流の機会の減少などの地域活動の自粛により、町内会・自治会活動に大きな影響が出ており、活動の維持拡大に対する支援が必要となっています。

また、地域コミュニティの希薄化や価値観の多様化が進むとともに、将来的に超高齢社会と人口減少社会の到来が見込まれるなど、暮らしを取り巻く環境が変化する中、現状の取組を継続してだけでは、これからの環境変化への対応や、さまざまな将来リスクの回避は難しく、社会的な孤立等による孤独死の発生や、地域での自治力の低下が招く災害時の対応面での課題、人口減少がもたらす空き家の増加による都市のスポンジ化など、環境変化から予想される負のシナリオを回避するために、地域のつながりをつくり、より複雑化する地域課題に的確に対応することが求められています。

町内会・自治会加入率（市）

身近な地域のつながりによって互いが支え合う「互助」の重要性が一層高まり、地域コミュニティの中核を担う組織であり、行政との協働のパートナーでもある町内会・自治会の果たす役割が非常に重要なものとなる中、町内会・自治会の加入率は減少傾向にある。



資料：川崎市調べ

「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成に向けた取組の必要性（市）

価値観が多様化するなど不確実性の時代における複雑な課題に対応するため、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成に向けて、地域のつながりをつくり、多様な主体の連携による地域づくりの「新たなしくみ」の構築に取り組んでいくことが求められている。

これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定）に基づく新たな取組



区域レベルの取組「ソーシャルデザインセンター」の創出（多摩区ソーシャルデザインセンター）



防災空地でのマルシェ



公開空地での星空ディスコ



オンラインを併用した「まちのひろばフェス」の開催



イラスト：イスナデザイン

地域に広がる「まちのひろば」～希望のシナリオのイメージ～

(4) 新たな飛躍に向けたチャンス

川崎がさらに飛躍するチャンスを最大限に活用しながら、取組を進めます。

- 本市の活力（首都圏の中心に位置する地理的優位性や交通利便性、成長産業の集積などによる人口の増加など）
- 令和6（2024）年の市制100周年（戦略的なシティプロモーションの推進、全国都市緑化かわさきフェアを契機とした「みどりのムーブメント」の推進など）
- 国の成長戦略（羽田空港跡地地区と殿町地区の連携による成長戦略拠点の形成、カーボンニュートラルを先導する水素社会の実現に向けた取組など）

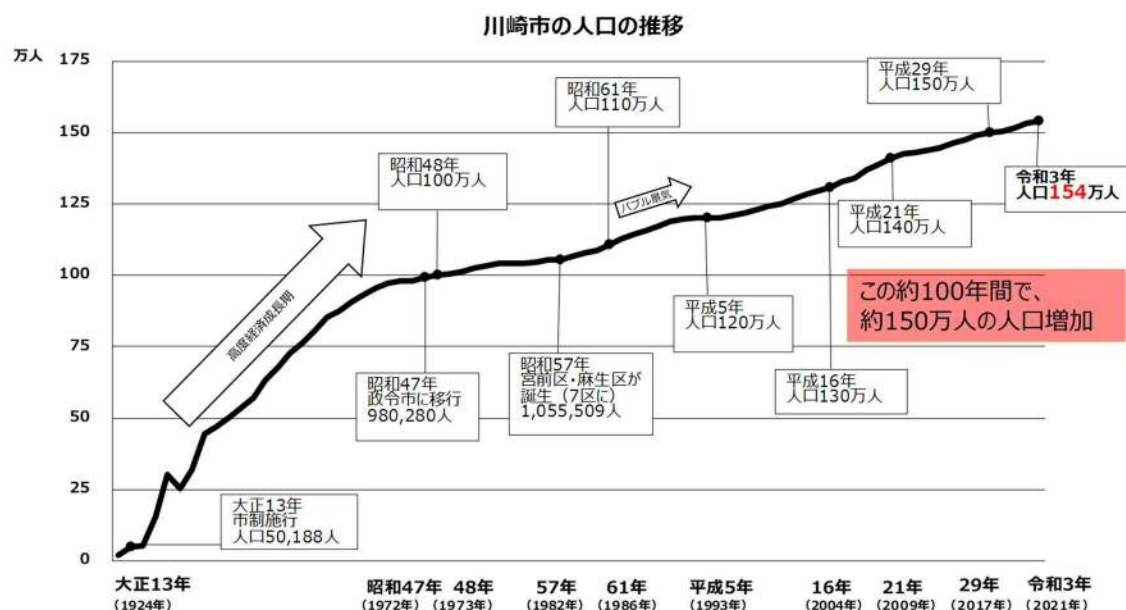
未来を考える
キーワード

市制100周年

本市は、大正13（1924）年7月1日に、川崎町・御幸村・大師町が合併して、人口約5万人で誕生し、令和6（2024）年には、市制100周年の記念すべき年を迎えます。こうした歴史の節目は、産業・文化・芸術・スポーツをはじめとした都市としての魅力の更なる向上や、市民としてのアイデンティティの形成、シビックプライドの醸成に向けて、関心が高まる機会となることから、川崎がさらに飛躍する大きなチャンスとなります。

この100年間の川崎市の人口推移

市制施行された大正13（1924）年の5万人からスタートした本市の人口は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、成長産業が集積するなど、活力ある都市として人口増が続き、令和3（2021）年には約154万人となっている。



資料：川崎市作成

市制100周年に向けて

令和6（2024）年に市制100周年を迎えるにあたり、本市のあゆみや歴史を知り、多様なものがつなぎ合うことで、新しい魅力や価値を生み出すことができるまちをめざしていくというブランドメッセージを改めて認識するとともに、次の100年に向けて「あたらしい川崎」を生み出していくためのスタートラインとする。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市

川崎がストックする「多様なみどり」

本市は、農地や樹林地、河川の緑地や身近な公園緑地に加え、地域や民間企業等の自主的な緑化の取組による「まちのみどり」や臨海部の緑地を街路樹等の緑でつないだ「臨海のもり」など、様々な主体による「多様なみどり」を有している。



全国都市緑化かわさきフェアを契機とした「みどりのムーブメント」の推進

「みどりが持つ力を、未来の川崎に向けて、みんなが暮らしの中で上手に活用する取組」や、川崎の多様な人・暮らし・みどりを結びつけることで、フェア終了後も続く「みどりのムーブメント」を推進し、かわさきフェアのレガシーとなる地域愛を持った市民が、次の100年に向けて、川崎らしくより豊かな環境をつないでいく。

かわさきフェアは、**Green For All!** でみどりのムーブメントを起こします

みどりは、すべての人に等しく存在し、まちづくりや暮らしのすべての場面で多様な効果を発揮します。



資料：2024 全国都市緑化かわさきフェア 基本構想

羽田空港跡地地区と殿町地区の連携

羽田空港周辺地域と京浜臨海部を結ぶ「多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）」の整備など、両地区の連携強化に向けた取組により、ヒト・モノ・ビジネスの交流が活性化され相乗効果が発揮されるとともに、国際空港である羽田空港との近接性も活かした我が国の経済成長を牽引する成長戦略拠点の形成を進めている。



カーボンニュートラルを先導する「水素社会の実現」に向けた取組の推進

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの更なる削減が求められる中で、川崎臨海部を中心に、これまで多様な主体と連携した水素・燃料電池に関するリーディングプロジェクトを創出・推進している。将来は、川崎臨海部の水素パイプラインの更なる活用等により、カーボンニュートラル化を先導していくことをめざしている。



未来を考える
キーワード

多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）

多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）は、川崎区殿町三丁目の殿町地区（キングスカイフロント）と大田区羽田空港二丁目の羽田空港跡地地区（羽田グローバルウィングズ）を結ぶ橋です。この橋は、多摩川の河口から1番目、世界との玄関口である羽田空港へつながる橋であり、国際競争力の強化に向け、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携を強化し、多摩川両岸の成長戦略拠点の形成を支えるインフラです。この橋の開通により、成長戦略拠点として、このエリア全体の価値・魅力が一層高まることを期待しています。



多摩川スカイブリッジ完成イメージ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

7 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた政策の推進

第3期実施計画においては、職員一人ひとりがこれまで以上にSDGsを強く意識して各施策・事務事業に取り組むとともに、市が進める各施策とSDGsとの関係をより市民に分かりやすく伝えるため、平成31（2019）年2月に策定した「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を本計画と統合し、総合計画に掲げる各施策・事務事業とSDGsの達成に向けた取組を一体的に推進します。



（1）SDGsと世界の動き

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals;SDGs）は、平成27（2015）年9月に国連本部において、193の国連加盟国の全会一致で採択された国際目標です。持続可能な未来をつくるための17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。

「誰一人取り残さない」をキーワードに、ゴールの達成に向けてすべての国が行動すること、自治体も事業者も市民も含めてすべてのステークホルダーが役割を担うこと、社会・経済・環境の三側面の取組を統合的に進めることなどを特徴としています。

現在、SDGsは世界の潮流となっており、世界中の国や企業が、貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、平和やジェンダーなど、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を令和12（2030）年までに実現するために取り組んでいます。

（2）国における取組

国においては、平成28（2016）年5月に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を内閣に設置しました。

また、同年12月には国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、地方自治体に対しては、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたりSDGsの要素を最大限反映するとともに、関係するステークホルダーとの連携強化等、SDGs達成に向けた取組を推進することを求めました。

（3）本市におけるこれまでの取組

① 川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針の策定

本市においては、平成31（2019）年2月に「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を策定しました。この方針において、住み続けられるまちづくりや経済成長、気候変動対策などSDGsが掲げる目標は、本市が総合計画に掲げるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」と同様の方向性であることから、総合計画を推進することを基本に、本市として全庁をあげてSDGsの達成に寄与する考え方を定めました。

② 川崎市総合計画とSDGsとの対応

「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」において、総合計画に掲げる5つの基本政策と23の政策についてSDGsの各ゴール、ターゲットとの関係を整理するとともに、各取組の進行管理においては、総合計画における進行管理と一体的に行うこととしました。

また、本方針の策定以降、各分野別計画等においても、SDGsを踏まえた策定・改定が進んでいます。

③ 「SDGs 未来都市」としての選定と、多様なステークホルダーの連携のしくみづくり

公害問題をはじめとしたさまざまな課題を市民、事業者と連携して克服してきた歴史と、持続可能な社会の実現に向けた取組が、国から評価され、本市は、令和元（2019）年7月に「SDGs 未来都市」に選定されました。臨海部を中心とした川崎水素戦略の取組やカーボンゼロチャレンジなど脱炭素・循環型まちづくりをめざした取組、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組をはじめとして、各施策・事務事業を通じて、成長と成熟が調和した、持続可能で、誰もが幸せを感じられるまちをめざした取組を進めています。

また、多様なステークホルダーとの連携を強化するとともに、そのゴール達成に向けた取組を支援するための具体的なしくみとして、令和3（2021）年3月に川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」をスタートし、同時に、地域金融機関や経済団体等と連携して、登録・認証された事業者をつなぎ、新たな取組を創出することで市内の活動を活性化する「川崎市SDGsプラットフォーム」を立ち上げました。

（4）第3期実施計画におけるSDGs推進に向けた方針

① 「かわさき10年戦略」による未来を見据えた施策の推進

第2期実施計画期間中に、新型コロナウイルス感染症による影響や、令和元年東日本台風などの大規模自然災害の発生、脱炭素化やデジタル化の急速な進展など、本市を取り巻く環境は急激に変化しました。今後4年間においても、世界の環境はさらに変化していくことが予想されます。

SDGsのすべてのゴールを達成するには、これまで通りの取組を積み重ねていくだけでは難しく、新たな考え方や技術により、モノやしくみ、組織のあり方などに変革を起こしていくことが求められています。

本市が推進する各施策・事務事業においても、変化の激しい現代においては、過去の取組や現在の状況からこの第3期実施計画期間となる4年後の目標を立てるだけでなく、さらに先を見据えて、SDGsの達成期限となる令和12（2030）年にどうあるべきか、めざす未来を描きながら、そこから逆算して必要な方策を考えること（バックキャスト）が求められます。

「成長」と「成熟」の好循環による、まちの持続的な発展をめざす主な取組をまとめた「かわさき10年戦略」は、経済・社会・環境の三側面の統合的な向上をめざすSDGsの考え方を踏まえて取りまとめたものです。この10年戦略の作成にあたっては、庁内若手職員の参画によるワークショップなども行っており、令和12（2030）年のあるべき姿を描き、本市が進める戦略的な取組を定めています。



※「最幸」とは、川崎を幸せあふれる最も幸福なまちにしていきたいという思いを込めて使用しています。

② 施策体系における総合計画とSDGsの関連性の明確化と活用

本計画においては、職員一人ひとりがこれまで以上にSDGsを強く意識して各施策・事務事業に取り組むとともに、本市が進める各施策とSDGsとの関係をより市民に分かりやすく伝えるため、施策体系別計画において、各施策が関連するSDGsのゴールを示しています。

また、SDGsのゴール・ターゲット間の相互連携（インター・リンケージ）という特徴を活かし、ある政策が他の政策に及ぼす影響を意識しながら、俯瞰的な視野で取組を推進します。

③ SDGs推進に向けた職員の意識

SDGsの推進に向けた姿勢として、総合計画に掲げる各施策・事務事業を進めるにあたっては、職員一人ひとりが持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないこと、多様なステークホルダーとの連携など、SDGsの趣旨を十分に理解しつつ、将来のあるべき姿を描きながら各施策・事務事業を進めます。

また、17のゴールや課題がお互いにつながり関係しあうSDGsの達成に向け、これまでにない変革をもたらすために、各施策・事務事業を推進する職員には、関連部署や多様な主体と積極的に連携し、お互いの強みやノウハウを共有し、新たな価値を生み出し、相乗的に効果をあげていくための分野横断的な視点も求められます。

さらに、各施策・事務事業が寄与するゴールだけではなく、事業の影響により犠牲にされるものはないか（トレードオフ）といったことにも意識を向け、経済・社会・環境の三側面から総合的に最善の方法を選択していくことも必要です。

このようなSDGsの本質を理解した上で、職員がSDGsの推進に向けて主体的に取り組むことができるよう、各種会議や研修等の場を活用しながら、引き続き職員の理解を深めます。

④ 推進体制

全庁的なSDGsの推進にあたっては、令和元（2019）年6月に設置された、市長を本部長とし、全局（室）区長で構成される「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を中心に、各局室区における取組の協力と、関係部署相互の連携を推進します。

また、引き続き、国の取組との連動、川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」や「川崎市SDGsプラットフォーム」を基盤とした多様な主体との連携強化、職員や市民、企業団体等への浸透を図り、効果的にSDGsを推進していきます。

⑤ 進行管理

本市のSDGs推進に向けた取組については、総合計画に基づく各施策・事務事業を通じて行うため、進行管理については、総合計画における進行管理と一体的に行います。

9 計画の推進に向けた考え方

(1) これまでの取組や都市環境等の変化を踏まえた市政運営の推進

本市は、平成 28（2016）年度から平成 29（2017）年度を計画期間とする第 1 期実施計画、平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度を計画期間とする第 2 期実施計画に基づく取組を、これまで進めてきましたが、その中で得られた課題や計画策定後に生じた社会環境や都市環境の変化等について、今後も機動的な対応を行う必要があります。

第 3 期実施計画では、これまでの取組の成果を踏まえながら課題や環境変化にも的確に対応し、基本構想に位置つけた都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和によるまちづくりの基本目標の達成に向けて、5 つの基本政策に基づく 23 の「政策」の方向性を踏まえながら、市政をバランスよく進めます。

なお、本計画策定後に社会環境や都市環境の変化等が生じ、対応が必要となった場合の本計画の修正やその手続、修正した旨の市民への丁寧な周知方法などについて、今後、関連する計画等とも調整しながら検討を進めていきます。

(2) 少子高齢化等の人口構成の変化を踏まえた対応

我が国の人口が減少する中、本市は、特に若年世代に『選ばれる都市』として、当面は人口増加が続くものと見込まれています。一方で、高齢者が急速に増加する中、年少人口は既に減少傾向に転じています。また、中長期的には、子育て世代が次第に減少し、出生数が低下していくなど、本市の人口構成が大きく変化していくことが見込まれており、このような変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されます。

こうした中長期の人口動態の変化を捉えて、当面の人口増加に伴う需要への対応と将来的に訪れる人口減少の局面を見据えた多面的な市政運営が求められることから、多様な価値観の中で、市民一人ひとりが互いの違いを認め合いながら、心の豊かさを実感できるような成熟した社会の構築と安定的で持続可能な都市の成長の好循環により、活力ある社会を実現していく必要があります。

都市の活力の持続に向けて、子育て支援や次代を担う子ども・若者の育成、高齢者や障害者など誰もが社会で活躍できる場づくり等を進めるとともに、多世代が交流しながら、生涯を通した生きがいづくりや、健康づくり、賑わいのある拠点の形成をはじめとした活力あるまちづくりを進めていきます。

また、人口動態の変化は市税収入等の経営資源に大きな影響を与えることから、中長期的な収支の見通しを踏まえ、将来負担の抑制を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、経営資源を着実に確保するための行財政改革とともに、資産マネジメントの考え方に基づく経営資源としての公共施設の適正管理・活用、成長産業の振興や拠点整備等の政策推進による税源の充実等に取り組めます。

(3) データを活用した政策形成の推進

社会の状況を的確に捉え、多様化する市民一人ひとりのニーズに対応するためには、行政のみならず民間のデータ等も活用して多角的な視点からデータに基づく精緻な現状把握や課題分析を行い、効果的に政策形成等を進める必要があります。こうしたことから、第 3 期実施計画においても、データに基づく取組の推進を図ります。

(4) 「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域づくりの推進

価値観の多様化や人間関係の希薄化などを背景に、地域の課題はますます複雑化・多様化しており、これらの課題の解決に向けては、平成 31（2019）年 3 月に策定した「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など、多様な主体が協働・連携して地域の課題を解決する「市民創発」型のまちづくりが重要です。

「市民創発」とは、さまざまな個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまででない活動や予期せぬ価値を創出することであり、複雑化・多様化する地域課題の解決をめざすには、多様な主体が互いの特長や強みを持ち寄り、主体的に取り組むことが、今まで以上に求められています。

「市民創発」に呼応する行政のあり方として、事務事業間の連携強化や、これまで以上に市民の参加と熟議を可能とするプロセスの導入、市民との協働の実践、チャレンジする人材の育成、職員一人ひとりの意識改革などを進めていきます。

(5) 市民主体のまちづくりに向けた自治機能の強化

① 大都市制度改革の推進

人口や産業が集中する首都圏域で重要な役割を担う本市においては、市域のさまざまな課題について、一元的・総合的な事務・権限のもとで自立的な行財政運営を行うことにより、市民サービスの向上を図っていくことが重要です。

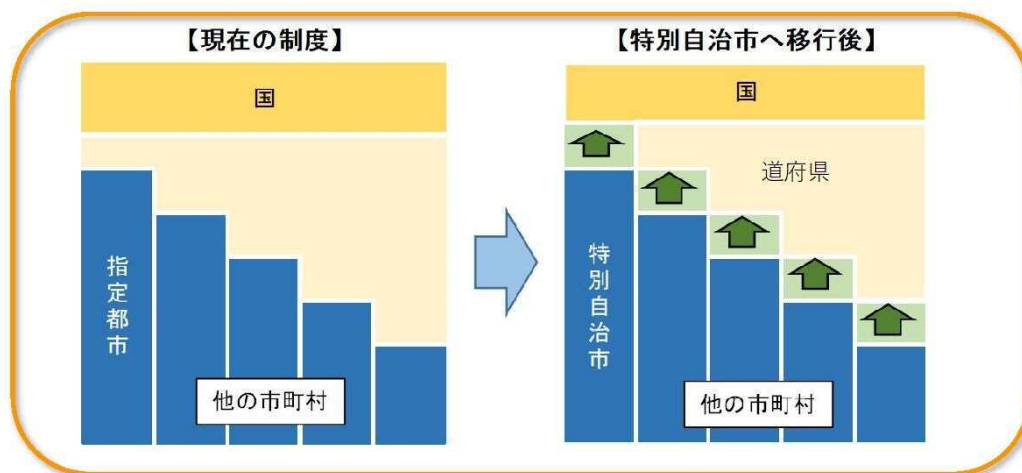
その実現に向けては、国が地方等から改革提案を募る提案募集制度を活用し、権限移譲や規制緩和につながる提案を行うことや、県との協議に基づく権限移譲を推進するなど、積極的に取り組むことが必要となっています。

また、医療・介護や子育て施策など幅広い社会保障行政に関する経費の著しい増加、老朽化等に伴うインフラの整備など、大都市が抱える都市的課題から生じる特有の財政需要や、現行制度における事務配分の特例により移譲された事務・権限に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、大都市税源の拡充強化も必要となっています。

特に、今後見込まれる人口の減少、少子高齢化の進展等、さまざまな課題を解決していかなければならない中、既に政令指定都市が住民に身近な行政サービスのほとんどを担っている状況を踏まえ、迅速かつ柔軟に一元的・総合的な行財政運営を行えるようにするため、道府県の区域外となる「特別自治市制度」の創設が必要となっています。

持続可能で自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など、市民の関心と理解を高めながら、特別自治市制度の創設を含めた地方分権改革に向けた取組を推進します。

<特別自治市のイメージ>



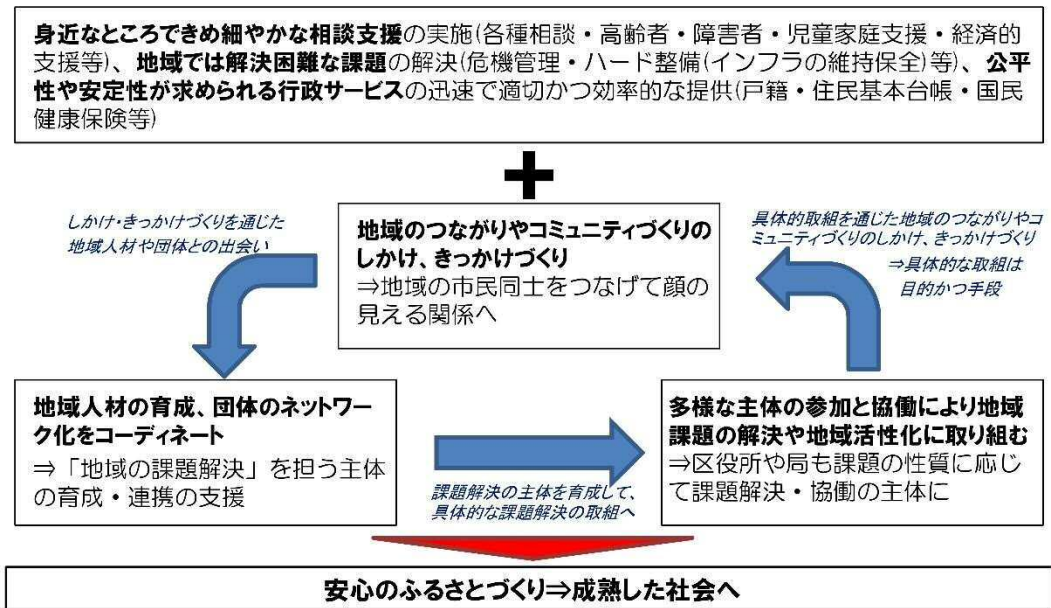
※矢印（↑）は、特別自治市制度の創設、国と地方の役割分担の抜本的な見直し等に基づき、それぞれが担う事務・権限の充実を示しています。

② 区役所機能の強化

区役所は、本市の「まちづくりの基本目標」の一つである「安心のふるさとづくり」に向けて、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づく地域に密着した行政機関として、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて市民の主体的な取組を促し、一人でも多くの市民に自らが住む地域に関心を持ってもらい、市民同士が支え合いながら地域の課題解決に取り組む、地域主体のまちづくりを進めていく役割を担っています。

共に支え合う地域づくりに向けて、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容、デジタル化の急速な進展に伴うライフスタイルの多様化、非対面・非接触型のサービス提供など、今後の社会環境の変化に応じながら、区役所機能の更なる強化を推進します。

＜これからの区役所が果たすべき役割のイメージ＞



資料：区役所改革の基本方針

③ 自治体間連携の推進

防災、環境問題などの本市だけでは解決できない広域的な課題や、少子高齢化の進展などに伴うさまざまな課題の解決に向けては、限られた人的・物的資源や地域資源を活かしながら、自治体間の連携により相互補完を行うことが重要です。

地域の課題解決や地域活力の醸成に向けて、近隣都市や相互に強みを活かせる都市と積極的な自治体間連携を推進していきます。

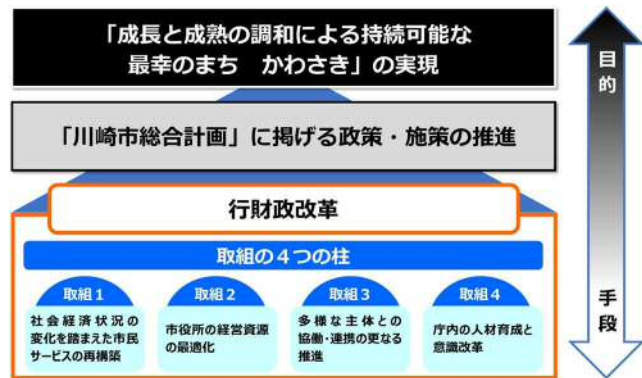
(6) 行財政改革第3期プログラムに基づく行財政改革の推進

基本理念

- 市民ニーズと地域課題の的確な把握
- 市民サービスの質的改革の推進
- 市役所内部の質的改革の推進
- 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現

① 計画の目的と位置付け

総合計画に掲げる政策・施策の推進による「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報・時間の確保等を行うことで、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、質の高い市民サービスを安定的に提供することで、市民満足度の向上を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4か年を計画期間とする行財政改革第3期プログラムを策定し、行財政改革の取組を推進します。



② 確保すべき経営資源

本市では、持続可能な行財政基盤を構築し、将来負担の抑制を図りながら、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことができるよう、ヒト・モノ・カネ・情報・時間を必要な経営資源として位置付け、着実に確保することを目的の一つとして、行財政改革に取り組みます。

また、早期に経営資源の確保につながる課題に取り組むだけでなく、中長期的な視点に立ち、将来的な経営資源の確保等に向け、人口動態の変化や新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容等を踏まえながら、各事業や公共施設等のあり方について、検討を進めます。

ヒト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の質の向上につながる職員 ・ 協働・連携の担い手となる市民、企業、団体等の多様な主体 など
モノ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に提供する質の高いサービス ・ 真に必要な市民サービスを提供できる施設、用地等の資産 ・ 財源を生み出すことができる施設、用地等の資産 など
カネ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費削減により生み出す財源 ・ 歳入確保の取組により生み出す財源 など
情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 的確に把握する市民ニーズ ・ 市の政策・施策に活用するために確保すべき情報 ・ 市民や他自治体、民間企業等に提供すべき情報 など
時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の見直しや業務効率化で生み出す時間

③ 行財政改革の取組指標

行財政改革の取組を一層推進し、質の高い市民サービスを提供することで、市民満足度の一層の向上を図る観点から、市民満足度に関連する指標として、「川崎市総合計画に関する市民アンケート」における「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」を行財政改革の取組指標に設定します（令和元（2019）年度（実績）：56.3%、令和7（2025）年度（目標）：57%以上）。

④ 計画的な財政運営に向けた行財政改革の推進

総合計画に掲げる政策・施策の着実な推進や新たな課題に的確に対応していくため、将来にわたり持続可能な行財政基盤を構築するとともに、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営を行うことができるよう、一層、行財政改革の取組を推進します。

また、早期の収支均衡や減債基金借入金の早期の返済につながる取組を進めることに加え、将来負担の抑制や財源確保に向けた検討を着実に進めます。

⑤ 改革の取組

基本理念に基づき、市民ニーズと地域課題を的確に把握しながら、市民サービスの質的改革や市役所内部の質的改革を推進するとともに、効率的・効果的かつ安定的な行財政運営を行うことで、「持続可能な最幸のまち」を実現できるよう、次の4つの「取組の柱」に基づき、各改革課題を設定し、具体的な改革の取組を推進していきます。

● 取組 1 社会経済状況の変化を踏まえた市民サービスの再構築

令和 12（2030）年をピークに、本市も人口減少社会に転じ、少子高齢化が一層進展することになります。また、新型コロナウイルス感染症を契機とする社会変容の進展等により、市民ニーズの多様化・増大化が見込まれるとともに、今後も厳しい財政環境が続くことが想定されます。

こうした中においても、限られた財源や人的資源などの経営資源を最大限に活用し、市民ニーズに的確に対応するため、中長期的な社会経済状況の変化等を踏まえながら、将来を見据えた市民サービスの再構築や市民サービスのデジタル化の推進、市民サービスの向上に向けた民間活用の推進に取り組み、一層、財源や人的資源、時間などの経営資源の確保等を図ります。

ア 将来を見据えた市民サービスの再構築

- ・国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の更なる移譲など地方分権改革の取組を引き続き推進します。また、市民の関心と理解を深めながら、特別自治市制度の創設に向けた取組を進めます。
- ・人口減少社会への転換や少子高齢化等の進展、社会変容など中長期的な社会経済状況の変化、多様化・増大化が見込まれる市民ニーズ、今後も続くことが想定される厳しい財政環境、現在のサービスの利用状況等を踏まえながら、限られた経営資源の中においても、質の高い市民サービスを提供するため、引き続き、使用料・手数料や補助・助成金の見直しを行うとともに、市民サービス等全般について、必要性や将来を見据えた持続可能性等の見直しの視点に基づき、事業の改善や見直しに向けた取組を進めます。

イ 市民サービスのデジタル化の推進

- ・対面が必要な手続などを除き、原則として令和 4（2022）年度までに行政手続をオンラインで申請できるようにするとともに、窓口のキャッシュレス決済を推進し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。また、年齢等を問わず等しく市民が手続のオンライン化等の恩恵を受けられるよう、デジタルデバインド対策を推進します。
- ・市民や企業のニーズが高い情報のオープンデータ化を推進し、市民サービスの向上を図るとともに、「かわさきアプリ」や SNS を活用し、必要な情報を効果的に発信します。
- ・市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、対面や電話により実施している相談業務のオンライン化に向けて取組を進めます。

ウ 市民サービスの向上に向けた民間活用の推進

- ・優先的検討プロセスに基づく検討や、積極的なテーマ設置によるテーマ型民間提案制度の活用、「川崎市 PPP プラットフォーム」等を活用した民間事業者との対話に向けた環境づくりや、民間事業者及び本市職員の意識醸成など、民間活用手法の効率的・効果的な導入に向けた取組を推進します。
- ・指定管理者制度や PPP・PFI 事業など民間事業者等が提供するサービス水準等の向上に必要なモニタリングの適正実施に向け、職員の意識や管理能力の向上につながる取組を実施するとともに、財政負担の抑制や、更なる市民サービスの向上につながるよう、必要に応じて見直しを実施します。
- ・公園・緑地、公共建築物等の整備や管理運営について、民間活用の検討や導入に取り組み、民間のアイデアやノウハウを活用した財政効果の創出や市民サービスの質の向上を図ります。

● 取組2 市役所の経営資源の最適化

変化する社会経済状況や多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスを提供していくためには、事業の見直しや事業手法の改善等により、提供に必要な経営資源を市役所内部で生み出し再配分するなど、経営資源の最適化を図ることが必要です。

そのため、働き方・仕事の進め方改革や市役所内部のデジタル化、組織の最適化、財源確保策の強化、戦略的な資産マネジメント、特別会計の健全化、公営企業の経営改善、出資法人の経営改善及び連携・活用に取り組み、経営資源の確保等を図ります。

ア 働き方・仕事の進め方改革の推進

- ・長時間勤務の是正に向けて、業務プロセス改革の取組と連動した長時間勤務職場への支援を行うとともに、職員の意識改革や管理職のマネジメント向上等の取組を推進します。
- ・定型的・反復的業務を集約するため令和元（2019）年度に設置した総務事務センターにおいて、業務の更なる効率化の実施や業務範囲の拡大に向けた検討を行うとともに、令和5（2023）年度供用開始の新本庁舎において、共通物品等に係る事務を集約し、障害のある方など多様な働き方の実現に向けて、ワークステーション機能を整備します。
- ・後述する「イ 市役所内部のデジタル化の推進」の取組や「取組4 庁内の人材育成・意識改革」の「職員の働く環境の整備と意識改革」や「多様な働き方の推進」に向けた取組とあわせて取り組むことで、総合的に「働き方・仕事の進め方改革」を推進します。

イ 市役所内部のデジタル化の推進

- ・全庁の業務量調査により可視化された業務プロセス、業務の性質、業務量等を踏まえ、また行政手続のオンライン化や基幹業務システムの標準化・共通化等を契機として、デジタル技術やデータの活用による業務プロセスの抜本的な見直しを行うなど、業務プロセス改革の取組を推進します。
- ・多様で効率的な働き方の実現に向けたペーパーレス化等の更なる推進、庁内会議のオンライン化、テレワークの推進などデジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組むとともに、令和5（2023）年度に供用開始する新本庁舎において生産的で働きやすい職場環境に向けたオフィス改革を実施するなど、更なるワークスタイル変革に取り組みます。

ウ 組織の最適化

- ・社会経済状況の変化や、多様化・増大化する市民ニーズを踏まえ、責任の所在が明確であることを基本とした上で、新たに発生する行政課題に迅速に対応するため、簡素で効率的・効果的かつ機動的な執行体制の構築に向けた取組を推進します。
- ・第2期プログラムにおける執行体制の見直しのうち、第3期プログラムでも継続が必要な課題について取組を進めます。

エ 財源確保策の強化

- ・市税については、引き続き各年度の具体的な滞納整理方針により収入率の目標を定め、具体的な施策を実施して、より一層の市税収入確保に取り組めます。
- ・国民健康保険料等の税外債権については、債権管理の適正化を推進するとともに、初期末納対策の強化や長期滞納者に対する滞納処分等の実施など滞納債権の収納対策を推進します。
- ・先行きが不透明な市場環境の中、中長期的な視点で、引き続き資金調達の多様化、投資家層の拡大などを図り、より一層安定的かつ効果的な資金調達と資金運用に取り組んでいきます。
- ・ふるさと納税制度を通じて、本市のシティプロモーション活動や市内経済の活性化につなげるとともに、ふるさと納税による市外への財源流出の抑制に向け、市税に対する理解を促進する取組等を推進します。

オ 戦略的な資産マネジメント

- ・令和4（2022）年3月に策定予定の「資産マネジメント第3期実施方針」に基づき、将来的な人口減少社会への転換や今後も続く見込まれる厳しい財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込等を総合的に勘案し、中長期的な視点に基づきながら、「資産保有の最適化」への重点的な取組を行うほか、「施設の長寿命化」や「財産の有効活用」に取り組めます。
- ・「資産保有の最適化」については、老朽化した市民利用施設等について、市民ニーズ等に的確に対応しながら、「機能重視」の考え方に沿って地域ごと・機能ごとの観点などから積極的に検討し、施設の多目的化・複合化等、必要な取組を進めます。
- ・「施設の長寿命化」については、これまでの考え方では長寿命化の対象としていた施設についても「資産保有の最適化」を検討した上で、長寿命化対象部位のほか、建物の機能維持につながるような対象部位について、効率的・効果的な手法により適切な対策を検討します。
- ・「財産の有効活用」については、民間活用を積極的に進めることで、財源確保や経費節減、市民サービスの向上等を図ります。

カ 特別会計の健全化

- ・特定の歳入をもって特定の歳出に充てるという特別会計の原則のもと、事業の必要性や妥当性を検証しながら、必要な市民サービスを効率的・効果的に提供するとともに、一般会計からの繰入金を極力抑えるよう、必要な施設の更新など中長期的な事業の見直しを踏まえ、民間活用等の可能性も検討しながら、費用の削減と収益の増加を図るための検討や見直しに取り組みます。
- ・収益事業である競輪事業特別会計については、一般会計への繰出金の確保に向け、一層の収益拡大や費用削減などによる経営の健全化に引き続き取り組みます。

キ 公営企業の経営改善

- ・経営環境の変化に的確に対応し、更なる経営改善や市民サービスの向上を図るため、事業の状況や特性に応じ、事業規模や執行体制の見直し、債権対策や資産の有効活用による収益の確保、事業手法の改善等による業務の効率化等に取り組み、一層の経営改善に取り組みます。

ク 出資法人の経営改善及び連携・活用

- ・社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組みます。
- ・また、各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図ります。

● 取組3 多様な主体との協働・連携の更なる推進

今後ますます複雑化する地域の課題や社会的課題を解決するためには、町内会・自治会や市民活動団体をはじめ、企業や大学、団体、行政など多様な主体が協働・連携し、それぞれの特徴や役割を生かして取り組むことが必要です。また、協働のパートナーとの信頼関係を構築していくため、区役所サービスの向上や市政情報の共有を引き続き推進していく必要があります。

そのため、多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進、区役所機能の強化、地域防災力の向上に向けた連携、積極的な情報共有に取り組み、経営資源の確保等を図ります。

ア 多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進

- ・町内会・自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など、多様な主体が協働・連携して地域課題を解決する「市民創発」型のまちづくりを進め、「ソーシャルデザインセンター」の創出等に向けた取組を推進するとともに、町内会・自治会による地域活動の活性化や新たな担い手の発掘に取り組みます。

- ・超高齢社会における地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な主体の参加と協働による取組の推進のため、市民意識の醸成や、共に支え合い、助け合う地域づくりの取組を進めます。
- ・緑、スポーツ、文化・芸術、商業、教育など様々な行政分野において、地域の課題や社会的課題の解決に向けて、新たな担い手の参加を促進しながら、多様な主体との協働・連携を推進します。

イ 区役所機能の強化

- ・「区における行政への参加」として、参加と協働による区における地域課題の解決を目的に、区役所が主体となって、市民と意見交換・議論する、新しい参加の場として「地域デザイン会議」の創出に向けた取組を進めます。
- ・市民サービスの向上に向けて、市民のニーズに寄り添った丁寧な対応や、デジタル化の取組を踏まえた窓口サービスの提供、分かりやすく快適な庁舎環境の整備等、市民目線に立った工夫や改善に取り組みます。
- ・「ア 多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進」の取組や後述する「取組4 庁内の人材育成と意識改革」の「イ 行財政運営上の課題解決に必要な人材育成」の取組などとあわせ、総合的に取り組むことにより、更なる区役所機能の強化を推進していきます。

ウ 地域防災力の向上に向けた連携

- ・市民一人ひとりにおいて、防災啓発や訓練などを通じ、防災意識の向上や災害時の適切な行動ができるよう、必要な取組を推進します。
- ・自主防災組織や避難所運営会議等が実施する防災活動や各種訓練などの共助の取組を積極的に支援することで、地域防災力の更なる向上をめざします。
- ・消防団員の確保に向けた取組を通じ、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図ります。

エ 積極的な情報共有の推進

- ・協働のパートナーである市民等との的確な情報共有を図るため、庁内全体の広報マインドの向上及び情報発信力の強化に取り組みながら、市政だよりや市ホームページのほか、SNS や動画コンテンツなど若者の利用が多いメディアも活用して、市政や区政に関する情報発信の強化に取り組みます。
- ・市民意見の収集・分析による市政運営への反映・活用をより推進するため、各所管部署の職員のスキルアップに取り組み、広聴機能の強化を図ります。

● 取組4 庁内の人材育成と意識改革

今後も見込まれる厳しい財政環境の中においても、多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応していくためには、採用・人事・評価・育成部門等の各関係部門が連携し、現在の取組の実態や課題を的確に把握・検証した上で、職場を中心としたより効果的な人材育成に取り組むとともに、コストや改善・改革、コンプライアンス等に対する意識の更なる醸成を図ることで、職員一人ひとりを育て、組織力を最大限に発揮していくことが必要です。

そのため、組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等や行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成、職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上、職員の能力が十分に発揮できる環境づくりに取り組み、組織や職員の更なる質の向上につなげていきます。

ア 組織力の向上に向けた計画的な人材の育成等

- ・川崎市人材育成基本方針に基づき、職員と組織の質の向上を図るため、採用・人事・評価・育成部門が連携しながら、職場における職務遂行を基本とした人材育成（OJT）や、働きやすく働きがいのある職場環境づくりなど、人材育成の取組を総合的に進めることにより、組織力の向上につなげます。

- ・職員の能力や専門的知識の向上に向けて、より効果的な人事配置や人事制度の検討等を進めるとともに、令和5（2023）年度から予定されている「定年の段階的な引き上げ」に対応し、高齢層職員の持つ知識や経験を更に活用するための人事配置や取組を推進します。
- ・職員の能力や実績の適正な評価、人事異動や人材育成への活用に向けた見直しの検討、実施及び制度見直しに伴う取組を推進します。
- ・多様で有為な人材の確保に向けて、社会動向等の環境変化を踏まえながら、採用に係る状況分析や採用試験の調査研究、受験者の確保に向けた効果的な広報の実施等に取り組みます。

イ 行財政運営上の課題解決に必要な人材の育成

- ・行政のデジタル化への迅速な対応に向けて、全職員のデジタルリテラシーの底上げが必要であることから、必要となる職員の知識、ノウハウ、スキル等を検討・整理するとともに、適切な育成手法を検討し、実施します。
- ・市民の視点に立ち、多様な主体との協働・連携に必要なコーディネートを行うなど、地域の課題解決に取り組む職員や、積極的に市民サービスの向上に取り組む職員の育成に取り組みます。
- ・地域防災力の更なる向上に向け、避難所運営会議や各種防災訓練に参加することにより、公助の担い手である職員の防災意識・災害対応能力の更なる向上を図ります。

ウ 職員の改善・改革意識及びコンプライアンス意識の向上

- ・全ての職員が市民目線での改善を主体的に実践し、業務量やコストの縮減につながるよう、職場での改善活動や好事例の横展開を推進するとともに、職員一人ひとりが業務改善に主体的に取り組む組織風土の醸成に取り組みます。
- ・全ての職場で網羅的なリスク管理に取り組み、職員自らが誤りを発見し、改善していくという内部統制の取組の浸透を図るとともに、事務の適正な執行のための研修等を積極的に実施します。

エ 職員の能力が十分に発揮できる環境づくり

- ・多様な働き方の推進により、子育てや介護、障害などの事情のある職員を含め、すべての職員が活躍できる職場環境づくりに取り組みます。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場環境の改善や職員意識の醸成、育児休業等の制度の周知徹底を図るとともに、メンタルヘルス不調の予防に向けて、働きやすい職場環境づくり、相談体制の充実、再発予防等の取組を推進します。

⑥ 事業見直し・業務改善の推進

第2期プログラムの計画期間においては、プログラムに掲げる取組を実施するだけでなく、職場や職員の自発的な取組により、改革意識やコスト意識の一層の醸成と、「財源」や「時間」を生み出すことを目的として、全庁を挙げた「事業見直し・業務改善」に積極的に取り組み、好事例については庁内で広く「横展開」しながら、一定の効果を創出してきました。

しかしながら、本市を取り巻く厳しい状況を踏まえると、今後も不断の改善・改革の取組を進めることで、更なる経営資源の確保に努める必要があります。また、効果の大小を問わず、日頃から改善・改革の取組を実践し、組織や職員がその効果を実感することで、改革意識やコスト意識の更なる醸成が見込まれ、職員一人ひとりの発想が、将来的な大きな見直しや改善につながることも期待されます。

こうしたことから、第3期プログラムの計画期間においても、プログラムに掲げる取組とあわせて、より一層、「事業見直し・業務改善」に取り組み、庁内における好事例の「横展開」を充実させることで、更なる行財政改革を推進していきます。

⑦ 推進体制

第3期プログラムに位置付けた各改革課題に対する取組や事業見直し・業務改善の取組など、行財政改革の取組を推進するにあたっては、市長を本部長とする「川崎市行財政改革推進本部（以下「市本部」という。）」を設置し、全庁的な取組の方針・方向性を決定するとともに、各局区等間の課題の調整や好事例などを含めた情報の共有等を図りながら、取組を推進します。

また、「市本部」内に、「各局等行財政改革推進本部」及び「各区行財政改革推進本部」を設置し、各局区等や職場ごとの取組を推進します。

さらに、学識経験者で構成する附属機関「川崎市行財政改革推進委員会」を設置し、専門的な意見や助言を受けながら、市の行財政改革の取組を推進します。

⑧ 進行管理・取組評価

行財政改革プログラムにおいては、プログラムに位置付けた各改革課題に対する取組について、目標や成果を可視化しながら、取組の進行管理を行うとともに、経営資源の確保や市民満足度の向上、事務事業への貢献度等の観点から評価し、取組の課題や改善点を明確にすることとしています。

第3期プログラムの計画期間においても、こうした進行管理・評価のしくみにより、引き続き、適切な進行管理・取組評価を実施します。

ただし、進行管理・取組評価を行う中で、天災の発生や感染症のまん延、その他の状況変化等による影響が大きく、必要やむを得ない場合については、取組の見直しや指標の追加等の対応を図ります。

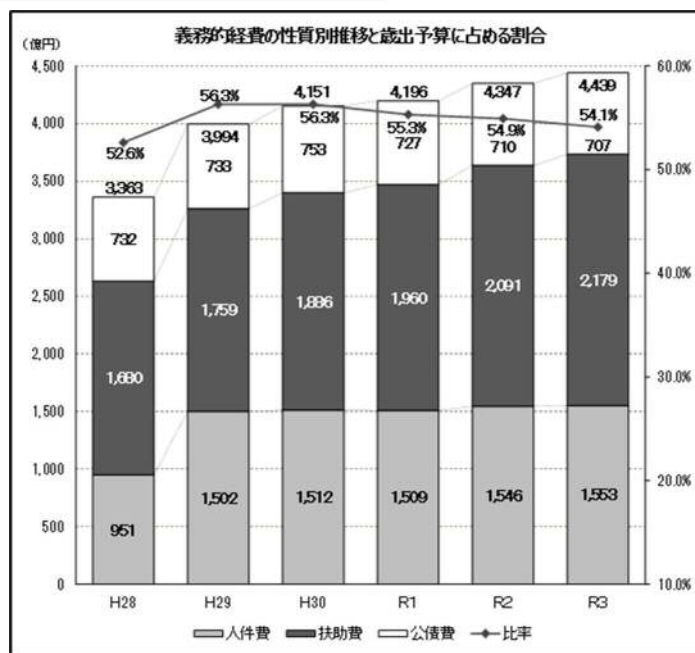
(7) 「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づく財政運営

① 本市の財政状況

本市歳出に占める義務的経費^(※)の割合は、平成 29 (2017) 年度の県費負担教職員の市費移管に伴う職員数の増や会計年度任用職員制度の導入などによる人件費の増、待機児童対策の継続的な推進や障害福祉サービス利用者の増による扶助費の増などにより増加傾向にあり、令和 3 (2021) 年度予算では 54.1%となっています。地方公共団体全体では、義務的経費の歳出総額に占める割合は令和元 (2019) 年度決算で 49.7% (川崎市は 56.5%) となっており、本市は高い水準にあるといえます。

(※) 支出が義務的で任意では削減できない経費 (人件費、公債費、扶助費)。割合が小さいほど財政の弾力性がある一方、大きいほど財政の硬直度は高まるとされており、義務的経費が一定水準以上になると、新しい行政需要に対応することが困難になるとされています。

義務的経費の性質別推移と歳出予算に占める割合



高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼしています。

令和 2 (2020) 年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳出が減少したことなどにより、収支不足は発生しなかったものの、減債基金からの借入残高は 527 億円に達しています。

また、令和 3 (2021) 年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の落込みによる影響を受けることが見込まれます。

さらに、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないなど、厳しい財政環境が続くことが見込まれます。

減債基金からの借入残高の推移



(注) H27は10億円を返済 (H24～R2は決算、R3は予算)

② 今後の財政運営の基本的な考え方

「最幸のまち かわさき」を実現し、将来もそうあり続けるためには、多様化する課題への的確な対応など、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」の両立が必要であることから、次の基本的な考え方に基づく財政運営を進めます。

ア 効率的・効果的な事業執行の推進

公共施設の整備・管理・運営において、指定管理者制度や PPP・PFI など民間活力の活用により事業の再構築などを行い、施策・事業の効率化を進めます。また、資産マネジメントによる資産保有の最適化、施設の長寿命化を図ります。

イ 税源涵養に向けた取組の推進

川崎の優れたポテンシャルを活かし、臨海部における国際戦略拠点の形成や大規模な土地利用の転換による、成長が見込まれる分野の産業の振興や、中小企業活性化条例に基づく施策の推進に取り組むとともに、拠点整備や交通結節機能強化など、民間活力を活かした安全・安心で利便性の高いまちづくりを推進し、市内経済の活性化を通じて、税源の充実につながる取組を進めます。

ウ 財源確保に向けた取組の推進

受益者負担の適正化や負担の公平性の観点から、市税等の債権確保策を強化するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の設定を行います。また、庁舎等の余剰地・余剰床の貸付や広告事業など市有財産の有効活用に取り組み、財源の確保に努めます。

エ 将来負担の抑制

市債を適切に活用しながらも、若い世代や子どもたちにとって過度な将来負担とならないように、中長期的にプライマリーバランス（基礎的財政収支：過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支）の安定的な黒字の確保に努め、市債残高を適正に管理します。

また、減債基金（市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金）からの借入金についても、早期の返済に努めます。

オ 「収支フレーム」に沿った財政運営

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、指針となる「収支フレーム」に沿った財政運営を行います。

カ 財政運営の「取組目標」

当面の財政運営の取組目標を次のとおり定めるとともに、財政状況を的確に把握するための指標を設定します。

(ア) 取組目標

a 早期の収支均衡

必要な市民サービスの着実な推進と持続可能な行財政基盤の両立に向けて、早期の収支均衡をめざし、令和 10（2028）年度には、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行います。

b プライマリーバランスの安定的な黒字の確保

市債を適切に活用しながら、あわせて市債残高を適正に管理し、中長期的にプライマリーバランスの安定的な黒字を確保します。

c 減債基金借入金の早期の返済

減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っていますが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努めます。

(イ) 財政指標

持続可能な行財政基盤の構築に向けた取組状況や財政状況を的確に把握するための財政指標を、これまでの推移等も踏まえ、次のとおり設定します。

なお、財政指標については、その結果の分析・評価を行うことや、その内容を施策判断等に活用することが重要であるとともに、適宜、指標自体の見直しや新たに設定を行うことも必要であることから、今後も、その検討等を継続して行っていきます。

a 収支状況

各会計の単年度の収支が、赤字とならないように設定するもの

- ・**実質赤字比率**【普通会計】赤字とならないこと（R2（2020）決算 赤字となっていない）
- ・**連結実質赤字比率**【全会計】赤字とならないこと（R2（2020）決算 赤字となっていない）

b 財政構造の弾力性

- ・**経常収支比率**【普通会計】97%以下（R2（2020）決算 97.5%）

市税等の経常的な一般財源が、経常的な歳出にどの程度使われているかを表すもので、臨時的な歳出に使える歳入の余力・財政の弾力的な対応力を示すもの

- * 現状の財政構造においては、社会保障関連経費などの対人サービスが増加し、大きな割合を占めていることが特徴となっています。このため、率が高い状況が続いていますが、本市では、自立支援や就労支援などに取り組み、社会保障関連経費の増加ペースの低減に努めています。
- * 減債基金からの借入を行っていなかった平成 23（2011）年度（96.9%）程度の数値を、当面の目標として設定します。

- ・**市税収入に対する義務的経費の割合**【普通会計】100%以下（R2（2020）決算 116.4%）
義務的経費（人件費・扶助費・公債費）を、どの程度市税で賄えるかを表すもの

c 将来負担

- ・**プライマリーバランス**【一般会計】中長期的に安定的な黒字の確保（H17（2005）決算以降黒字）過去の債務に関わる元利払いを除いた歳出と、市債発行などを除いた歳入との収支を表すもの
 - * プライマリーバランスが、一定の黒字幅を持って安定的に推移する場合には、市債残高の抑制や縮減につながります。
- ・**市民一人あたり市債残高**【普通会計】指定都市平均以下（R2（2020）決算 531,306 円、指定都市平均 652,288 円）
将来の人口減少局面も見据えた公債費負担の推移を表すもの
- ・**実質公債費比率**【普通会計】18%未満（R2（2020）決算 8.2%）
将来負担すべき公債費、あるいはこれに準ずる経費の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの
- ・**将来負担比率**【普通会計】400%未満（R2（2020）決算 122.0%）
市債残高や職員の退職手当など、将来負担すべき実質的な負債の大きさを、標準的な税収入等を基準に表すもの
- ・**将来負担返済年数**【普通会計】中長期的に低減（R2（2020）決算 15.8 年）
将来負担額から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、将来負債の返済に充当可能な単年度収入の何年分に相当するかを表すもの

d 企業会計等の経営健全化

- ・**基準外繰出金**【普通会計】縮減・規律の確保（R2（2020）決算 前年から縮減）
各会計の健全な財政運営を促す観点から、法令等に基づかない繰出について、縮減等を図るために設定するもの
- ・**資金不足比率**【企業会計】資金不足を生じないこと（R2（2020）決算 資金不足となっていない）
企業会計ごとの資金不足額の大きさを、事業規模を基準に表すもの
- ・**負債比率**【全会計・出資法人】中長期的に低減（R2（2020）決算 43.0%）
連結バランスシートにおいて、資産形成のために生じた負債合計の大きさを、資産合計を基準に表すもの

キ 今後の予算計上（歳出）の考え方

今後の予算計上（歳出）にあたっては、次の考え方を基本的な姿勢として進めることとします。

(ア) 計画的に進める大規模な投資的経費（新規分）

新規事業については、財政状況や事業ボリューム、事業効果等のバランスなどを勘案しながら、今後の計画策定作業や毎年度の予算編成の過程などにおいて、事業の熟度を踏まえて、事業着手時期などを検討し、計画的に進めていきます。

(イ) 計画的に進める大規模な投資的経費（継続分）

これまで計画的に進めてきた継続的な事業については、事業進捗に応じた所要額を計上します。

(ウ) 基礎的な投資的経費

公共施設の維持補修や長寿命化の取組のほか、駅周辺のまちづくりなどのための基礎的な投資的経費については、経常的なものとして一定の枠の確保を図るとともに、効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。

(エ) 一部の社会保障関連経費（投資的経費を含む）

社会保障関連経費については、引き続き増加が見込まれますが、自立支援の取組等により、極力増加ペースの低減を図りながら、所要額を計上します。

(オ) 公債費（諸費を除く）

投資的経費の動向等を踏まえ、適切に市債を活用し、その償還に係る所要額を計上するとともに、あわせてプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に努めるなど、市債残高を適正に管理します。

(カ) 管理的経費

庁用経費、施設管理的経費などの管理的経費については、所要額を計上するとともに、あわせて効率的・効果的な事務事業の執行等による経費の抑制を図るほか、引き続き人件費の抑制に努めます。

(キ) 政策的経費（一部の社会保障関連経費を除く）

直接、市民生活への影響がある事業等の政策的経費については、所期の目的を達成できるよう所要額を計上するとともに、あわせて事業執行上の工夫や必要な見直し・重点化を進めることで、経費総額の調整を図ります。

ク 行財政改革の取組

「総合計画」に掲げる施策・事業の着実な推進と財政の健全化による持続的な行財政基盤の構築の両立に向け、「収支フレーム」に沿った計画的な財政運営に寄与するため、切れ目のない行財政改革の取組を推進します。

「行財政改革第3期プログラム」の取組は、計画期間内の反映できるものについて「収支フレーム」に反映します。（各年度の改革の取組の効果を、翌年度予算に反映します。）

ケ 収支フレーム（素案）【一般財源ベース】

「収支フレーム」は、持続可能な行財政基盤の構築に向けた指針であり、今後5年間は、この「収支フレーム」に沿った財政運営を行っていきますが、市民ニーズや社会経済状況など、本市を取り巻く環境変化等に的確に対応するため、実施計画の策定時などにおいて、必要な見直しを行うとともに、具体的な取組については、毎年度の予算において、適切に対応していきます。

この「収支フレーム（素案）」は、令和3（2021）年度当初予算をベースに、「川崎市将来人口推計」や国の「中長期の経済財政に関する試算」等を基礎データとして活用し、「総合計画第3期実施計画（素案）」や「行財政改革第3期プログラム（素案）」の令和4（2022）年度以降の取組を反映して算定しています。

○川崎市将来人口推計【令和3（2021）年4月】

（単位 人）

10月1日現在	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)
総数	1,539,100	1,580,500	1,603,000	1,602,800
0～14歳	188,900	183,300	177,900	177,300
（うち0～4歳）	64,600	63,700	64,500	65,000
15～64歳	1,035,400	1,057,700	1,053,400	1,013,200
65歳以上	314,800	339,600	371,700	412,300
（うち75歳以上）	161,600	200,100	216,600	223,500

※各人口は、四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

○中長期の経済財政に関する試算【令和3（2021）年7月・内閣府】

（単位 %程度）

年度		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
ベースライン ケース	名目成長率	▲ 3.9	3.1	2.5	2.0	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	1.1
	消費者物価	▲ 0.2	0.1	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
（参考）成長実現 ケース	名目成長率	▲ 3.9	3.1	2.5	3.6	3.7	3.7	3.4	3.4	3.4	3.3	3.2
	消費者物価	▲ 0.2	0.1	0.7	1.3	1.7	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

※収支フレームの歳入は、上記のベースラインケースを基本に算定していますが、参考に成長実現ケースも掲載しています。

【収支フレーム算定の前提条件】

令和3（2021）年度当初予算をベースに、歳入・歳出は次の条件で算定しています。

（ア） 歳入

・市税等（市税・地方譲与税・県交付金）は、過去の推移や経済動向等を踏まえて算定しています。

（イ） 歳出

原則として、令和3（2021）年度予算で実施が位置づけられている施策・事業の所要額を計上しましたが、今後、具体的に検討される予定の事業についても、一定の条件で計上しています。

・投資的経費

「計画的に進める大規模な投資的経費」については、事業の熟度や進捗状況を踏まえて、所要額や現時点での仮の事業費を計上したほか、公共施設の維持補修など経常的なものについては、原則として令和3（2021）年度予算と同額で計上しています。

・一部の社会保障関連経費

これまでの推移や対象人口の推移等を基に算定し、所要額を計上しています。

・公債費

投資的経費の動向等を踏まえ、市債償還に係る所要額を計上しています。

・職員給与費及び管理的経費

原則として令和3（2021）年度予算と同額で計上しています。

・政策的経費

これまでの推移や対象人口の推移等を基に算定し、所要額を計上しています。

（ウ） 収支

上記により計上した歳入と歳出の差引である収支とともに、減債基金からの借入残高の見込みを記載しています。

また、収支フレームは予算ベースを基本としていますが、歳出は予算の範囲内で執行されるものであることから、その制度上、決算においては、余剰が生じ、一定程度、収支が改善することが見込まれます。そのため、予算で計上した減債基金からの新規借入の額は、決算において縮減が見込まれることから、減債基金からの借入残高については、より実態に即した見込みを明らかにするため、決算見込ベースでの試算も記載しています。

収支フレーム（素案）（令和4～8（2022～2026）年度）【一般財源ベース】

収支均衡に向けて、令和4～8（2022～2026）年度の5年間を「収支フレーム」と位置付け、その後の令和9～13（2027～2031）年度の5年間の「収支見通し」も視野に置きながら、財政運営を行います。

* 歳入は、国の経済見通しの「ベースラインケース」による見込みを基本としています。

* 歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。

（単位 億円）

	収 支 フ レ ム						収 支 見 通 し				
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
市税	3,457	3,667	3,722	3,737	3,787	3,816	3,833	3,863	3,893	3,909	3,928
地方消費税交付金	329	322	326	318	333	346	337	339	341	332	343
地方譲与税・その他の県交付金	125	141	137	138	138	139	139	140	140	141	141
普通交付税・臨時財政対策債	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通交付税	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時財政対策債	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他一般財源	132	103	104	104	105	105	105	105	105	106	108
退職手当債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進債	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
歳入合計	4,155	4,303	4,359	4,367	4,433	4,476	4,484	4,517	4,549	4,558	4,590

減債基金借入金 返済	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20
投資的経費	238	334	297	259	240	236	253	224	223	218	247
未定枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
大規模な投資的経費（新規分）	1	3	5	7	7	7	9	8	13	13	12
大規模な投資的経費（継続分）	69	151	106	60	38	39	56	31	34	38	29
基礎的な投資的経費	168	180	186	192	195	190	188	185	176	167	156
一部の社会保障関連経費	1,062	1,092	1,118	1,140	1,170	1,192	1,204	1,217	1,231	1,245	1,257
高齢者福祉	332	345	348	353	363	374	384	395	407	418	428
障害者福祉	237	245	254	256	260	261	263	265	267	270	272
生活保護	142	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143
保育事業（待機児童対策）	311	319	333	348	364	374	374	374	374	374	374
小児医療費助成	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
公債費（諸費を除く）	680	692	698	695	686	667	659	660	640	654	647
管理的経費・政策的経費	2,461	2,458	2,457	2,421	2,412	2,400	2,405	2,410	2,417	2,407	2,414
職員給与費	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249	1,249
管理的経費	502	488	488	462	461	462	461	461	460	460	463
政策的経費（中学校給食(PF分)含む）	710	721	720	710	702	689	695	700	708	698	702
歳出合計	4,441	4,576	4,570	4,515	4,508	4,495	4,521	4,511	4,531	4,544	4,585

収 支	▲ 286	▲ 273	▲ 211	▲ 148	▲ 75	▲ 19	▲ 37	6	18	14	5
-----	-------	-------	-------	-------	------	------	------	---	----	----	---

減債基金からの借入残高	813	1,086	1,297	1,445	1,520	1,539	1,576	1,576	1,556	1,536	1,516
-------------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

決算見込ベース

減債基金からの新規借入 （返済は△表記）	241	228	166	103	30	△ 26	△ 8	△ 51	△ 83	△ 79	△ 70
減債基金からの借入残高	768	996	1,162	1,265	1,295	1,269	1,261	1,210	1,127	1,048	978

※決算における収支改善を見込んでいます。（年45億円/H24(2012)-R2(2020)平均）

※退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

(8) 資産マネジメント第3期実施方針に基づく資産マネジメントの推進

① 中長期的視点からの資産マネジメントの推進

本市では現在、「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針）」（以下「かわさき資産マネジメントカルテ」といいます。）に基づき、3つの戦略（「戦略1 施設の長寿命化」、「戦略2 資産保有の最適化」、「戦略3 財産の有効活用」）による資産マネジメントの取組を進めています。

平成26（2014）年度から令和3（2021）年度までの第2期取組期間については、「戦略1 施設の長寿命化」の重点的取組期間とし、公共施設の修繕費・更新費の縮減・平準化に向けた取組を進めてきました。一方で、保育所民営化等による資産保有の最適化の取組を進めてきたものの、人口増加に伴う市民ニーズへの対応を図るため、公共建築物の総床面積は増加を続けている状況です。

加えて、今後の人口減少社会への転換、厳しい財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込等を総合的に踏まえると、第3期取組期間（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）のみではなく、それ以降も見据えた、中長期的視点からの資産保有の最適化の推進が必要となります。

こうした状況等を踏まえ、第3期取組期間においては、中長期的な視点を持ち、資産保有の最適化への重点的な取組を推進します。

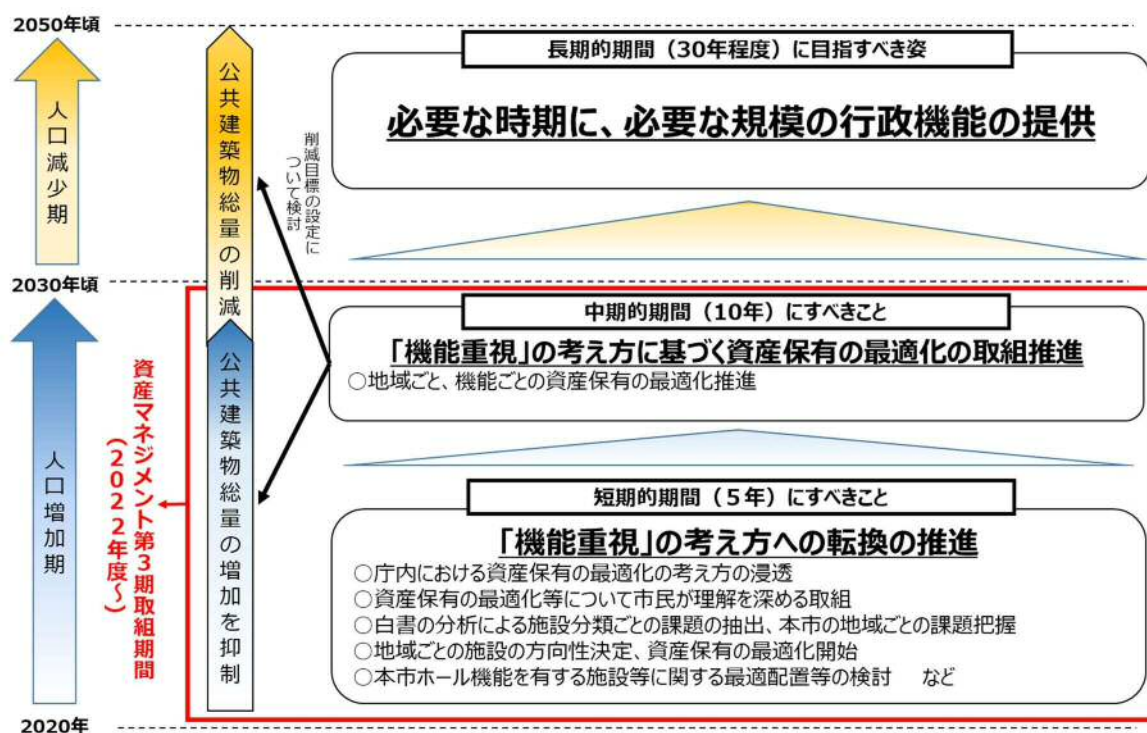
② 取組全体の基本的な考え方

ア 長期的ビジョンの設定及び短期・中期・長期的視点からの取組の推進

中長期的視点からの資産保有の最適化の推進を踏まえ、おおむね30年程度の長期的にめざすべき姿として、「必要な時期に、必要な規模の行政機能の提供」を設定します。

長期的にめざすべき姿の実現に向けた期間として、第3期取組期間を含め30年間程度を長期的期間として設定し、第3期取組期間の10年間を中期的期間として設定するとともに、中期的期間の中間である5年間を短期的期間として設定します。

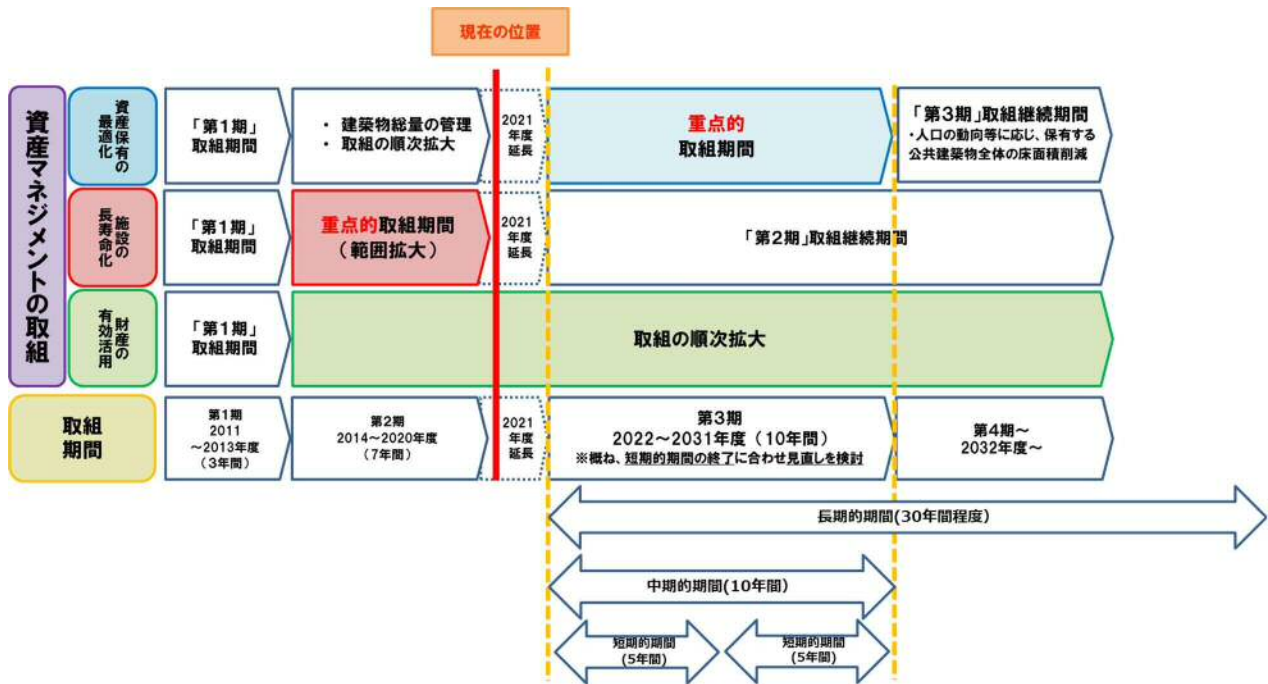
図表 短期・中期・長期的視点からの資産保有の最適化



イ 資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ

資産保有の最適化について、第3期取組期間を「重点的取組期間」として位置づけます。

図表 資産マネジメントの取組期間



<市が保有する公共建築物床面積に関する中長期的な目標>

(ア) 中期的期間（第3期取組期間である10年間）における目標

第3期取組期間においては、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による公共建築物床面積の増加を見込んだ床面積を基準とし、常に適正な規模を意識し、単に人口増によって床面積を増加させるのではなく、施設の複合化や多目的化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応することで、10年間で公共建築物全体の床面積を基準から増やさないことをめざします。

(イ) 長期的期間（第3期取組期間も含めた30年程度）における目標

令和12（2030）年度以降については、人口の動向等に応じ、削減を図ります。なお、令和12（2030）年度以降の削減目標については、第3期取組期間中に設定します。

ウ 「機能重視」の考え方に基づく取組

特定の目的別、対象者別に施設を整備するといった従来の考え方ではなく、施設が持つ機能（施設が提供するサービス）に着目し、市民ニーズ等を把握した上で必要な機能の整備を図る「機能重視」の考え方に基づく取組が必要となります。

こうした「機能重視」の考え方にに基づき、施設が持つべき機能について検討を行います。また、施設におけるこれまでの使用目的、対象者等や、従来の施設配置の考え方について再検討します。

加えて、必要な機能の整備を図るため、公共施設については、すべてを本市が保有するのではなく、賃借を含めた適切な手法も使用するとともに、特定の人達が優先的・寡占的に使う施設ではなく、多様な使用機会が提供される施設をめざします。

エ 全庁的な資産マネジメントの取組推進

資産マネジメントの取組については全庁的な調整が必要となることから、資産マネジメント推進部署である総務企画局公共施設総合調整室と関係局区が連携して推進します。

③ 各戦略の内容

ア 資産保有の最適化

資産保有の最適化とは、利用状況や将来の利用想定等を踏まえ、機能のあり方の整理を行うとともに、施設の適正配置を図るものです。

<基本的な考え方>

(ア) 広域的観点に基づく検討

施設の適正配置につなげるためには、点（施設単体）ではなく、面（複数の施設を含む広域）で考えることが重要です。具体的には、以下の取組が必要となります。

- ・全市、あるいは一定の区域における行政ニーズを踏まえ、それに対応した提供すべき必要なサービスを把握した上で、施設配置や規模の検討
- ・周辺他の行政施設の利用状況、建築状況、権利関係等を踏まえた施設の整備・活用手法の検討を行うことが必要であり、こうした広域的観点に基づく資産保有の最適化の検討

(イ) 適正配置の観点からの施設の種類

市民利用の範囲等に基づき、公共施設を以下のとおり性質別に分類します。

- ・全市型施設：市に1か所設置されており、広範囲の市民が利用する施設
- ・各区型施設：おおむね区に1か所設置されており、広範囲の市民が利用する施設
- ・地域型施設：自宅から徒歩・自転車利用圏内等の、地域住民に身近な施設を中心とする施設
- ・その他の施設：立地の制約が大きく配置が限定されるなど、移転等による配置検討がなじまない施設

図表 適正配置の観点からの施設分類

施設分類	具体的な施設例（かわさき資産マネジメントカルテに掲載されていた施設）
全市型施設	とどろきアリーナ 男女共同参画センター 生活文化会館 労働会館 川崎シンフォニーホール 市民ミュージアム アートセンター 藤子・F・不二雄ミュージアム
各区型施設	区役所 市民館 図書館 休日急患診療所 スポーツセンター
	（上記を補完する施設） 区役所支所・出張所 行政サービスコーナー 市民館分館 図書館分館
地域型施設	小学校 中学校 わくわくプラザ こども文化センター 保育所 老人いこいの家 特別養護老人ホーム
その他の施設	余熱利用市民施設 ハヶ岳少年自然の家

(ウ) 地域ごとの資産保有の最適化検討

上記「各区型施設」と「地域型施設」については、地域に密接に関連する施設であり、資産保有の最適化を推進するにあたっては、地域ごとの状況（公共施設の利用状況や築年数、人口動態等）を踏まえた検討が必要となることから、これらの施設については、地域ごとに資産保有の最適化を検討します。

また、「地域」の単位については「各区」や「中学校区」、「小学校区」などの単位がありますが、市民に馴染みのある単位であること、また、資産保有の最適化を検討するためには一定の規模（10万人程度を想定）が必要であることから、第3期実施方針に基づき検討する地域の単位は「複数の中学校区」（2～4中学校区程度）を基本とします。

なお、「全市型施設」については、上記「広域的観点に基づく検討」に基づき、全市における行政ニーズを踏まえ、施設配置や規模の検討を行います。

(エ) 機能ごとの資産保有の最適化検討

本市公共施設については、市民利用の範囲や施設の用途等が異なるさまざまな施設が存在していますが、それらの施設間で、同一機能を有している場合があります。

こうした同一機能について、全市単位での適正配置と、地域単位での適正配置の双方の視点から、機能ごとの資産保有の最適化検討を行います。

＜資産保有の最適化の手法＞

公共建築物総量の管理を図るため、資産保有の最適化の手法として、以下のような手法を活用します。

- 集約化：既存の類似目的で設置されていた施設を統合し、一体の施設として整備する手法
- 複合化：既存の異なる用途の施設を統合し、複合施設として整備する手法
- 多目的化：目的や対象者を制限せず、多くの市民が利用できる施設へと転換する手法
- 転用：既存施設を他目的の施設として利用し、現在の目的と異なる施設を整備する手法

イ 施設の長寿命化

施設の長寿命化とは、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続けることにより、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、修繕・更新のコストの平準化を図るものです。

＜基本的な考え方＞

(ア) 資産保有の最適化を踏まえた施設の長寿命化

資産保有の最適化を重点的取組として位置づけることから、これまでの考え方では施設の目標耐用年数まで使用するために長寿命化の対象としていた施設に対しても、資産保有の最適化を検討します。

具体的には、施設の機能について利用状況等を踏まえ見直しを実施し、機能の見直しを踏まえ、施設の複合化・多目的化等を検討した上で、継続して使用する施設のうち、長寿命化対象施設^(※)については、長寿命化を行います。一方、機能の縮小・廃止等により廃止する施設については、長寿命化は行わず、財産の有効活用を検討します。

- (※) 駐車場、倉庫、公衆便所等を除き、棟単位で延床面積 200 m²以上の庁舎等建築物について計画的な保全の対象（以下「計画保全対象施設」といいます。）とするとともに、計画保全対象施設から企業会計施設、特別会計施設、特殊施設（プラント系、古民家等）及び建替・譲渡・統廃合等が決定している施設を除いた庁舎等建築物について、「長寿命化対象施設」とします。
- なお、インフラ施設については、各施設の特性や需要を踏まえ、施設の長寿命化を推進します。

(イ) 目標耐用年数の設定

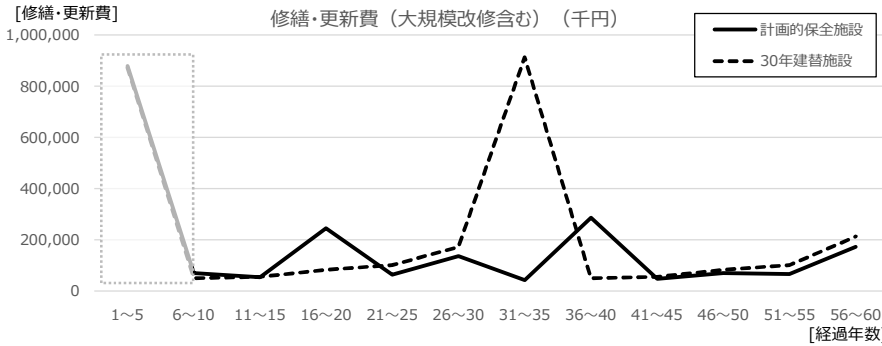
本市においては公共建築物の長寿命化に際して、原則として目標耐用年数を庁舎等建築物は60年以上、市営住宅は70年、学校施設は80年としており、第3期取組期間においてもこれを継続するものとします。ただし、施設の複合化・多目的化等の検討の結果、長寿命化を行わない施設については、この目標耐用年数を適用しないものとします。

(ウ) 計画的な保全の推進

適切な修繕や大規模改修を実施し、建築物を築後60年まで長寿命化を行う場合は、築後30年で建替えを行う場合と比較して、修繕・更新費用（設計委託費・工事監理委託費を除く。）のライフサイクルコストは、平準化が見込まれます。

施設の機能や性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、機能停止などを未然に防ぐ計画的な保全を行います。また、必要に応じ、保全を行う時期を調整することで、集約的な大規模改修を行い、施設利用者への影響やコストの低減を図ります。

図表 計画的な保全によるライフサイクルコストの平準化イメージ図



※「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を基にシミュレーション。計画保全対象施設・築後30年建替施設の修繕・更新費用についてグラフ化したもの。両者とも更新後の経過年数「1~5」年はほぼ同様であるが、その後の修繕・更新費について、築後30年建替施設の方が変動幅は大きい。

(エ) 長寿命化対象部位以外への対応

これまで、庁舎等建築物においては長寿命化対象部位を設定し、施設の長寿命化の取組を進めてきましたが、約5割の公共建築物が築30年以上を経過し、長寿命化対象部位以外の部位などについて、市民サービスの向上や突発的な機能停止等が課題となっています。よって、長寿命化対象部位の他、建物の機能維持につながるような対象部位について、適切な対策を検討・実施します。

ウ 財産の有効活用

財産の有効活用とは、市民サービスの向上と財源確保等、多様な効果を創出するため、未利用となった土地・建物の売却・貸付や、市有財産を媒体とした広告事業の他、公有地でのイベント実施による新たな市民サービスの提供、公共施設における空き時間の他用途での活用などを行うものです。

<基本的な考え方>

(ア) 「市有財産を有効活用するための基本方針」に基づく取組の推進

本市では、平成19(2007)年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を策定し、市有財産を有効活用するための基本目標として、以下の2つの目標を定めました。

- ・持続可能な市の財政基盤としての継続的・安定的な財源確保
- ・持てる能力を最大限活かした市有財産の有効利用・有効活用の推進

また、目標を達成するため、以下の4つの柱を設定しました。

- ・市民サービスの向上と財源を確保するため、未利用や余裕の市有財産(以下「公有財産の未利用部分」といいます。)を有効に使う
- ・広告関連事業を始めとした、新たな活用策への取組を行う
- ・地域ニーズや市民との協働などに配慮した活用を推進する
- ・利用度を評価するなど、資産運用の面から市有財産の潜在力を引き出す

第3期取組期間においてもこうした考え方に基づき、取組を推進します。

(イ) 「民間活用(川崎版PPP)推進方針」に基づく取組の推進

本市では、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を「民間活用」の視点から推進するための考え方として、令和2(2020)年3月に「民間活用(川崎版PPP)推進方針」を策定しています。

更なる歳入の確保と経費の節減、市民サービスの向上など多様な効果を創出していくため、「民間活用(川崎版PPP)推進方針」に基づく民間活用手法の採用等により、一層の取組展開を図るとともに、民間事業者の参入により周辺地域の活性化につながる手法について検討します。



II かわさき 10 年戦略

※
「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けた

かわさき10年戦略

※「最幸」とは・・・川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

戦略

1

「みんなで守る強く
しなやかなまち」をめざす

戦略

2

「どこよりも子育て
しやすいまち」をめざす

戦略

3

「みんなが生き生きと
暮らせるまち」をめざす

戦略

4

「もっと便利で快適な
住みやすいまち」をめざす

戦略

5

「世界に輝き、技術と英知で
未来をひらくまち」をめざす

戦略

6

「みんなの心が
つながるまち」をめざす

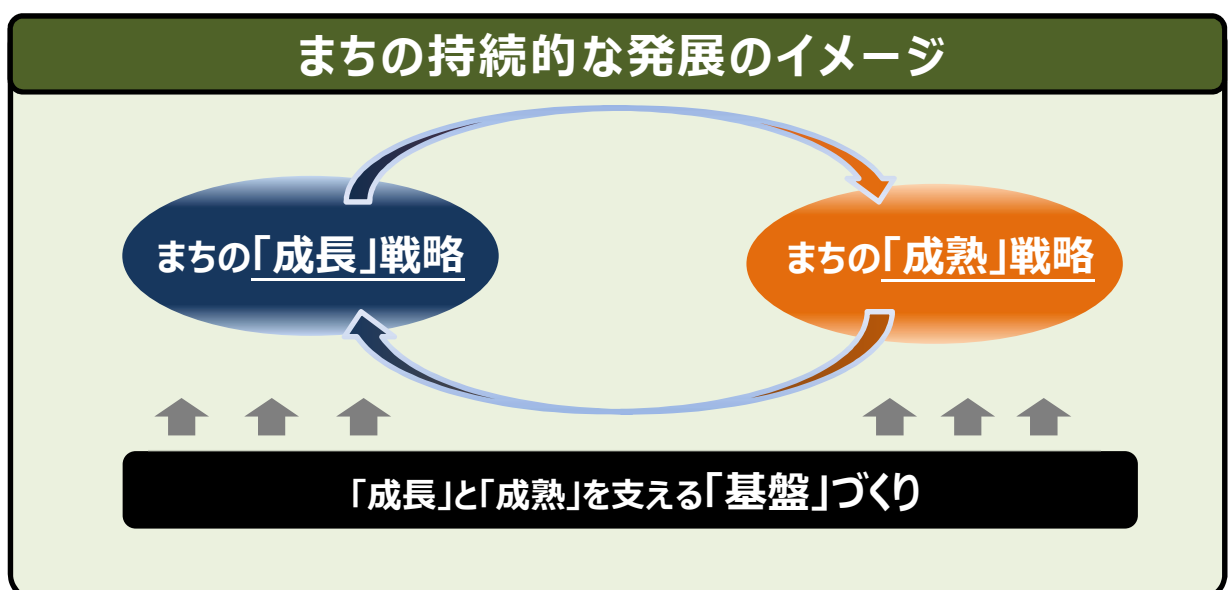
戦略

7

「チャレンジを続け、いつまでも
活力あふれるまち」をめざす

1 「かわさき10年戦略」の基本的な考え方

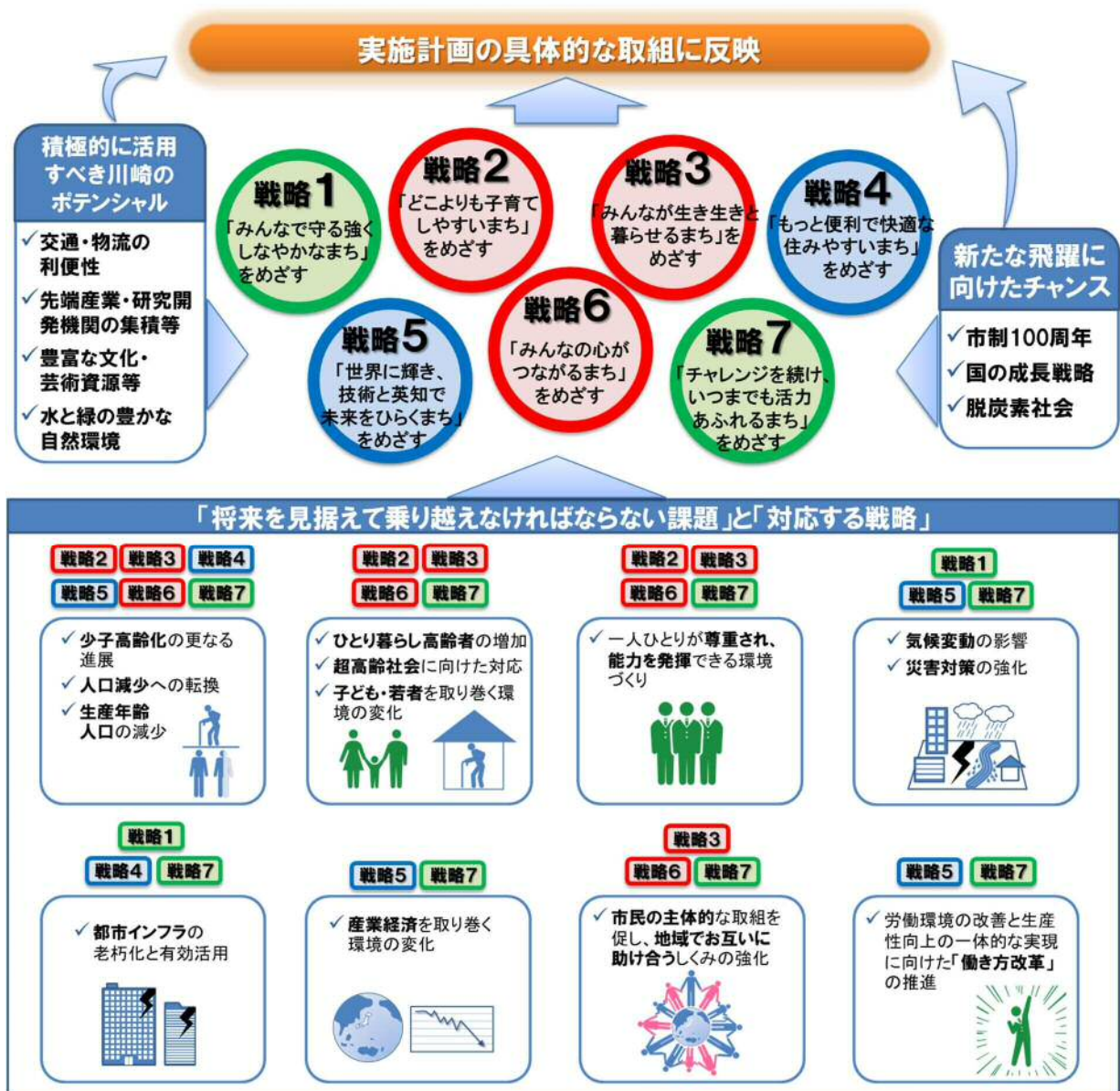
- 少子高齢化の急速な進展や、生産年齢人口の減少が見込まれる厳しい状況の中にあっても、そうした状況をそのまま受け入れるのではなく、効果的な取組の積み重ねにより、その影響をできる限り緩和しながら、本市の将来にわたる発展に向けて、チャレンジし続けていくことが重要です。
- 総合計画における具体的な取組は、実施計画の中で定めていますが、市政運営のビジョンである基本構想や基本計画でめざしていく、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち」を実現するためには、ビジョンを具現化するための中長期的かつ分野横断的な視点を持った戦略が必要となります。
- そのため、福祉や教育・文化振興などの市民に身近な行政サービスを持続的に提供することにより、市民が日常生活に質的な充足を感じる「成熟」したまちになっていくための戦略とともに、将来を見据えた投資により、本市の強みである産業・経済・利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層「成長」させる戦略を積極的に進める必要があります。
- さらに、産業・経済・まちづくり等の活性化による「成長」は、市税収入の増加をはじめとして本市財政にも好影響を与えることから、市民生活の向上を通じてまちの「成熟」につながるとともに、「成熟」した市民の力は、新たな産業や文化・スポーツ・地域活動の振興の源泉となり、更なる「成長」を促します。
- 「かわさき 10 年戦略」は、こうした「成長」と「成熟」の好循環による、まちの持続的な発展をめざして、好循環を支える「基盤」づくりとあわせて、その考え方とともに実施計画で推進する主な取組をまとめたものです。



2 中長期的な課題と戦略との関係等について

- 前述の基本的な考え方に沿って、「総論」に示した、少子高齢化の進展をはじめとする**中長期的な課題を踏まえる**とともに、本市の**ポテンシャルとチャンスを活用**しながら7つの戦略を設定し、**実施計画における具体的な施策・事業を推進**しています。
- 設定した戦略は**実施計画のローリングにあわせて見直し**を行うとともに、位置づけた施策・事業については、取組の状況等を踏まえて、毎年機動的に推進していきます。

中長期的な課題等と戦略の対応及び実施計画への反映イメージ



3 「かわさき 10 年戦略」の概要

- 「かわさき 10 年戦略」では、まちに活気や活力をもたらす「**成長**」、市民に安心やうるおいを与え、まちに対する愛着を育てる「**成熟**」、成長と成熟の好循環を支える「**基盤**」づくりの**3つの視点**で、**7つの項目を設定**しています。
- 第3期実施計画では、「かわさき 10 年戦略」の中長期的視点という性格をより明確にするため、**7つの戦略ごとに「2030ビジョン」、「令和 12（2030）年にめざす姿」、「令和 7（2025）年の目標」を定め、実施計画の計画期間の先を見据えた取組を推進**します。

「かわさき 10 年戦略」の各項目の考え方

第3期実施計画における「かわさき 10 年戦略」は、将来のまちのあるべき姿を見据え、その実現に向けた到達点や目標、そのために必要な取組を整理しています。

それぞれの項目の考え方は次のとおりです。

●2030 ビジョン

中長期的な視点を持って取組を進めるため、第3期実施計画の計画期間の先を見据え、およそ10年後にあたる令和12（2030）年における、まちのあるべき姿をイメージした「2030 ビジョン」を新たに設定しています。

●令和 12（2030）年にめざす姿

「2030 ビジョン」の実現に向けて、令和12（2030）年に到達をめざすまちの姿のイメージを分野ごとに表しています。また、あわせて SDGs の関連するゴールを示しています。

●令和 7（2025）年の目標

「令和12（2030）年にめざす姿」を実現するために、第3期実施計画の終了年度である令和7（2025）年に到達・達成することをめざす目標を表しています。

●行程表

「2030 ビジョン」、「令和12（2030）年にめざす姿」、「令和7（2025）年の目標」を踏まえ、第3期実施計画期間中の主な取組を年度ごとに記載しています。

●その他

- ・次ページ以降の各戦略の行程表の「R●」は「令和●年度」を表しています。
- ・行程表の内容は、今後の取組の進捗等により、変更する場合があります。
- ・行程表内の「1-1-1」などの表記は、政策体系別計画の主な対応施策を表しています。（資料編 政策体系図 参照）

戦 略

1

「みんなで守る強く
しなやかなまち」をめざす

行程表

R3 (2021) R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024)

国土強靱化の推進 (1-1-1 1-1-2)	危機管理体制の更なる強化と「かわさき強靱化計画」に基づく取組の推進
	被災時に迅速な復旧が可能なまちづくりに向けた発災前の復興準備の推進
不燃化の取組や まち全体の耐震化の 推進 (1-1-2 1-1-3)	ハード・ソフト両面からの重点対策地区における不燃化の推進
	火災延焼リスクの高い地区における地域住民との協働による防災まちづくりの推進
	避難路沿道の建築物、住宅や宅地等をはじめとするまち全体の耐震化の推進
災害時の拠点となる 本庁舎等の建替え (1-1-1)	
上下水道機能の 安定確保 (1-3-1 1-3-2)	
	上下水道施設・管路・管きよ等の耐震化の推進
地域防災力の向上 (1-1-1 1-4-1)	自主防災組織等との連携による各区の特性に応じた防災訓練など、地域と行政が一体となった防災体制の充実
	自助・共助（互助）・公助の役割の明確化や、積極的な広報の実施による防災意識の向上
	高齢者・障害者等の要援護者への災害時援護体制の構築
	分散避難をはじめ、感染症対策等を踏まえた適切な避難行動の普及啓発
消防力や救急医療 体制の強化 (1-1-4 1-6-1 1-6-2)	消防署所や消防車両等の整備、消防団活動の充実強化など消防体制の強化
	救急需要の動向把握や、救急救命士の養成等による救急体制の整備
	医療需要を見据えた川崎病院の医療機能再編整備の推進
感染症対策の強化 (1-6-1 1-6-3)	新型コロナウイルス感染症への対応と検証、検証結果を踏まえた体制の強化
	感染症の発生ステージに応じた国や県、医療機関等と連携した取組の推進
気候変動に伴う 風水害への適応力 の強化 (1-1-5 1-3-2)	風水害の激甚化・頻発化を見据えた気候変動適応策の推進
	浸水シミュレーション等に基づく浸水リスクの高い重点化地区や局地的な浸水箇所における浸水対策の推進
	国や河川流域自治体等との連携による治水対策や浸水対策の推進
防犯の取組や 安全対策等による まちの価値の向上 (1-2-1 1-2-2 1-2-3 1-2-4)	警察や自主防犯組織等との連携、防犯カメラの設置推進等による 刑法犯認知件数政令指定都市最少レベル（人口割合）の維持に向けた取組の推進
	総合的な犯罪被害者等支援の推進
	交通事故防止に向けた交通安全に係る啓発や教育の推進
	鉄道主要駅におけるホームドア設置をはじめとした安全対策の実施

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

























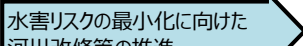
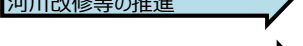
























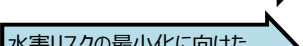
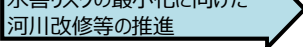




















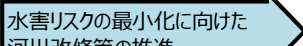
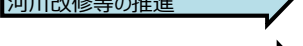
















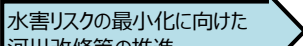
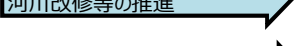












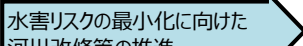
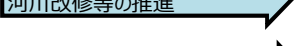




























進行管理・評価

政策体系別計画

「基盤づくり」

2030 ビジョン

市民・事業者・行政等がそれぞれの役割に求められる力を高め、いつ起こるかわからない地震や集中豪雨などの自然災害や、感染症等の危機事象の発生に的確に備えるとともに、日常生活を安全・安心に過ごせる環境整備や地域づくりを推進し、災害が発生しても柔軟に対応し迅速に立ち直れ、いつでも安心して暮らすことのできる、力強くしなやかなまちをめざします。

R7 (2025)	R7(2025)の目標	R12(2030)にめざす姿
                                     	<p>災害に強く、迅速に復旧できる基盤の構築</p>	<p>自助・共助（互助）・公助の力が高まり、災害に強く迅速に立ち直れるまち</p> 
                         	<p>市民の防災意識の向上と地域における顔の見える関係性の構築</p>	
                    	<p>危機事象等に的確に対応できる消防力と救急医療体制の強化</p>	
                 	<p>感染症に的確に対応できる体制の強化</p>	
             	<p>気候変動に伴う風水害に対して被害を最小化できるまちの形成</p>	
        	<p>犯罪や交通事故の未然防止など安全・安心な社会の実現</p>	<p>多様な主体と連携した地域づくりや環境整備が進み、誰もが安全・安心に暮らせるまち</p> 
     	<p>安全・安心に暮らすことのできる地域の生活基盤の一層の充実</p>	

戦略

2

「どこよりも子育て
しやすいまち」をめざす

行程表

R3
(2021)

R4
(2022)

R5
(2023)

R6
(2024)

希望する誰もが安心して子どもを預けられる環境づくり
(2-1-1 2-1-2)

多様な手法を活用した保育受入枠の確保、保育士確保対策・保育サービスの質の維持・向上

幼稚園における一時預かりや低年齢児の受入れの促進

区役所におけるきめ細かな利用者支援の実施

保育・子育て総合支援センターにおける保育と地域の子育ての一体的な支援の推進

子どもがすこやかに育つ安全な環境づくり
(1-4-4 1-5-2 2-1-2 2-1-4)

各区に子ども家庭
総合支援拠点を設置
(R4【2022】)

区役所の児童家庭支援体制の強化による児童虐待防止（予防）と児童相談所の体制強化による児童虐待対策（介入）の推進

ひとり親家庭の生活・子育て・就業支援等の総合的な取組の推進

子ども・若者の実態を踏まえた学習支援やひとり親家庭の支援など、子どもの貧困対策の推進

地域療育センターや子ども発達・相談センターにおける障害児等への適時適切な相談・支援の実施

子ども・若者の安心できる居場所づくり
(1-5-2 2-1-3 2-2-1 2-2-2 2-3-1)

こども文化センター等における、多くの人との関わりの中で多様な価値観に触れる機会の創出

「フリースペースえん」、「若者就労・生活自立支援センターブリック」、「ゆうゆう広場」や「定時制カフェ」など、子ども・若者の多様な居場所の確保に向けた取組の推進

地域の寺子屋 65 校で開講 (R2)

地域の寺子屋の全小・中学校での開講をめざした取組の実施

未来を担う人材の育成
(1-5-2 2-1-1 2-2-1 2-2-2)

すべての子どもが「分かる」授業の実現に向けた習熟の程度に応じた指導の充実

「キャリア在り方生き方教育」、読書活動の充実、新学習指導要領を踏まえた英語教育の充実など

誰一人取り残さない個別最適な学びの実現をめざす「かわさき GIGA スクール構想」と、学習履歴（スタディ・ログ）など教育データの活用の推進

すべての小・中・特別支援学校に児童生徒用の学習用端末を整備 (R2)

子ども・若者応援基金を活用したグローバル人材育成のプログラムの充実・実施

授業が分かる子どもの割合
小 5 : 90.1% (R2)
中 2 : 80.8% (R2)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充による児童生徒一人ひとりに寄り添った教育支援の実施

不登校児童生徒への ICT を活用した学習など多様な教育機会の確保

安全で快適な教育環境の整備
(2-2-3)

学級編制の標準の引下げ（小学校の 35 人学級）の段階的な実施や児童生徒数の変化に対応した適切な教育環境の確保

「学校施設長期保全計画」に基づく校舎及び体育館の再生整備等の推進

学校トイレの快適化の完了
(R4【2022】)

バリアフリー化や空調設備の更新等による教育環境の向上

多様性や子どもの権利が認められる社会の実現に向けた取組の推進
(2-2-1 2-2-2 2-3-1 5-2-1)

教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実に向けた特別支援学校における施設整備の推進

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築の推進

多文化共生教育と支援が必要な児童生徒の学習環境の向上

子どもの意見表明の場の充実など、子どもの権利を尊重する社会の実現に向けた取組の推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

政策体系別計画

基本政策 4

基本政策 5

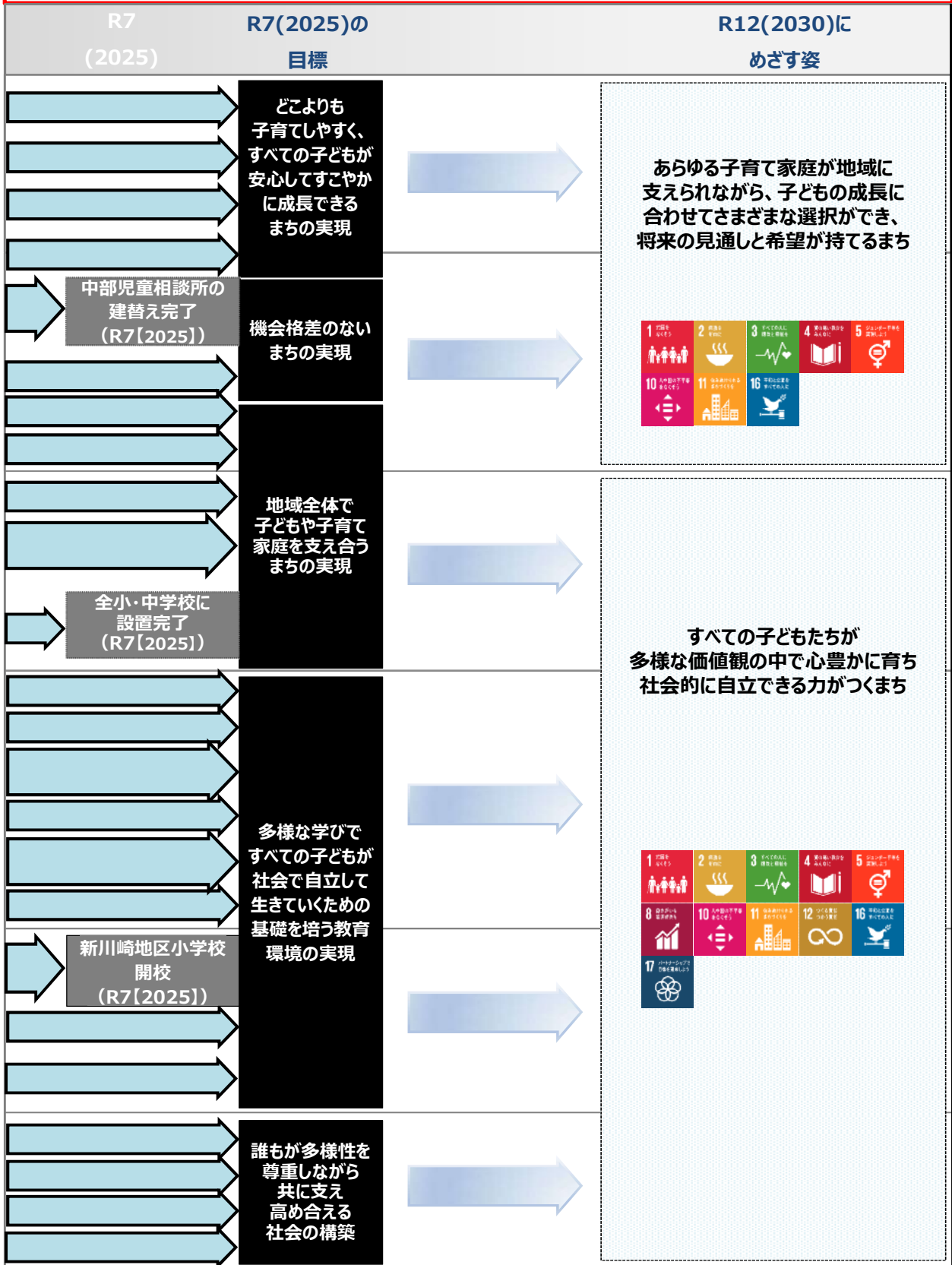
区計画

進行管理・評価

「成熟」戦略

2030 ビジョン

すべての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、成長や発達の段階に合わせて、すこやかに育つことができるよう、安心して子育てできるしきみを整えるとともに、一人ひとりが持つ個性や能力が尊重され、自らが望む将来を切り拓いていけるよう、地域全体で子育てを支える環境づくりを進め、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。



総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

政策体系別計画

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

戦 略

3

「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

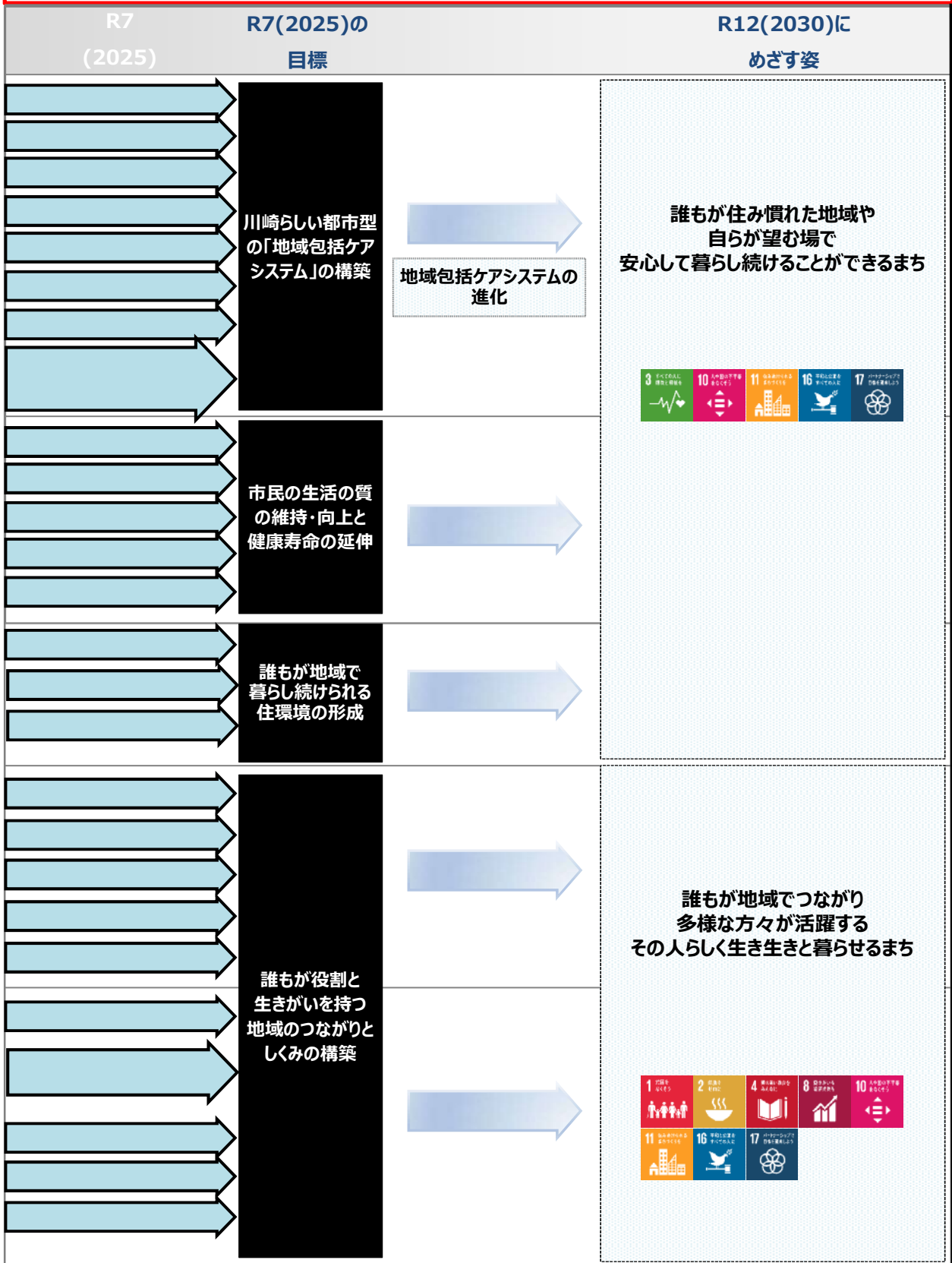
政策体系別計画

行程表	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
総合的なケアの推進 (1-4-1 1-4-2 1-4-4 1-6-1)				地域包括ケアシステムの構築に向けた、多様な主体による具体的な取組の促進	
				医療・介護等の連携による在宅療養の推進と看取り提供体制の構築	
				全世代・全対象型の地域リハビリテーションの推進	
	複合福祉センターふくふくにおいて、総合リハビリテーション推進センター等運営開始 (R3)				認知症の早期診断・早期対応の推進と認知症の人や家族を地域で支える体制の構築
					特別養護老人ホーム等の計画的な整備による介護サービス基盤の構築
					質の高い介護サービスを支える人材の確保
					障害福祉サービス基盤（通所事業所等）の計画的な整備
			川崎市立看護大学開学 (R4(2022))		地域包括ケアシステムや高度医療を担う看護人材の戦略的な養成・確保と、高度な専門性を有する看護人材を養成する大学院の設置に向けた検討
	健康寿命の延伸に向けた取組 (1-4-1 1-4-2 1-4-7 4-8-1)				地域団体や企業等との連携による市民の生涯を通じた主体的な健康づくりの促進
					若年層・働き盛り世代への生活習慣病予防対策の推進
				がんの早期発見・早期治療のための取組とがんにならないための生活習慣の改善の促進	
				地域の実情に応じた高齢者の自立支援と効果的な介護予防の推進	
				かわさき健康福寿プロジェクトの検証・見直しによる要介護度等の改善・維持の一層の推進	
誰もが暮らしやすい住環境づくり (1-4-6)				多様化する居住ニーズやライフスタイル等に応じた住まい・住まい方の実現に向けた取組の推進	
				空家の利活用の促進等、既存住宅の良質化・流通促進	
				重層的な住宅セーフティネットの構築に向けた取組の推進	
社会的・経済的自立に向けた取組の推進 (1-4-3 1-4-5 1-5-2 2-2-2 4-3-1)				生活困窮者等への就労・生活支援の実施	
				ひきこもり地域支援センターにおける相談・アセスメント機能の充実と支援ネットワークの構築	
				就労を望む高齢者の就業機会の確保	
				障害者の特性に応じた就労等に向けた教育段階からマッチング、企業支援までの流れを円滑化する取組の実施	
				多様な働き方に対する雇用主の理解の促進や定着支援の実施	
ひきこもり地域支援センター運営開始 (R3)					
誰もが生きがいを持てる地域づくり (1-4-1 1-4-3 1-4-5 2-3-2 5-1-1 5-2-3)				地区カルテを活用した多様な主体との連携による地域づくりの推進	
			高齢者フリーパスのICカード化 (R4(2022))	高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進と持続可能な制度構築	
				障害者の社会参加を促す取組と心のバリアフリーの理念に基づく取組の推進	
				あらゆる世代の多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくり	
				誰もが活躍できる地域づくりに向けた市民の主体的な学び・活動への支援の実施	

「成熟」戦略

2030 ビジョン

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを構築し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるしくみをつくとともに、希望する誰もが地域活動や就労等を通じて社会に参加できる地域づくりを進め、多様な方々が地域で活躍し、誰もがその人らしく生き生きと暮らせるまちをめざします。



総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

戦略

4

「もっと便利で快適な
住みやすいまち」をめざす

行程表

R3 (2021) R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024)

広域拠点の整備 (4-5-1)	川崎駅周辺地区、京急川崎駅周辺地区整備の推進			
	小杉駅周辺地区の整備の推進			
	JR 武蔵小杉駅横須賀線下りホーム 供用開始 (R4(2022))	JR 武蔵小杉駅新規改札口設置に向けた取組等の推進		
	横浜市高速鉄道3号線延伸など周辺環境等の変化に合わせた新百合ヶ丘駅周辺の整備の推進			
地域生活拠点等 の整備 (4-5-2)	登戸土地区画整理事業の推進			
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺における多摩川や生田緑地等と連携した水、緑などの自然が感じられるまちづくりの推進			
	市街地再開発事業の推進や宮前区役所・市民館・図書館の移転に向けた取組など、鷺沼駅周辺等の整備の推進			
幹線道路網の整備 局所的な渋滞対策 (4-7-1 4-7-2)	交差点改良など緊急渋滞対策、道路整備プログラムに基づく計画的な整備の推進			
	京浜急行大師線連続立体交差事業の推進	1期①区間工事完成 (R5(2023))		
	都市交通の円滑化や分断された地域の一体化に向けた JR 南武線連続立体交差事業の推進			
	都市機能の強化に向けた広域的な幹線道路網の整備の促進			
	(仮称) 等々力大橋や末吉橋の橋りょう整備の推進			
鉄道ネットワークの 形成 (4-7-1)	横浜市高速鉄道3号線延伸に向けた調整・事業の推進			
	鉄道輸送力増強の促進及び混雑緩和策の推進			
身近な交通環境の 形成による コンパクトで暮らし やすいまちづくり (1-2-3 4-7-3 4-7-4)	地域特性に応じた効率的・効果的な路線バスネットワークの形成			
	タクシーや施設送迎車等の多様なモビリティ、MaaS等の新技術・新制度の活用など、 多様な主体と連携したさまざまな手法による交通手段の確保			
	安全で快適な自転車ネットワークの構築と自転車活用の促進			
	駅アクセスの向上に向けた取組の推進	JR 稲田堤駅橋上駅舎化 (R5(2023))		
緑と水の環境形成 (3-3-3 3-3-4 3-3-5)	生産緑地地区の特定生産緑地制度の周知及び指定推進などによる、都市農地の保全・活用に向けた取組の推進			
	自然と調和した多摩川の魅力向上と多様な主体と連携した賑わいの創出			
	わんぱくの森など、特別緑地保全地区等の更なる活用の取組の推進			
魅力にあふれる 公園の パークマネジメント (3-3-1 3-3-2)	富士見公園、等々力緑地、生田緑地の魅力向上に向けた 民間活力導入等の推進			
	効果的な民間活用などの多様な主体との連携によるテーマ性のある 魅力的な公園づくりの推進、誰もが多様に活用できる場の創出			
	これまでに蓄積された地域による管理や新たな担い手の発掘による 質の高い公園緑地の維持管理の実施と緑を学ぶ機会の創出			
	多様な主体との連携による緑を活かした公共空間づくりの推進			
地域資源等を 活かした魅力的な 都市空間づくり (1-4-6 3-3-1 4-6-1 4-6-2)	道路や公園・緑地、水辺、農地等のさまざまな緑とオープンスペースの イベントや日常生活における多様なニーズに対応した柔軟な活用の推進			
	既存ストックや地域資源を活かしたリノベーションまちづくりの推進			

市制
100
周年

緑化フェア
開催
(R6(2024))

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

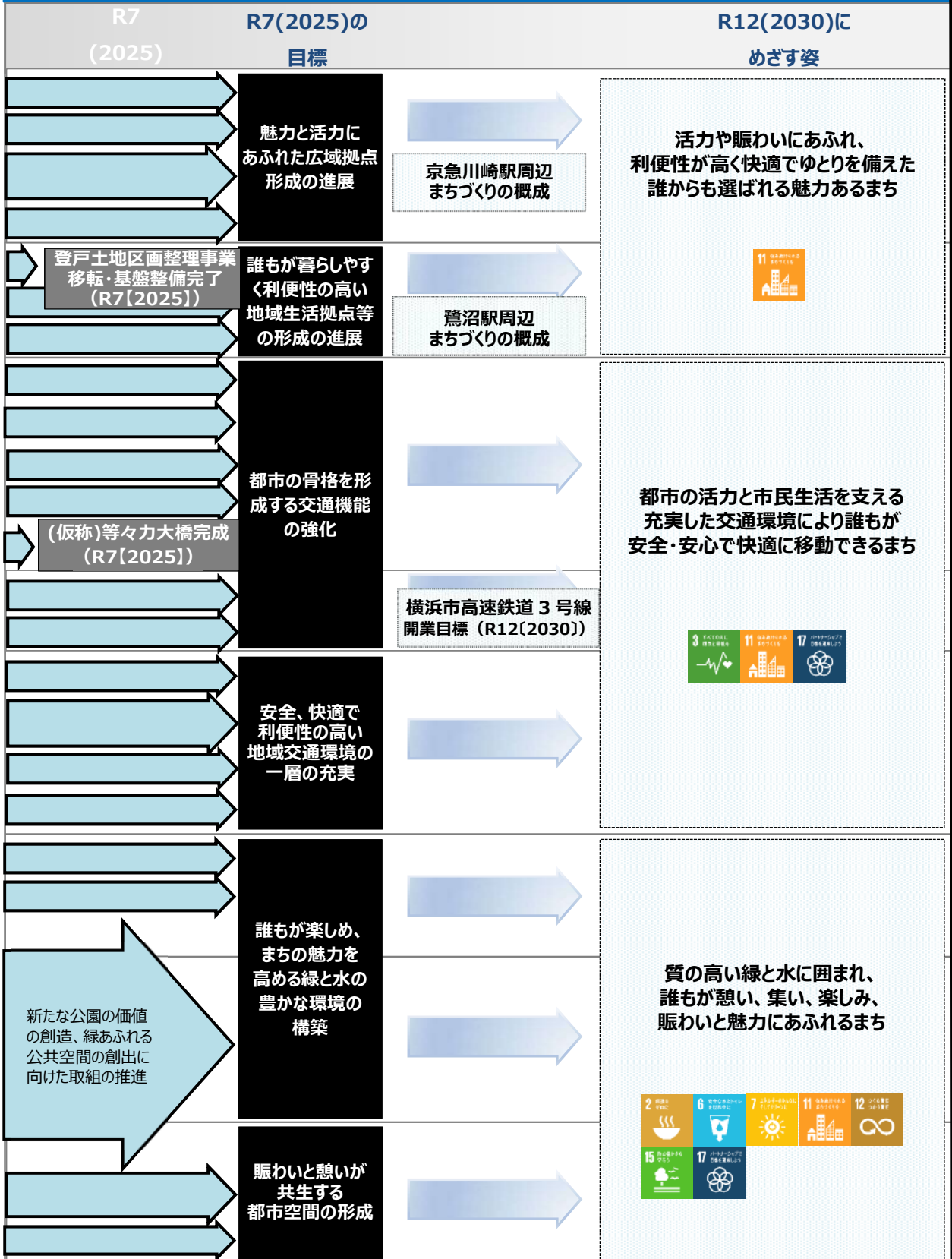
進行管理・評価

政策体系別計画

「成長」戦略

2030 ビジョン

広域拠点・地域生活拠点等の整備を進めるなど、鉄道駅を中心とした便利で快適な暮らしを実現するとともに、都市の活力と市民の日常生活を支える、道路や鉄道網、身近な交通環境の整備により、安全・安心で快適に移動できる職住近接で住みやすいまちをめざします。また、地域資源を存分に活かし、賑わいや、緑と水のうるおいにあふれ、誰もが笑顔でわくわく暮らせるまちをめざします。



総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

政策体系別計画

戦 略

5

「世界に輝き、技術と英知で
未来をひらくまち」をめざす

行程表	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
-----	--------------	--------------	--------------	--------------

脱炭素化の推進 (3-1-1 3-2-2 4-1-1 4-2-4 4-4-2)	2050年の脱炭素社会実現に向けた、市民・企業等との協働による温室効果ガス削減や気候変動適応策の推進
	新型コロナウイルス感染症収束後における環境と調和した経済復興（グリーン・リカバリー）に向けた取組の推進
	グリーンイノベーションの推進、グリーンファイナンス・投資促進の取組の推進
	廃棄物発電の有効活用等により再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む地域エネルギー会社の設立に向けた検討 3 処理センター体制による運営、施設の長寿命化の推進 橋処理センター稼働 地域エネルギー会社設立 (R5〔2023〕)
	市域の再生可能エネルギーの普及拡大に向けた取組の推進
	ごみ減量の推進による政令指定都市最少レベルの維持
	プラスチック資源循環施策の強化・拡充によるリサイクルの取組の推進
	臨海部でのカーボンニュートラルコンピナートの構築に向けた取組の推進、川崎港のカーボンニュートラル化の推進
水素戦略の推進 (4-2-4)	CO ₂ フリー水素の利活用拡大など、カーボンニュートラルを先導する水素社会実現に向けた取組の推進
デジタル化・国際化に対応したイノベーションの推進 (4-2-2 4-2-3 4-2-5)	ライフイノベーション・ウェルフェアイノベーションの推進
	量子コンピューティング技術の普及や人材育成など、新産業の創出に向けた産官学連携によるオープンイノベーションの推進
	行政手続のオンライン化等、デジタルデバイド対策を含めた社会全体のデジタル化の推進
中小企業の支援・商業の振興 (4-1-1 4-1-2 4-1-3 4-2-1)	成長性の高い企業の立地促進や、操業場所の確保等による産業集積の維持・強化など、中小企業が経営力・技術力を強化していくための業種に応じたきめ細やかな支援の充実
	デジタル化や ICT 活用等による生産性向上に向けた取組の推進
	経営者の高齢化や自然災害・感染症等のリスクに対応した事業承継・事業継続への支援
	デジタル化への対応など、商業者支援による活力ある商業地域の形成
	市内中小企業の受注機会の創出に向けた取組の推進
	ものづくりブランドの確立、知的財産の活用、起業・創業の支援、海外展開支援
都市農業の振興 (4-1-4)	農業者・企業・大学・福祉団体等の多様な主体が連携した都市農業の促進
	多様な担い手の発掘・育成、農業者の経営改善のための高収益作物生産に向けた支援
就業の支援 (4-3-1 4-3-2)	若者・女性・高齢者・就職氷河期世代など多様な人材の確保と社会的ニーズに対応した総合的な就業支援
	市内事業所等のワークライフバランスの向上や働き方改革の推進による働きやすい職場環境づくり
臨海部の活性化 (4-4-1 4-4-2)	「臨海部ビジョン」に基づく戦略的マネジメントの推進
	臨海部の基幹産業の動向を踏まえた、新産業創出拠点の形成や大規模な土地利用転換の取組の推進
	インキュベーション機能の強化などによるキングスカイフロントの拠点価値向上
	臨港道路東扇島水江町線の整備など、臨海部の交通ネットワーク強化の取組の推進
	新規航路の誘致・コンテナターミナルの整備推進
	東扇島堀込部の土地造成の整備推進

多摩川スカイブリッジ
(羽田連絡道路)
完成
(R3〔2021〕予定)

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進言管理・評価

政策体系別計画